

国立大学法人熊本大学事業報告書

「国立大学法人熊本大学の概要」

1. 目標

熊本大学は、創設以来地方中核都市に立地する国立の総合大学として充実発展し、その役割を果たしてきた。21世紀に入り、急速なグローバル化が進むとともに、社会からの大学に対する要請も多様化・高度化している。このような状況の中、熊本大学は次の理念・目的を掲げ、構成員の力を合わせてその実現を目指す。

< 理 念 >

熊本大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、総合大学として、知の創造、継承、発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献する。

< 目 的 >

個性ある創造的人材を育成するために、学部から大学院まで一貫した理念のもとに総合的な教育を行う。学部では、現代社会を深く理解できる教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を備え、幅広い専門性を有する人材を育成する。大学院では、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人と研究者を育成する。また、社会に開かれた大学として、生涯を通じた学習の場を積極的に提供する。

高度な学術研究の中核としての機能を高め、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進するとともに、人類の豊かな文化遺産の継承・発展に努める。また、総合大学の特徴を活かして、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究を推進することにより、人間と環境の共生及び社会の持続可能な発展に寄与する。

地方中核都市に位置する国立大学として地域との連携を強め、地域における研究中核的機能及び指導的人材の養成機能を果たす。世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与する。また、知的国際交流を積極的に推進するとともに留学生教育に努め、双方向的な国際交流の担い手の育成を目指す。

2. 業務

国立大学法人の業務は、国立大学法人法第22条に次のように定められています。

(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

- 一 国立大学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

「一 国立大学を設置し、これを運営すること。」は、国立大学法人の基本的な業務として定められていますが、「大学」の目的として、学校教育法には「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と定められています。したがって、国立大学法人の業務としては、「教育」及び「研究」並びに国立大学法人法に定められている「社会貢献」が大学業務の大きな柱であると言えます。

「1. 目標」を実現するため、国立大学法人熊本大学は次のような方針に沿って、具体的業務を実施します。

(1) 教育

一般教育の充実

一般教育の内容、方法、教育環境及び実施体制について、全学的視点から絶えざる点検・評価、見直しを行い、社会の急激な変化や諸科学の高度化に対応し得るよう、広い視野に立ち、主体的に課題を探究し、総合的に判断する能力を涵養するとともに、幅広く深い教養、豊かな人間性、高い倫理観、社会的行動力を備えた人材の育成を目指す。

専門教育の充実

学部の専門教育においては、大学院教育との関連で教育内容を精査・整理し、学修目標を明確化するとともに、基礎的な専門学力の強化と専門知識・技術・技能の向上を図り、その専門性によって社会に貢献できる質の高い人材の育成を目指す。

創造性豊かな高度専門職業人の養成

大学院においては、専門領域の学術を一層深く理解させるとともに、社会人のキャリア・アップ教育を含めて、高い専門性を持つ到達目標を設定し、深い洞察力と総合的な判断力によって学術研究の新たな地平を切り開く、個性と創造性豊かな、国際社会で活躍できる高度専門職業人の養成を目指す。

国際化、情報化に柔軟に対応できる人材の育成

全ての教育課程において、国際的対話力や情報技術活用能力の向上を図るとともに、その教育環境を整備し、我が国の歴史や文化を踏まえながら、国際社会の多様な在り方を理解し、今日の世界が直面する課題の解決に向けて果敢に挑戦する人材の育成を目指す。

社会に開かれた教育活動の推進

本学の教育目的を踏まえ、子供から高齢者まで幅広い年齢層の人々が本学の教育システム並びに多様な知的資産、知的資源を活用し、生涯を通じて自己啓発を行い、自己実現ができる機会と場を提供し、社会に開かれた教育活動を積極的に推進する。

(2) 研究

国際的に卓越した先導的研究の推進

学術研究の中核としての役割を果たすため、適切な人的配置と財政的資源配分を行い、研究環境の整備を図るとともに、国際的な人的交流、学術連携・協力の環を広げ、世界をリードする特色ある先導的研究を推進する。

個性と創造性のある研究の推進

自由な発想に基づく独創的な学術研究を進展させ、真理の探究、知の継承並びに高度の知識・技術・技能の発展に寄与するとともに、適切な評価に基づいて、継続性を必要とする基礎的・基盤的研究の継承と発展を図る。

活力ある学際的研究の推進

生命倫理や地球環境問題等、多面的・総合的な視点からの究明や解決が必要な課題については、総合大学としての特徴を活かして、また、必要に応じて外部の関係機関と密接な連携・協力を図りながら、多様な領域を有機的に統合した研究組織を編成し

て、その課題の解明・解決に取り組む。

(3) 地域貢献・国際貢献

地域社会への貢献

地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業創成、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たす。

国際交流の推進

世界に開かれた情報拠点として、各国の大学や研究機関と学術的・文化的交流を積極的に推進するとともに、本学学生を国際社会に送り出し、留学生教育とその支援体制を充実することによって、学術文化の国際的発展に貢献する。

情報公開と広報の推進

大学に対する社会的要請を常に把握しつつ、本学の理念、目的、目標、入学者受入方針、教育内容、研究内容、地域貢献・国際貢献の状況等、社会が求める情報を公表するとともに、地域社会と国際社会に向けて広範な広報活動を積極的に行う。

3. 事業所等の所在地

黒髪キャンパス（大学本部、文学部、教育学部、法学部、理学部、工学部）

熊本県熊本市

本荘・九品寺キャンパス（医学部、附属病院）

熊本県熊本市

大江キャンパス（薬学部）

熊本県熊本市

4. 資本金の状況

66,954,576,195円（全額 政府出資）

5. 役員の状況

役員の定数は、国立大学法人法第10条により、学長1人、理事6人、監事2人。任期は国立大学法人法第15条の規定及び国立大学法人熊本大学基本規則第20条の定めるところによる。

役職	氏名	就任年月日	主な経歴
学長	崎元 達郎	平成16年4月1日 ～平成18年11月19日	平成14年11月 熊本大学長 平成16年4月 国立大学法人熊本大学長
理事	足立 啓二	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成14年11月 熊本大学副学長 平成16年4月 国立大学法人熊本大学理事
理事	小野 友道	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成15年4月 熊本大学大学院医学薬学研究部長 平成16年4月 国立大学法人熊本大学理事

役職	氏名	就任年月日	主な経歴
理事	平山 忠一	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成15年4月 熊本大学副学長 平成16年4月 国立大学法人熊本大学理事
理事	大迫 靖雄	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成7年7月 熊本大学教育学部長 平成16年4月 国立大学法人熊本大学理事
理事	佐藤 隆	平成17年4月1日 ～平成18年11月19日	平成17年4月 熊本大学事務局長 平成17年4月 国立大学法人熊本大学理事
理事	野口 敏夫	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成9年4月 熊本県弁護士会会長 平成16年4月 国立大学法人熊本大学理事 (非常勤)
監事	高橋 誠一	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成16年2月 清和興業(株)顧問 平成16年4月 国立大学法人熊本大学監事
監事	石見 敏行	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	昭和46年4月 公認会計士石見敏行事務所開業 平成16年4月 国立大学法人熊本大学監事 (非常勤)

6. 職員の状況

教員	1,638人(うち常勤1,018人、非常勤620人)
職員	3,559人(うち常勤1,022人、非常勤2,537人)

7. 学部等の構成

(学部)	文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部、工学部
(研究科)	文学研究科、教育学研究科、法学研究科、医学研究科、薬学研究科、 社会文化科学研究科、自然科学研究科、医学教育部、薬学教育部、 法曹養成研究科

8. 学生の状況

総学生数	11,674人
学部学生	7,957人
修士課程	1,336人
博士課程	680人
専門職学位課程	67人
専攻科・別科	45人
附属学校	1,409人
医療技術短期大学部	180人

9 . 設立の根拠となる法律名

国立大学法人法

10 . 主務大臣

文部科学大臣

11 . 沿革

昭和24年5月 国立大学熊本大学設置
平成16年4月 設置者が国から国立大学法人へ変更

12 . 経営協議会・教育研究評議会

経営協議会（国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関）

氏名	現職
崎元達郎	熊本大学長
足立啓二	熊本大学理事（教育・学生担当）〔副学長〕
小野友道	〃（研究・大学改革・社会貢献担当）〔副学長〕
平山忠一	〃（目標計画・評価・情報・広報担当）〔副学長〕
大迫靖雄	〃（人事・労務担当）
佐藤隆	〃（財務・施設担当）
吉田勇	熊本大学法学部長
谷口功	〃 工学部長
小田切優樹	〃 薬学教育部長
倉津純一	〃 医学部附属病院長
稲垣精一	熊本経済同友会名誉代表幹事、肥後銀行顧問
井上孝美	財団法人放送大学教育振興会理事長
江口吾朗	尚絅学園理事長、学長
小堀富夫	熊本県文化協会会長、株式会社熊本放送 名誉会長・常任相談役
園田頼和	熊本大学工業会（工学部同窓会）会長
田川憲生	株式会社熊本日日新聞社 常務取締役
平田耕也	熊本県工業連合会会長、株式会社平田機工 代表取締役会長
星子邦子	日本消費者協会 消費生活コンサルタント
丸野香代子	株式会社 談 代表
鍵水洋	熊本県総合政策局長

教育研究評議会（国立大学法人の教育研究に関する重要事項を審議する機関）

氏名	現職
崎元達郎	熊本大学長
足立啓二	熊本大学理事（教育・学生担当）〔副学長〕
小野友道	〃（研究・大学改革・社会貢献担当）〔副学長〕
平山忠一	〃（目標計画・評価・情報・広報担当）〔副学長〕
森正人	熊本大学文学部長
岡部勉	〃 文学部教授
吉村豊雄	〃 文学部教授
石原昌一	〃 教育学部長
谷口紘八	〃 教育学部教授
辻野智二	〃 教育学部教授
吉田勇	〃 法学部長
森光昭	〃 法学部教授
山崎広道	〃 法学部教授
河野實彦	〃 理学部長
西山忠男	〃 理学部教授
谷時雄	〃 理学部教授
谷口功	〃 工学部長
蛭原健治	〃 工学部教授
両角光男	〃 工学部教授
湯川恭敏	〃 社会文化科学研究科長
山中進	〃 社会文化科学研究科教授
菅原勝彦	〃 自然科学研究科長
吉玉國二郎	〃 自然科学研究科教授
松本泰道	〃 自然科学研究科教授
阪口薫雄	〃 医学薬学研究部長
山本哲郎	〃 医学薬学研究部教授
寺崎秀則	〃 医学薬学研究部教授
庄司省三	〃 医学薬学研究部教授
高濱和夫	〃 医学薬学研究部教授
志賀潔	〃 医学教育部長
小田切優樹	〃 薬学教育部長
山中至	〃 法曹養成研究科長
山本悦夫	〃 法曹養成研究科教授

氏名	現職
倉津 純一	熊本大学医学部附属病院長
木川 和彦	医学部附属病院教授
中山 仁	" 附属図書館長
宇佐川 毅	" 総合情報基盤センター長
佐谷 秀行	" 生命資源研究・支援センター長
滝口 雅文	" エイズ学研究センター長
田賀 哲也	" 発生医学研究センター長
長谷 義隆	" 大学教育機能開発総合研究センター長
木原 信市	" 医療技術短期大学部部长

「事業の実施状況」

・大学の教育研究等の質の向上

1. 教育に関する実施状況

(1) 教育の成果に関する実施状況

1) 学生収容定員

熊本大学の各年度の学生収容定員については、下表のとおりとする。

熊本大学の平成17年度の学生収容定員については、下表のとおりとする。

学部の学科、研究科の専攻等名		収容定員	収容数	定員充足率
		(a)	(b)	b/a*100
		(人)	(人)	(%)
文学部	総合人間学科	55	59	107.27
	歴史学科	155	179	115.48
	文学科	245	298	121.63
	コミュニケーション情報学科	30	31	103.33
	人間科学科	75	103	137.33
	地域科学科	120	144	120.00
	学部共通(3年次編入)	20	(24)	
教育学部	小学校教員養成課程	440	505	114.77
	中学校教員養成課程	280	334	119.29
	養護学校教員養成課程	80	92	115.00
	特別教科(看護)教員養成課程	40	47	117.50
	養護教諭養成課程	120	130	108.33
	地域共生社会課程	80	91	113.75
	生涯スポーツ福祉課程	160	177	110.63
法学部	法学科	710	779	109.72
	公共政策学科	170	221	130.00
	学部共通(3年次編入)	20	(19)	
理学部	理学科	380	389	102.37
	数理科学科	70	94	134.29
	物理科学科	60	77	128.33
	物質化学科	60	70	116.67
	地球科学科	60	62	103.33

	生物科学科	70	87	124.29
	環境理学科	60	72	120.00
	化学科		1	
医学部	医学科	600	628	104.67
	保健学科	288	289	100.35
薬学部	薬科学科	360	394	109.44
工学部	環境システム工学科	544	638	117.28
	知能生産システム工学科	616	748	121.43
	電気システム工学科	344	430	125.00
	数理情報システム工学科	312	397	127.24
	物質生命化学科	344	391	113.66
	学部共通(3年次編入)	60	(128)	
	合計	7,028	7,956	113.20
	収容定員のない学生を含む		7,957	
	文学研究科(修士課程)			
	人間科学専攻	14	28	200.00
	地域科学専攻	20	21	105.00
	歴史学専攻	20	23	115.00
	言語文学専攻	30	37	123.33
	教育学研究科(修士課程)			
	学校教育専攻	10	17	170.00
	障害児教育専攻	10	11	110.00
	教科教育専攻	68	74	108.82
	養護教育専攻	6	4	66.67
	法学研究科(修士課程)			
	法学公共政策学専攻	48	50	104.17
	法学専攻		12	
	公共政策専攻		7	
	医学教育部(修士課程)			
	医科学専攻	40	42	105.00
	薬学教育部(博士前期課程)			
	分子機能薬学専攻	84	72	85.71
	生命薬科学専攻	54	78	144.44
	自然科学研究科(博士前期課程)			
	物質科学専攻	142	205	144.37
	材料システム専攻	30	66	220.00
	機械システム専攻	84	131	155.95
	数理科学・情報システム専攻	102	99	97.06
	電気システム専攻	54	119	220.37
	自然システム専攻	100	86	86.00
	環境土木工学専攻	54	82	151.85
	建築学専攻	54	72	133.33
	合計	1,036	1,317	127.12
	収容定員のない学生を含む		1,336	
	医学教育部(博士課程)			
	生体医科学専攻	78	30	38.46
	病態制御学専攻	66	31	46.97
	臨床医科学専攻	93	134	144.09
	環境社会医学専攻	27	11	40.74
	医学研究科(博士課程)			
	生理系専攻	14	8	57.14
	病理系専攻	8	1	12.50
	社会医学系専攻	6	2	33.33

内科系専攻		13	19	146.15
外科系専攻		18	31	172.22
脳・免疫統合科学系専攻		22	16	72.72
薬学教育部（博士後期課程）				
分子機能薬学専攻		54	41	75.93
生命薬科学専攻		39	31	79.49
薬学研究科（博士課程）				
薬科学専攻			2	
臨床薬学専攻			2	
社会文化科学研究科（後期3年博士課程）				
文化学専攻		12	25	208.83
公共社会政策学専攻		12	26	216.67
自然科学研究科（博士後期課程）				
生産システム科学専攻		66	64	96.97
システム情報科学専攻		48	65	135.42
環境共生科学専攻		60	80	133.33
物質・生命科学専攻		33	61	184.85
合計		669	676	1010.5
収容定員のない学生を含む			680	
法曹養成研究科（法科大学院の課程）				
法曹養成専攻		60	67	111.67
特殊教育特別専攻科 知的障害教育専攻		30	14	46.67
養護教諭特別別科		40	31	77.50
附属小学校	学級数 18	720	718	99.72
附属中学校	学級数 12	480	474	98.75
附属養護学校	小学部 学級数 3	18	18	100.00
	中学部 学級数 3	18	18	100.00
	高等部 学級数 3	24	28	116.67
附属幼稚園	学級数 5	160	153	95.63
医療技術短期大学部	看護学科	80	83	103.75
	診療放射線技術学科	40	38	95.00
	衛生技術学科	40	38	95.00
	助産学特別専攻	20	21	105.00

注) 印で示してある、文学部、法学部、及び工学部の3年次編入の収容数欄のカッコ書内の数は、内数であり、各学部各学科の収容数に含まれているものである。

計画の実施状況等

a. 学部

文学部

歴史学科

- ・入学定員に対し、入学者の割合が多く、3年次編入者を受け入れていることと全体の5%にあたる留年学生がいるため超過となっている。

文学科

- ・定員（245名）を超過して入学者があり（267名）これに3年次編入学の15名が加わって、総計282名となった。また、留年者が16名いるため超過となっている。

人間科学科・地域科学科

- ・入学定員に対し、入学者の割合が多かったことと卒業者が入学定員を大きく下回っているため超過となっている。

教育学部

中学校教員養成課程

- ・入学定員が70名となっているが毎年度80名程度入学している。それと併せて4年次になると留年生が20名程度となるため超過となっている。

特別教科（看護）教員養成課程

- ・特別教科（看護）教員養成課程は平成16年度から募集停止している。現在在学中の学生は3年・4年であり、留年生がいるため超過となっている。

法学部

公共政策学科

- ・留年者が多いためである。

理学部

数理科学科、物理科学科、物質化学科、生物科学科及び環境理学科

- ・卒業時留年者が多いためである。

工学部

環境システム工学科

- ・留年者が多かったためである。

知能生産システム工学科

- ・入学辞退者を想定し、定員より多めの合格者を発表したが、入学辞退が想定より少なかったためである。

電気システム工学科・数理情報工学科

- ・入学辞退なども勘案し、入学者をやや多めに設定したことで留年者が多かったためである。

b．修士課程（博士前期課程）

文学研究科

人間科学専攻

- ・入学定員に対し、入学者の割合が多かったことと修了者が入学定員を大きく下回っているため超過となっている。

言語文学専攻

- ・入学定員に対する入学者数の超過はなかったが、留年者が多いため超過となっている。

教育学研究科

学校教育専攻

- ・定員が各学年5名となっているが、2年生が11名となっており入学者が多かったことによる超過である。

養護教育専攻

- ・定員が各学年3名となっているが、昨年度の入学者がいなかったためである。

薬学教育部（博士前期課程）

生命薬科学専攻

- ・入学者が多かったためである。

自然科学研究科（博士前期課程）

物質科学専攻・材料システム専攻・機械システム専攻・電気システム専攻・環境土木工学専攻・建築学専攻

- ・社会がより高度な専門知識を有している技術者を必要としているため、大学院への進学者が高く、入学者を多く受け入れているため、在籍者が多くなっている。

c . 博士課程（博士後期課程）

社会文化科学研究科（後期3年博士課程）

文化学専攻・公共社会政策学専攻

- ・優秀な人材が多く、入学定員を上回る入学者となったためである。

医学教育部（博士課程）

全専攻

- ・募集は、専攻単位ではなく、医学教育部として募集するため、結果的に臨床系専攻に希望が偏り在籍者が多くなり、基礎系の在籍者が少なくなっている。

医学研究科（博士課程）

全専攻

- ・平成15年度に医学教育部（博士課程）を設置したため、同年度から募集を止めた。在学者は、4年次生のみであり、理由は、医学教育部（博士課程）と同じである。

薬学教育部（博士後期課程）

分子機能学専攻・生命薬科学専攻

- ・入学者が少なかったためである。

自然科学研究科（博士後期課程）

システム情報科学専攻

- ・例年入学者の約半数が社会人であり、3年を超えて在籍している学生が多いため、在籍者が多くなっている。

環境共生科学専攻

- ・社会人や留学生の入学者希望者が多く、これらの要請に応じているため在籍者が多くなっている。

物質・生命科学専攻

- ・留年者が多いため、在籍者が多くなっている。

特殊教育特別専攻科 知的障害教育専攻

- ・入学者が少なかったためである。

養護教諭特別別科

- ・入学者が少なかったためである。

附属養護学校

- ・より多くの障害のある生徒に高校教育を受けられるような配慮したことと各年度における、受験生の障害の状況と教師及び学習環境を総合的に判断し、入学者を決定したためである。

2) 学士課程（教養教育）

現代社会を深く理解できる教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を涵養する。

- a . 引き続き、「21世紀熊本大学教養教育プログラム」によるカリキュラムを実施するとともに、平成17年度から全面実施する学生による授業評価、明確な授業目標に基づく厳格で一貫した成績評価を基本資料として検証を行い、継続的な改善のサイクルを始動する。

- a . 本学では、新しい教養教育カリキュラム大綱「21世紀熊本大学教養教育プログラム」を、平成15年度策定し、本年度もこれに基づき授業計画を作成し実施した。このプログラムは、従来の「幅広く深い教養を身につける」といった一般的・定型的目的から一歩踏み出し、21世紀を主体的に生きていくために大学レベルに

求められる基礎能力を養成するという観点から、科目の体系を編成し直したものである。

プログラムでは8つの教育目標を策定しており、科目体系をこの目標に対応させるとともにこの目標の下に教科単位の目標を、さらにその下に授業科目ごとに到達目標を定めて各授業の内容と目標の関係を明確化している。

昨年度、継続的に教育改善を行うため、授業評価を中心として授業結果の評価に基づき行う年度ごとの評価・改善サイクルと、教育プログラム自体の検証を行う3年ごとの評価・改善サイクルを策定した。この方針により本年度は、年度ごとの評価・改善サイクルの一環として、授業改善のための学生アンケートを実施し、その結果を集計し分析して、授業の評価を行った。

b．平成16年度の検討結果を受けて学際科目のテーマを実施するとともに、平成18年度実施に向けた新規テーマの検討を行う。

b．学際科目は、他人の考えや異なる価値観を理解する能力を育成し、併せて学生の社会に対する興味と関心を高めることを狙いとしている。

本年度は、50以上のテーマを設定して実施した。この中には、キャリア支援に関する授業テーマや社会問題に深く根ざした現代的テーマを多く設けた。

キャリア支援のテーマとしては、「将来なにをしよう、どんな仕事に就こう」「国際時代における日本社会と職業選択」を開講した。また、新しく開講した現代的テーマの主なものは、「ハンセン病講座」「障害者と福祉」「ジェンダーで読む現代」「現代のエネルギー問題」「高齢社会・どう変わる、どう生きる」「資源・リサイクル問題と暮らし」「インターネットの発展と人間社会」「資本市場の役割と証券投資」等である。

新規テーマを開講するに当たっては、「21世紀熊本大学教養教育目標」の狙いを十分生かすよう、教科集団や関連委員会の議を経て決定しているが、特にキャリア支援のテーマについては、全学の委員から構成される進路支援委員会等の意見を汲み、より全学支援が受けられるように努めている。

3) 学士課程(専門教育)

教養教育との有機的連携を図り、専門知識・技術・技能による課題発見と解決能力の修得を目指すカリキュラムを実施し、社会に貢献できる質の高い専門知識と能力を修得させる。

薬学部・工学部は、平成18年度改組に向け、社会に貢献できる質の高い人材の養成を目指し、新カリキュラムを策定する。

・薬学部

6年制の薬学科と4年制の創薬・生命薬科学科の2学科を平成18年度から設置するため新しいカリキュラムを策定した。

6年制の薬学科では、高度化する医療において薬物治療の指導者となる薬剤師、疾病の予防及び治療に貢献する臨床研究者として活躍する人材の育成を目指し、医療系薬学、衛生・社会系薬学を中心とした応用的学問を身につけ、病院や調剤薬局での半年間に及ぶ実務実習を通して豊かな人間性、柔軟な社会性、倫理観を育むカリキュラムを策定した。

4年制の創薬・生命薬科学科では、創薬科学や生命科学分野をリードしていく研究者、技術者及び医薬品情報担当者等として、活躍する人材の育成を目指し、物理

・化学・生物系薬学の学問基礎を身につけると同時に、早い学年から研究室で第一線の研究活動に参加していく、大学院を先取りしたような研究者マインドを育むカリキュラムを策定した。

・工学部

博士課程前期課程までの6年間を念頭に置いた高度専門技術者育成の体系的な教育体制を整備し、工学基礎教育や「ものづくり創造融合教育」さらには資質が多様化した新入生の接続教育・補習教育を充実させるべく、それぞれ学科の目的に応じたカリキュラムを策定した。

学部共通の教育目標として、JABEEや環境ISOなどの基準に基づく体系的な工学教育、工学倫理や安全工学、数学、物理、化学、生物などの工学に関わる専門的な基礎知識の充実、情報リテラシー教育に加え、それぞれの専門分野における情報教育の充実、プレゼンテーション能力や英語を主としたコミュニケーション能力の重視、インターンシップをはじめとする社会・産業界と密接に関連した教育の充実を図るカリキュラムである。

学部教育と大学院教育との有機的連携の下で大学院への進学を拡充する。

平成18年度実施に向けて、工学部において自然科学研究科の修士課程との連結を重視したカリキュラムを作成する。

工学部においては、博士前期課程までの6年間を念頭に置いた高度専門技術者育成の体系的な教育体制を整備し、低学年で基盤技術分野の基礎教育を実施した後、高学年からコース制を導入する方法で、学生の関心や課題意識に応じて教育内容を深化させるカリキュラムを策定した。これにより、大学院の進学が拡充されると思われる。

4) 大学院(修士課程)

専門教育と大学院教育とを有機的に連携させた一貫性のある教育プログラムを整備し、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する高度の専門知識と課題解決能力を修得させる。

平成18年度実施に向けて、理学部・工学部との連携に配慮した自然科学研究科のカリキュラムを作成する。

科学技術の進展に伴い、理学と工学の教育すべき専門知識が高度化し、学部から博士前期課程まで連続した教育プログラムによる高度な専門教育が必要であることから、専門を深く学び、課題解決に総合的視点から柔軟に対応できる実践的な修士に対する社会的要請を踏まえたカリキュラムを策定した。

具体的には、研究科の専攻・講座を理学部・工学部の学科と連動・体系化させて「理学」「物質生命化学」「マテリアル工学」「機械システム工学」「情報電気電子工学」「社会環境工学」「建築学」とするとともに、理学専攻については、理学部の教育プログラムに対応したコースも新たに設け、6年一貫教育をより明確にした。

また、両者に跨る異分野融合の学際的な専攻として「複合新領域科学」を新たに設置し、この学際的研究の推進により、科学技術を総合的に進化させるとともに、新たな学術領域を開拓することを目指すこととした。

5) 大学院 (博士課程)

社会文化科学研究科：高度な理論知識及び幅広い総合的視野をもって、自立して研究を遂行し得る能力並びに実践的・政策的課題の解決に貢献し得る能力を修得させる。

授業担当教員を増強し、プロジェクト研究を含む授業科目を充実させる。
また、特別研究及び総合演習の指導の改善を図る。

大学院教育の実質化が求められる中で、本研究科では、学際的・総合的な視点に立ったさらなる教育研究の充実を目指している。

このため本年度は文化学9名、公共社会政策学12名の新規授業担当教員を増強した。これにより、新規授業担当教員による新規プロジェクト研究の立ち上げや参加が得られ、組織的な展開・強化につながった。

また、総合演習の実を挙げるため主指導教員を中心とした複数指導教員制をとり、特別演習では主指導教員に配分している学生指導費の運用を弾力化し、フィールド調査、資料調査、及び学会参加等を積極的に促した。こうした改善の結果、本年度は『社会文化研究』(本研究科紀要)への学生投稿論文は21編(前年度は15編)と増加をみた。

自然科学研究科：幅広い分野にわたる創造性豊かな実践的応用能力及び総合的・国際的視野を持つ研究能力を修得させる。

新たなカリキュラムの策定に向けて、引き続き、大学院博士後期課程のカリキュラム及び授業内容の検討を行う。

世界の情勢に応じた国際研究とそれによる次世代研究リーダーの育成を目指した新専攻の創設などを内容とする平成18年度の改組に向けて、大学院教育組織体制全般の見直し、理学部及び工学部の学部専門教育をベースにした大学院カリキュラムの充実、プロジェクトゼミナールを中心とする新しい大学院教育体制の構築等を目指し、新しいカリキュラムや授業科目等の整備を行った。

医学教育部及び薬学教育部：医学及び薬学に関する高度な知識と研究能力、生命と医療に関する倫理観並びに先進的医療を構築・実践できる洞察力と技量を修得させる。

近年の医学・薬学の学術的進展に合わせて、医学教育部及び薬学教育部のカリキュラム構築と授業内容改善のための検討を行う。

医学教育部では、医学研究者・教育者並びに高度医療人を育成することを目指し、文部科学省が公募する『平成18年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ』にエイズに係る幅広い知識と専門性を備えたトランスレーショナル研究の専門家、国際的な視野で活躍できるエイズ研究者などを養成することを目的として「エイズ制圧をめざした研究者養成プログラム」を策定し、応募した。

また、大学院医学教育部教育委員会において、未開講科目の解消、FD活動の実施体制、シラバスの作成や成績評価などの授業内容改善方策について、平成18年度実施を目途に検討を開始した。

薬学教育部では、学部教育で培われた基礎薬科学を基盤にして、生命科学研究、医薬品の創製、臨床及び環境衛生行政など広範な分野で自立して指導性を発揮できる、薬学研究者及び高度な薬の専門家の育成を目指している。『平成17年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ』に、創薬研究者養成を振興する一貫として、「DDS(ドラッグデ

川「リ-システム)スペシャリスト養成プログラム」が採択され、平成18年度からDDSコースを設けるため、規則整備を行った。DDS技術は、医薬品の治療効果を最大化するために、薬剤の作用部位・時間・濃度を制御する技術である。世界的にも全く確立されていないDDSスペシャリスト養成プログラムを確立し実行することで、活性化につながるものと思われる。

6) 専門職大学院 (法科大学院)

社会における基礎的かつ普遍的なニーズ及び新しい法的ニーズに的確に対応できる能力を修得させる。

平成16年度に引き続き、カリキュラムを実施し、併せて授業内容、方法等の改善を行う。

また、引き続き平成16年度に採択された三つの「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」の経費支援を受けて、教育環境を整備する。

本年度は、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価(予備評価)を実施し、適切な教材をもとに双方向的又は多方向的な教育が実施されているかに関して検証と確認を行なった。

予備評価で特に指摘があった厳格な成績評価については、客観性・厳格性の趣旨に基づき、科目間・教員間における評価尺度を複数の教員で共有する等の改善を図ることとした。

また、本年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムの重点経費により、遠隔講義システム及び法律相談システムの高度化を図り、最先端の情報技術を導入し、法曹養成教育を実施した。

司法試験において、全国平均を上回る合格率を目指す。

司法試験に向けて、授業内容の充実を図る。

司法試験において、全国平均を上回る合格率を目指して、新司法試験プレテスト(実施期日：8月6日から9日まで)の問題及び解答の解析を行い、民事実務基礎演習・刑事実務基礎演習における法文書作成教育、及び民事実務基礎演習・刑事実務基礎演習における要件事実教育の充実を図った。

7) 職業観の涵養

職業観を涵養するため、キャリア教育として、職業選択に係る授業科目を学士課程教育の中に開設する。

平成16年度に準備した教養教育におけるキャリア科目を実施するとともに、平成18年度実施に向けて専門教育におけるキャリア科目充実の具体化を進める。

教養教育において、学際科目として、「将来なにをしよう、どんな仕事に就こう」、「国際化時代における日本社会と職業選択」の2科目をキャリア科目として開講した。専門教育のキャリア科目としては、文学部「メディア論実習」、法学部「職業選択と自己実現」、工学部の各演習科目等20科目等が開講されている。

今後も学生の職業観を涵養するため、各学部でキャリア科目充実について検討を深めながら、教養教育からの体系的なキャリア教育のプログラム構築を進めることとしている。

学生が自己の職業適性や将来計画について考える機会となるインターンシップを充実させる。

新たに設置する全学のインターンシップ連絡会議の調整のもとに、学部・研究科ごとの多様なインターンシップを目指すとともに、事前事後指導を充実させる。

新たに設置したインターンシップ連絡会議において、学部により参加者数、実施機関、単位認定基準のバラツキなど、取組や意識に差があることが判明し、今後は、学部独自の進路形成指向にあったインターンシップ開発を検討することとした。

また、多様なインターンシップを目指すために、公募型インターンシップへの参加を促進することとし、公募型インターンシップ情報を幅広く提供するとともに、単位化を進めることで学生の参加意識を高めていくこととした。

事前事後指導については、守秘義務や待遇をはじめ社会人としてのマナーなどの事前指導の徹底や、学部における報告会に低学年者も参加するなどの取組がなされ、その有効性が確認されている。

8) 教育の成果・効果の検証

本学のカリキュラム、FD (Faculty Development) ・授業評価、教育システム等について調査研究し、教育委員会において、実効ある具体的な検証システムを開発し持続的な検証を行う。

平成16年度に策定した方針に基づき系統的に情報を集積し、教育評価の成果・効果の検証を行う。

平成16年度に策定された「教育の成果の検証システムと関連情報の集積」により各部局等の教育単位（学部・学科、教養教育の各教科集団等）毎に、本学の中期計画及び認証評価の基準に相応したデータの集積を開始した。

教育評価の成果・効果の検証については、学生による授業改善のためのアンケート結果及び自由記述を連関させて分析することにより、かなり特徴的なものが把握できた。

文系では、自己向上感のある授業、効力感のある授業、有用性を認識させる授業、学びの過程をモニタリングできる授業、わかりやすい授業、双方向性のある授業、リアリティのある授業、よい教材で教材の適切な使い方のある授業、協働の学びのある授業等が高い評価を得た。

理系では、わかりやすい授業、学びの過程をモニタリングできる授業、よい教材で教材の適切な使い方のある授業、自己向上感のある授業等が高い評価を得た。

学部等固有のものとしては、授業で学んでいることの意義が学生にとって明確なものに対する評価が高かった。

教養教育のうち既修外国語及び初修外国語の授業において、学生が有意義度を高く評価した授業の自由記述を分析した結果の特徴は、当該外国語の話されている国の文化を紹介し、学生が学ぶ外国語への関心を高める工夫を行っている授業、教員自身の体験談、映画やビデオなどを取り入れている授業を高く評価している。また「わかりやすさ」（ただし、いくつかの要素を含む。）を心がけている授業でも評価が高かった。

学生アンケート調査等による授業評価を行い、教育の成果・効果を検証する。

平成16年度後学期から開始した学生への「授業改善のためのアンケート調査」と、

平成17年度から開始する「厳格で一貫した成績評価」とを併せて実施し、その結果を分析して教育の成果・効果を検証し、改善を図る。

全学規模で実施した、学生による授業改善のためのアンケート及び自由記述等をもとに、実施組織である教育委員会から集計結果や問題点等を発信し、各教育単位ではこれらをもとにFD研修会等を実施した。そして、教育単位と教員間で問題点等を相互にフィードバックして、授業目標の明確化・体系化、成績評価基準の具体化等について意識を共有化することで、シラバス等の改善に反映させた。

卒業生や学外者（就職先）等へ教育に関する調査等を実施し、その結果を教育にフィードバックして、更なる改善を図る。

卒業生や就職先等に対する教育の成果に関する調査を実施し、その結果を分析する。

人材養成の教育の成果・効果を検証し、その結果を本学の教育に反映し更なる改善を図るため、各学部等の同窓会の協力を得て、卒業生・修了生や就職先等に対し、アンケート調査を行った。

調査内容は、卒業生・修了生から見た本学教育の実社会における有用性、業種や職種、卒業・修了時の就職状況等及びこれらの経年把握などとした。本年度はデータ収集と集計を行い、本格的な結果の分析は次年度に実施することとした。

TOEIC等の外部試験を用いた教育成果の検証を、可能な分野から採用する。

平成16年度に引き続き、学部学生1年次に対し、TOEICのIPテスト（団体特別受験制度）を課し、CALL授業の成績評価に繰り込み、平成16年度に実施した成績評価の結果から教育成果の検証を行う。

英語B - 2受講の1年生に対してTOEIC-IPを受験させ、英語学習支援システムCALL授業の成績評価の50%に繰り込んだ。なお、CALLは 学習時間・成績分布等の自己学習履歴が一目でわかること、 授業時間以外でも利用できること、 内容がTOEIC受験の練習にもなること、 TOEICなど外部試験について一定以上得点すれば英語科目の単位が認定されることなどから、CALLが自学習の動機付けとなり、外部試験の受験者増にも繋がった。

外部試験による単位認定者だけをみても、平成16年度の77人から本年度は88人に増加した。「実用英語技能検定1級、TOEFL550点以上、TOEIC730点以上」の該当者は、平成16年度は18人（うち1年次16人、以下同じ。） 本年度は19人（18人）、1ランク下の「実用英語技能検定準1級、TOEFL530～549点、TOEIC 675～729点」の該当者は、平成16年度の17人（14人）から、本年度は27人（19人）に増加した。これは、本学の厳格で一貫した成績評価の担保を示す一端といえる。

技術者教育をはじめとする専門職業教育の分野において、可能な分野から、JABEE等のアクリディテーション（適格認定）システムの活用を図り、教育の成果・効果の検証に活用する。

平成16年度に引き続き、JABEE・ISOの認証を受けた学科における教育の成果・効果の検証を行い、工学教育の改善を重ねる。

また、法曹養成研究科において、大学評価・学位授与機構が行う法科大学院認証評価の予備評価を受ける。

工学部では、JABEEの認証を受けた環境システム工学科の土木系・建築系、知能生

産システム工学科の機械系・マテリアル系、電気システム工学科及びISOの認証を受けた物質生命化学科において、教育の成果・効果について、学生への授業アンケートを実施し、達成度評価を実施してその結果を学生に公表するとともに、次年度以降の授業改善に活かしている。

本年度、法曹養成研究科では、法科大学院認証評価の予備評価を受け、教育現場の視察、訪問調査ミーティング、法科大学院関係者（責任者）との面談、法科大学院の一般教員との面談、根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認、学生との面談、学習環境の状況調査が行われた。

（２）教育内容等に関する実施状況

１）アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーを、大学の広報誌・ホームページなどを通じて広報し、高等学校・企業・地域社会などへの周知徹底を図る。

全学的なホームページ改修の一環として、各学部、研究科及び教育部のホームページを改修するとともに、アドミッション・ポリシーを含めた受験生受入れに向けた広報を充実させる。

広報の質を更に向上させるため、全学的な見地からホームページ（Webページ）を改修した。また、高校生の情報端末として最も普及している携帯電話サイトを立ち上げ、入試情報がより身近に入手できるようにした。これらにより、アドミッション・ポリシーを含めた広報を充実させることができた。

また、「熊本大学案内のDVD版」を制作するとともに、熊本大学のホームページ（Webページ）に掲載し、全国に向けて広報展開した。

アドミッション・ポリシーに応じた学生の受入れや、社会人、留学生など幅広い人材の積極的な受入れのため、推薦入試を含め入学者選抜方法の改善について検討し、必要な改善策を講じる。

平成16年度に実施した入学者の追跡調査の分析結果を踏まえ、入学者選抜方法の検討を行い、平成20年度入学試験の入試大綱を決定するとともに、平成18年度以降の入試実施方法に反映させる。

入学者の追跡調査を分析した結果、模擬講義を聴いた後、作文と集団面接により、文章力、理解力、ディベート能力等を判断する、特徴ある推薦入試形態を実施している法学部において、入学後の成績が顕著に良好であった。

このことを考慮しつつ、平成20年度以降の入試については、現行の選抜方法を大きく変更しない中で、学部学科の特性を活かした改善、とりわけ推薦入学を拡大・充実する方向で検討を行った。

大学の教育研究の実態を高校生へ周知するため、体験入学、オープンキャンパス、学部説明会などの充実に努めるとともに、高大連携を推進する。

平成16年度に実施したオープンキャンパスのアンケート結果の分析等を踏まえて、オープンキャンパス等の運営方法についての改善を図る。

熊本県高等学校進学指導連絡協議会との入試に関する懇談会及び熊本大学と熊本県高等学校長会との懇談会等については、引き続き実施する。

平成16年度に引き続き、スーパーサイエンスハイスクール事業及びIT人材育成プ

プロジェクト事業の支援を行う。

昨年度のアンケート結果を踏まえ、本年度のオープンキャンパスでは、新たに文学部の模擬授業、五高記念館の公開、サークル紹介、eラーニングやCALLシステムの体験等を実施した。

本年度も参加者にアンケートを実施したところ、熊本大学のホームページ（Webページ）を見て参加した生徒が増加したこと、特に高校3年生の満足度が上昇したことがうかがわれた。また、来年度からオープンキャンパスの開催日を、8月第2週の火曜日に固定化させたことにより、高校等への周知を早期に徹底させることが可能となり、県外からの参加者の増加がさらに見込まれる。

8月に「熊本県高等学校進学指導連絡協議会との入試に関する懇談会」を、10月には「熊本大学と熊本県高等学校長会との懇談会」を開催し、県内の高校との連携を図った。

スーパーサイエンスハイスクール事業は、熊本県立第二高校が本事業の選定を受けており、同校からの依頼を受け体験学習講座（理学系、工学系、薬学系）への協力を行った。（14講座、参加生徒数184名）

IT人材育成プロジェクト事業は、熊本県立熊本工業高校が本事業の選定を受けており、同校との連携を取りながら、運営指導委員会での指導・助言、熊本県高等学校工業部会総会での講演、プログラミング実習への支援等を行った。

2) 学士課程

新しいカリキュラムの基本的枠組みを示した「21世紀熊本大学教養教育プログラム」に明示された新たな教育目標を基にカリキュラムを編成し、実施する。

平成16年度に引き続き、「21世紀熊本大学教養教育プログラム」によるカリキュラムを着実に実施する。

本学では、平成15年度に策定した新しい教養教育カリキュラム大綱「21世紀熊本大学教養教育プログラム」を昨年度に引き続き本年度も実施した。これは、従来の「幅広く深い教養を身につける」といった一般的・定型的な目的から一歩踏み出し、21世紀を主体的に生きていくために大学レベルに求められる基礎能力を養成するという観点から、できる限り具体的な到達目標を設けた上で、科目の体系を編成し直したものである。

参考：「21世紀熊本大学教養教育目標」

現代社会を理解するために必要な、社会・文化・人間に関する基本的知識の習得をはかる。

現代社会を理解するために必要な、現代科学に関する基本的知識の習得をはかる。

学術研究の一端にふれ、学問に対する興味や関心を高める。

自分自身で問題を発見し、それを発展させる能力の育成をはかる。

自己を見つめ直し、他人の考えや異なる価値観を理解する能力を育成する。

地域や社会に対する関心を高め、幅広い視野を持つよう促す。

国際社会に積極的に参加できる外国語運用能力と異文化包容力を育成する。

日常的に使える、引き続き自分で発展させることのできる情報処理能力を育成する。

英語によるコミュニケーション能力の重要性に鑑み、英語での討論・プレゼンテーションの基礎能力を育成するため、CALL(Computer Assisted Language Learning)教育を充実させるとともに、指導体制と評価方法の改善を進める。

平成16年度の英語教育方法の調査・研究の結果を受けて、学力診断を基礎に適切な指導を行うとともに、平成18年度実施に向けて、新しい英語教育方法の検討を行う。

新しい英語教育方法の導入に向けて、一部のクラスで英語学力診断テストを試行し学習診断を行うとともに、TOEIC-IPとの相関関係及びCALL教育の効果の分析・検討を行った結果、英語が苦手な学生のために、『基礎力充実コース』を自由選択外国語英語の一部として、平成18年度から開講することとした。また、これに関連して、コンピュータによる英語力診断テスト(CASEC)を学生自身が自主的に受け、自己の英語力の確認もできる態勢を整えた。

また、CALLシステムの機能強化を実施するために、学習の幅を広げるための学習教材の追加、学習支援のための学習履歴の詳細化、及びシングルサインオンのための認証システムの標準化を行ったことで、CALL教育の充実を図った。

急速な情報化に対応できるように、主体的に情報を収集・分析・判断・創作・発信する能力とともに、情報モラルや、情報機器及び情報通信ネットワークの機能に関する基本的知識や能力の育成を図るために、情報関係科目を充実させる。

高等学校の新教科「情報」に関する内容及び実施の態様を研究し、高等学校との連携のもとに受入態勢を整備する。

また、引き続き「特色ある大学教育支援プログラム」の経費支援を受け、情報リテラシー関係分野の教材内容の充実や、教育用独自ソフトウェアの開発研究を推進する。

高等学校の新教科「情報」で利用されているテキストについて簡単な調査を行うとともに、九州地区大学一般教育研究協議会情報教育部会で関係の情報を収集した。また、熊本工業高校のIT人材育成事業の運営委員を務めるなど、同高校へのTAの派遣やコンテンツの開発の支援などを継続的に行った。これらによって収集した情報を総合して、授業科目「情報」へ対応するための発展的コンテンツを本年度のコンテンツに追加するなど、平成18年度入学の新課程学生に対する情報基礎教育の内容を改訂することで受け入れ体制を整備した。

本年度も「情報基礎」教育に関して、責任編集担当をきめて、継続的にオンラインテキスト及びLMSを活用した理解度確認テストを贈補、改訂することにより情報リテラシー教育用の教材内容を充実させた。

また、熊本大学で独自に開発した教育用電子メールソフトSeemitの機能改善、Linux版の開発を行うなど、教育用ソフトウェアの開発・改良を行った。

少人数クラスの基礎セミナーを中心とする転換教育を充実させる。

平成16年度の実施結果の検証を踏まえて、新たに作成した「基礎セミナー共通指導ガイドライン」に基づき基礎セミナーを実施し、充実改善を図る。

基礎セミナーは、大学教育のオリエンテーション科目として位置づけ、1クラス20名程度の人数で実施している。

本年度も、「基礎セミナー共通指導ガイドライン平成17年度版」に基づき基礎セミナーが実施され、成績評価を合否2段階としたことで、昨年度の検証で指摘があったクラス間の成績評価の不公平が改善され、成績評価の一貫性を図るとともに学生の学

習意欲を向上させることができた。

入学者の多様化に応じた教育を円滑に行うため、数学・理科などの自然科学についての補習教育を充実させる。

平成16年度の研究成果を受けて補習教育の教材開発と教育方法の検討を継続し、平成18年度からの本格実施に向けて準備する。

理学部では、新学習指導要領のもとで教育を受けてきた学生に対する教育内容を検討し、共通教科書の執筆・選定などを通して対応を取っている。

新入生の高校における履修状況を見ると、化学はほとんどの学生が履修し、物理と生物は半数程度が履修、地学はほとんどの学生が未履修となっている。そこで物理と生物については、既修者クラスと未修者クラスを設定し、未修者クラスにおいては高校の内容までさかのぼって教育を行っている。地学についても、高校の内容も含めた講義内容を組み立てている。

また、eラーニングを活用することで高校における未履修科目の補習教育が可能ではないかと考え、地学・物理を中心に基礎的な用語・概念を習得させるコンテンツを開発し、試行を行った。

工学部では、低学年の物理、化学などの分野の工学基礎教育や補習教育、接続教育の必要性について、本年度の新入生に対して履修確認のアンケートを行った。このアンケートで、基礎知識が不足する場合、何を望むかを選択式で尋ねた物理の結果は、質問の場所・機会が209件、補修授業が136件、その他12件（自習で対応する、高校の教科書を復習する、わかりやすい参考書の紹介や配布、授業中の不足プリントの配布、演習問題の実施を希望）であった。

平成18年度も同様なアンケートを実施し、学生の質向上に向けての授業プログラムの開発に取り組み、実践方法等を検討していくこととした。

国内外の大学との単位互換の枠を拡大する。

放送大学との共同研究プロジェクトを実施し、放送大学との連携のあり方を検討する。

各部局と連携し、国際的な学生交流協定の締結数を増やす。

また、現況の単位互換制度の改善点を整理し解決に努める。

放送大学が開設する特定の授業科目を本学の教育課程に取り入れ、有効に活用するための共同研究プロジェクトに関する覚書を締結した。本年度には放送大学の法学部専門科目に26名、教養教育科目に25名の履修者があり、履修者にアンケートを取ることにより、放送大学の授業科目の教育効果についての検証を行った。その結果、履修者の大半はその教育効果について「ほぼ良好」と判断しており、今後も継続して連携のあり方を検討する。

昨年度、国際交流推進会議において、国際交流協定に基づく学生交流の推進について検討した結果を受け、本年度は、大学間で5大学と部局間で5大学の交流協定を締結した。

現況の単位互換制度の改善のため、平成15年度に派遣した交換留学生について、短期留学に伴う在学期間等を調査した結果、多くの学生が在学期間を延長している実態や、カリキュラムの修学上の問題で期間を延長せざるを得ない状況等が明らかとなり、今後解決に努めていくこととした。

各学部の教育目標に応じた教育プログラムの研究開発を進める。

薬学部・工学部において、平成18年度実施に向けて新カリキュラムを策定する。
文系学部の教育の現状分析をもとに、教育プログラム設定の再検討を行う。
学部を超えて取得する免許・資格科目のための授業実施体制のあり方について、検討を行う。

薬学部では、6年制の薬学科と4年制の創薬・生命薬科学科の2学科を来年度から設置するため新しいカリキュラムを策定した。6年制の薬学科では、高度化する医療において薬物治療の指導者となる薬剤師、疾病の予防および治療に貢献する臨床研究者として活躍する人材の育成を目指し、医療系薬学、衛生・社会系薬学を中心とした応用的学問を身につけ、病院や調剤薬局での半年間におよぶ実務実習を通して豊かな人間性、柔軟な社会性、倫理観を育むカリキュラムを策定した。4年制の創薬・生命薬科学科では、創薬科学や生命科学分野をリードしていく研究者、技術者および医薬品情報担当者等として活躍する人材の育成を目指し、物理・化学・生物系薬学の学問基礎を身につけると同時に、早い学年から研究室で第一線の研究活動に参加していく、大学院を先取りしたような研究者マインドを育むカリキュラムを策定した。

工学部では、学部共通の教育目標として、JABEEや環境ISOなどの基準に基づく体系的な工学教育、工学倫理や安全工学、数学、物理、化学、生物などの工学に関わる専門的な基礎知識の充実、情報リテラシー教育に加え、それぞれの専門分野における情報教育の充実、プレゼンテーション能力や英語を主としたコミュニケーション能力の重視、インターンシップをはじめとする社会・産業界と密接に関連した教育の充実を図るカリキュラムである。

文系3学部は、教職免許教科や学芸員課程等、カリキュラムが重複している面もあることから、そのあり方を含め、引き続き検討を行っている。

なお、教職課程については、文系3学部及び理系3学部で開設されていることから、円滑に実施できるよう教職科目担当者の全学的調整を行う委員会を設置し、経済支援も含めて改善を図った。また、学芸員資格取得希望者の漸増等もあり、博物館実習の受入先の確保や学生の負担減の面から、本学の「五高記念館」を博物館相当施設として指定を受けられるよう準備を進めている。

高学年において卒業研究以外の授業でも、プロジェクトベースト・ラーニング（課題設定・解決型学習）の導入を推進する。

工学部における「ものづくり創造融合工学教育事業」の一環としてのプロジェクトベースト・ラーニングの実施を進めるとともに、プロジェクトベースト・ラーニングの実施方法をも含む『教育方法改善ハンドブック』（仮称）を作成し、他の学部への拡充を図る。

工学部においては、「ものづくり創造融合工学教育事業」の一環として、体感型授業や問題解決型授業など、実践的な知的ものづくり授業科目の開発・実践プロジェクトを学内公募し、実践している。

近年、この学生参加型のプロジェクトベースト・ラーニング（課題設定・解決型学習法）を取り入れた授業の研究が進み、実践し成果を上げている。このため、今後その手法を取り入れようとする教員の一助に、『教育方法改善ハンドブック』を作成し、学内外の事例等も交えたプロジェクトベースト・ラーニングを紹介した。また、オンライン版とすることで他の学部への拡充を図ることができた。

3) 大学院修士課程と博士課程

修士課程と博士課程との関連に配慮しつつ、各研究科の目的に照らして、教育課程の改善を進める。

平成18年度実施に向けて、自然科学研究科のカリキュラム改革を進める。

文系学部・大学院の現状分析に基づく人材養成計画の再検討を行う。

科学技術の進展に伴い、理学と工学の教育すべき専門知識が高度化し、学部から博士前期課程まで連続した教育プログラムによる高度な専門教育の強化が不可欠になっていることに配慮し、専門を深く学び、課題解決に総合的視点から柔軟に対応できる実践的な修士に対する社会的要請を踏まえたカリキュラムを策定した。具体的には、研究科の専攻・講座を理学部・工学部の学科と連動・体系化させて「理学」「物質生命化学」「マテリアル工学」「機械システム工学」「情報電気電子工学」「社会環境工学」「建築学」とするとともに、理学専攻については理学部の教育プログラムに対応したコースも新たに設け、6年一貫教育をより明確にした。また、両者に跨る異分野融合の学際的な専攻として「複合新領域科学」を新たに設置し、この学際的研究の推進により、科学技術を総合的に進化させるとともに、新たな学術領域を開拓することを目指すこととした。

さらに、博士課程では、学際的・総合的な研究能力と高度な洞察力を有する創造性豊かで現代社会の要請に応えうるバランスのとれた人材を育成する見地から、その一環として28の異なるプロジェクトゼミナールを設定した。

平成18年度から社会文化科学研究科に修士課程の「教授システム学専攻」を開設することとしたが、引き続き大学院文学研究科・法学研究科・社会文化科学研究科並びに教育学部において、新たな大学院構想を検討する。

課題探求能力の涵養を目指すカリキュラムとして、プロジェクトベース・ラーニング、フィールドワーク、プロジェクト研究などを充実する。

平成16年度の研究結果を踏まえ、自然科学研究科のカリキュラムにプロジェクトベース・ラーニングの実施を含む『教育方法改善ハンドブック』（仮称）を作成し、他の研究科等への拡充を図る。

プロジェクト研究を実施している社会文化科学研究科に加え、新たに自然科学研究科でも、専門を深く学び、課題解決に総合的視点から柔軟に対応できるよう、プロジェクトベース・ラーニングの実施を含んだ実践的なカリキュラムを策定し、キックオフ・プロジェクトゼミナールとして実施することとした。

このため、その手法を活用しようとする教員の一助に、『教育方法改善ハンドブック』を作成し、学内外の事例なども交えたプロジェクトベース・ラーニングを紹介した。また、オンライン版とすることでこの授業方法の拡充を図った。

国際的教育を促進するため、英語による講義を拡充する。また、国際会議・シンポジウムなどへの学生の出席や発表を奨励し、単位化を図る。

平成16年度に引き続き、英語による講義の拡充を検討する。

また、引き続き、国際会議等での研究発表に基づく単位科目及び単位認定基準のあり方について、調査検討するとともに、出席や発表を支援する方策を検討する。

英語による講義の拡充を図り、本年度は91の講義を実施した。また、自然科学研究科では、学生の国際交流促進のための学長裁量経費による「国際奨学事業」に、さら

に研究科長裁量経費を上乗せし、大学院学生の国際学会及び国際シンポジウムへの参加並びに国際活動を助成し、促進を図った。その結果、47名の学生が同奨学事業に基づき、国際会議等に参加し発表を行った。また、今年度上海で行われた「上海フォーラム」へは21名の学生が参加し発表するとともに、中国の学生との交流を深めた。

自然科学研究科では、平成18年度から国際学会や国際シンポジウムで、英語で発表した（オーラルもしくはポスターで）学生に「特別プレゼンテーション」として単位認定する予定である。

4) 法科大学院

プロセスとしての法曹養成を実現するため、毎回の授業目標を明確化し、その目標達成の積み重ねを確認するなど、段階的・系統的な教育を実施する。

設置計画に基づき作成されたカリキュラムに従い、理論と実務を架橋するための実務基礎演習科目を実施するとともに、法律基本科目の授業内容、方法等の改善を行う。

既存の法律実務基礎科目（法情報調査、法曹倫理、リーガルクリニック、エクスターンシップ）について、授業内容と年次配当の見直しを行い、法律実務基礎科目の再体系化に着手した。併せて、法律基本科目である民事実務基礎演習及び刑事実務基礎演習については、教育内容を精査して、法律実務基礎科目に再編する方向での検討に着手した。

実践的能力習得のため、リーガルクリニックやエクスターンシップの充実を図る。

弁護士など実務家と協力して、リーガルクリニックやエクスターンシップの授業科目を実施する。

エクスターンシップ（弁護士事務所において、弁護士の日常業務に触れながら、法曹として身に付けるべき実務に関する感覚や能力の基礎的養成を目的とする研修）について、臨床教育プログラムを策定して、弁護士事務所4ヶ所で実施した（受講者4人）。

リーガルクリニック（弁護士資格を有する実務家教員の指導の下で実施される法律相談）については、受講希望者がいなかったため実施しなかったが、次年度の授業準備のために無料法律相談1回（相談件数2件）を実施した。

5) 多様な教育方法

演習・実験・実習や共同制作のみならず、講義においても教員と学生との密接なコミュニケーションを図るため、双方向教育の改善を図る。

平成16年度の研究結果を踏まえ、双方向的な教育の実施方法をも含む『教育方法改善ハンドブック』（仮称）を作成し、双方向教育の拡充を図る。

近年、教員と学生との密接なコミュニケーションを図る、双方向教育の改善に取り組んでいる教員が増加している。学生による授業改善のためのアンケート及び自由記述等でも、コミュニケーションなどが図られている授業の評価は高い。

このような観点から、教員の双方向教育実践の一助とするために、オンライン版の『教育方法改善ハンドブック』を作成し、双方向教育に関する学内外の事例等も紹介した。また、オンライン版とすることで双方向教育の拡充を図ることができた。

シラバスに予習・復習のための方法や参考文献・教材などを明示するなどにより、予習・復習を前提とする授業を展開する。

平成16年度の検討を踏まえ新たに作成されたシラバスによる授業の実施状況を検討して、更なる改善を図る。

また、学生に対するWebCTを用いた学習情報の提供の普及に向けて、教員への情報提供・講習活動を行う。

各教育単位でシラバスをもとに、シラバスによる授業の実施状況や成績評価について検討し、平成18年度以降、授業目標と成績評価基準がいっそう明確となるようシラバスの改善を図った。

また、授業改善のためのアンケート結果等の公表にWebCTを利用するとともに、簡単に操作できるようにWebCTの改善を行ったことで、これを用いて予習・復習の情報提供をする教員が増え普及につながった。

インターンシップ・体験実習や地域社会で活躍中の社会人による特別講義などの体験型の授業を拡大する。

全学のインターンシップ連絡会議の下でインターンシップを拡充するとともに、教育学部のフレンドシップ事業、工学部のものづくり創造融合工学教育、薬学部の6年制教育計画等において体験型の授業の充実を図る。

新たに設置したインターンシップ連絡会議において、学部により参加者数、実施機関、単位認定基準のバラツキなど、取組や意識に差があることが判明し、今後は、学部独自の進路形成指向にあったインターンシップ開発を検討することとした。また、公募型インターンシップへの参加を促進するため、公募型インターンシップ情報を幅広く提供するとともに、単位化を進めることで学生の参加意識を高めていくこととした。

教育学部では、不登校児童生徒への支援活動として、熊本市教育委員会と連携したユア・フレンド活動を展開している。学生は、教科中心の教育実習とは異なる、1年間以上にも及ぶ長期間のこの体験活動を通して、不登校児童生徒への理解・コミュニケーションスキルの向上、支援の進め方等、教員としての基本的能力を育成する有効な実践活動となっていることが明らかにされているので、この体験事業の推進を図った。

工学部においては、「ものづくり創造融合工学教育事業」の一環として、体験型授業を拡大した。学内公募による「体感型授業や問題解決型授業など、実践的な知的ものづくり授業科目の開発・実践プロジェクト」、「地域連携・分野融合型学生研究推進プロジェクト」、学外専門家や卒業生による連続特別講演（工学部Xプロジェクト）、地元と連携した「まちなか工房」などがある。

薬学部においては、高度専門薬剤師の養成を目指し、使命感、臨床対応基礎力、問題発見・解決能力を段階的に醸成する体験重視型・多種類参加型の教育プログラムを策定し、平成22年度からの長期実務実習に向けて、医学部附属病院の協力による独自の体験型実習を計画中である。

国際的視野と外国語能力を高めるため、交流協定校における学習を奨励する。

留学説明会の早期開催や単位互換制度等の充実により、短期留学した学部学生が在学期間を延長せず卒業できるよう支援する。

4月に、新入生歓迎行事の一環として留学情報ブースを設け、交換留学制度に関する説明を行い、交換留学制度に関するチラシを配布した。また、TOEFL-ITP受験など、留学準備に早く取りかけられるよう、例年6月中旬に行っていた留学説明会を5月中旬に開催した。10月に、留学先から帰国した学生による留学成果発表会を実施し、同時に協定校のパネル展示や留学情報の提供を行って、参加した約50人の教員・学生に対し交換留学への関心を促した。

また、学生が帰国後に確実に単位互換できるよう、必要書類や手続きについて、事前のオリエンテーションを充実させるとともに、ホームページ（Webページ）を活用し、交換留学における単位認定制度について学生への情報提供を行った。さらに制度の改善のため、平成15年度に派遣した交換留學生について、短期留学に伴う在学期間の延長年数と留年の理由を調査した結果、多くの学生が在学期間を延長している実態や、修学カリキュラム上の問題で期間を延長せざるを得ない状況等が明らかとなり、今後の対応を検討することとなった。

派遣先協定校への関心を高めるため、12月に豪・ニューカッスル大学から講師を招き、「海外協定校による学部体験授業」を実施したところ、約120人の参加があった。3月には、同じくニューカッスル大学に8人の学生を派遣し、サマースクール形式による短期留学セミナー（2週間）を実施した。

教育効果を高めるため、T A（Teaching Assistant）制度の運用を充実させる。

平成16年度の検討結果を踏まえ、T Aの運用方法をも含む『教育方法改善ハンドブック』（仮称）を作成し、全学的に拡充を図る。

教員が授業方法の改善を行う際の指針となるものを提供するため、その検討を行う研究会「フロンティア教育プロジェクト研究会」を設置し、『教育方法改善ハンドブック』を作成するとともに、教育効果を高めるため、T A制度の運用・充実について、教養教育に係る「ティーチング・アシスタント取扱要領」を作成した。なお、引き続き全学的に充実を図るため検討することとした。

情報機器・視聴覚機器を活用したe-learningシステムなどの教育方法や教材の開発・運用を進める。

インストラクショナル・デザインの専任教員を配置し、e-learning教材作成の支援を行う。

教育方法や教材の開発・運用を進めるために、インストラクショナル・デザイン分野を専門とする2名の教員を配置し、総合情報基盤センター内に設置された教材作成室の非常勤スタッフの組織化及び指導を行い、附属図書館利用、物理学、情報技術に関するe-Learning教材作成の支援を行った。

教育方法の改善を図るため、F D研修会・公開模擬授業・教員相互授業参観などのF D活動を強化拡充する。

平成16年度に決定した厳格で一貫した成績評価、学生による授業評価等をもとに、授業成果の検証を教員が集団的に行う授業改善活動を全学的・継続的に実施する。

プロジェクトベースト・ラーニングなど、新たな教育方法に関するF D研修活動を実施するとともに、引き続きF D研修会・公開模擬授業・教員相互授業参観などのF D活動を強化する。

厳格で一貫した成績評価に基づいた成績分布のデータや授業改善のためのアンケート

ト結果等をもとに教育単位ごとのFD研修会等を開催し、授業目標体系の組立を開始した。

(1) FD研修会については、各教育単位で開催した。教養教育に関しては、全体会1回及び24教科集団からなる分科会を1～2回開催した。

また、全学部・研究科では、ワークショップやシンポジウムなど、1～2日間開催し、教員のほか学生が参加した学部もあった。

(2) 教員相互授業参観については、理学部で1週間にわたり、理学科共通科目の12科目について行った。また、自然科学研究科で理学系・工学系の科目について、それぞれ2回実施し、法曹養成研究科では、収録授業のDVDを活用して行った。

(3) 新たな教育方法に関するFD研修活動として、全教員を対象に、プロジェクトベースト・ラーニング、双方向教育、LTD（話し合い学習法）などの教育方法の普及を図るため講演会を開催した。また、その成果を踏まえオンライン版『授業改善ハンドブック』として作成し、併せて授業に係る悩み・対処例等も掲載した。

6) 成績評価

それぞれの授業科目の教育目標をシラバスに明示し、目標の達成度によって厳格な成績評価を実施する制度の整備を進める。

平成16年度に決定した「厳格で一貫した成績評価の方針」に基づき、明確化した教育目標及び評価基準の明示、評価についての質問・異議申立制度、成績評価結果についての講評制度等を、全学的に実施する。

教育単位毎に教育目標、評価方法や評価基準をシラバスに明示したことで、学生の目標達成への動機を高めることができた。また、質問・異議申立制度を実施し、成績評価に異議のある学生は、質問受付期間の終了後、一定期間内に申し出ることにより各委員会に対応した。

成績評価結果についての講評制度については、授業担当教員が学生による授業アンケート結果をWebCTで公表する際、成績評価結果についても併せて講評を掲載した。

日常の継続的な学習活動を適正に評価するため、定期試験のみによる評価ではなく、レポートや小テストの実施や出席状況の管理などの多様な方法の組み合わせによる総合評価システムを拡大する。

平成16年度に決定した「厳格で一貫した成績評価の方針」に基づき、多様な方法の組み合わせによる総合的な成績評価を全学的に実施する。

授業の目標に応じ、日常の継続的な学習活動を適正に評価するため、最終の総合的な評定（筆記試験）のみによる評価ではなく、レポートや小テストの実施、出席状況の管理など多様な方法の組み合わせによる総合評価を積極的に実施した。

学生に対するインセンティブ付与のため、卒業及び修了期における学部及び大学院教育の学業成績が特に優秀な学生の表彰や、成績優秀者に対する履修制限の撤廃等による早期卒業が可能となる制度を充実させる。

厳格で一貫した成績評価を平成17年度から本格実施したことを受けて、成績評価の厳格化を踏まえた学生に対するインセンティブ付与の諸方策について検討する。

学生に対するインセンティブ付与のため、卒業及び修了期における学部及び大学院教育の学業成績が特に優秀な学生を、引き続き表彰した。また、本年度から、大学院

生が国際学会に出席するための助成等を行う「国際奨学事業」を制度化し、その選考に当たって成績の評価結果をふまえて選考を行った。平成16年度から履修制限を実施している法学部及び工学部のうち、工学部については、成績優秀者に対する履修制限を撤廃し早期卒業が可能となる措置を行った。

(3) 教育の実施体制等に関する実施状況

1) 教育実施体制の強化

学長を議長とする教育審議会を設置し、大学教育の在り方に対する大綱を審議する。

教育の大綱を審議する教育審議会と、調査研究機関としての教育政策研究会を、平成16年度に引き続き効果的に運用する。

教育の基本方針、入学試験の基本方針、学生に対する支援の基本方針等に関し企画立案する組織として教育審議会を設置し、具体的施策の策定及び実施のため、教育委員会をはじめとする各種委員会を設置して教育の実施に関する体制を整備し運用している。

また、適切な情報・政策提起を実現するための方策の検討を行い、教育政策の検討上必要な情報を収集するとともに、政策案を形成する組織として、「教育政策研究会」を設置し、基本方針の審議に資する各種調査研究を行ってきた。

本年度は、教育審議会において、平成18年度における放送大学との単位互換モデル構築に向けた研究プロジェクトの継続を決定した。

教育審議会の下に施策の具体化と実施を担う教育委員会等を設け、両者の機能分担により総合的で機動的な意思決定を行う。

平成16年度に引き続き、教育審議会と教育委員会等の連携のもとに、教育改善を進める。

教育の基本方針、入学試験の基本方針、学生に対する支援の基本方針等に関し企画立案する組織として教育審議会を設置し、具体的施策の策定及び実施のため、教育委員会をはじめとする各種委員会を設置して、教育の実施に関する体制を整備している。

本年度は、教育審議会での検討を踏まえ、教育委員会において、授業目標の明確化を踏まえた厳格で一貫した成績評価の充実、学生アンケートや卒業生アンケートに基づく授業改善、新たな教育方法の開発等による教育改善を推進した。

引き続き今後とも、各種委員会をこのような形で機能させ、効果的な運用を推進する。

大学教育機能開発総合研究センターは、本学の教育目標を達成させるため、教育審議会、教育委員会、教養教育実施会議及び学部等と連携を図り、教育方法等に関する調査・研究・開発を行う。

平成16年度に引き続き、大学教育機能開発総合研究センターは、調査・研究・開発活動を通じて、教育委員会、教養教育実施会議、教育政策研究会等を支援する。

大学教育機能開発総合研究センターは、調査・研究・開発活動を通じて、教育委員会ははじめ各種委員会等を支援することとなっている。本年度は、厳格で一貫した成績評価の充実に係る企画・実施、学生による授業改善のためのアンケート調査に係る企

画・実施及び調査結果の分析、授業方法の改善に係るハンドブックの作成等に携わった。今後も引き続き、この種の活動及び支援を継続する。

2) 教養教育実施体制の強化

教養教育の実施を担う教養教育実施機構を中心に、全学協力体制を強化する。

新しい全学協力体制の、より完全な実施に向けて、引き続き学部間・学部内の協力体制を強化する。併せて教養教育の改革により柔軟に対応できる実施体制について、検討を始める。

新しい教養教育カリキュラム「21世紀熊本大学教養教育プログラム」実施を受けて、従来教養教育への参加が少なかった医学系教員などの教養教育運営への関与を本年度も拡充し、併せて全学部から大学教育機能開発総合センターに1名ずつ併任教員として所属させて、全学運営体制の強化を図った。

なお、教養教育の改革により柔軟に対応できる実施体制のあり方について、検討を始めた。

3) 適切な教員の配置

教員の人事において、研究能力だけでなく教育能力をも考慮した選考を行う。

平成16年度の検討結果を踏まえ、教育能力評価を加味した適切な人事制度を拡充する。

教育能力評価を加味した人事選考のあり方は、それぞれの部局に委ねてきた。各部局の選考委員会は、応募者に対して「教育に関する実績と貢献、着任後の抱負」を文書で提出を求め、選考の参考資料としてきた。しかしそれだけでは不十分であるので、全学の人事を司る教員人事専門委員会から、各部局の選考委員会に「教育能力を加味した選考方針」を示すよう制度の検討を開始した。

教育・研究をグローバルに展開し、かつ、外国語及び異文化交流理解等のための教育環境を整備し充実するため、外国人教員の積極的な採用方針を検討し、促進する。

平成16年度に引き続き、有能な外国人教員の採用に努める。

優秀な外国人教員をさらに拡充するためには、語学外国人教師枠の拡大、外国人教員の待遇改善などの制度的措置が必要で、これについて検討を開始した。

教員組織とは別に教育プログラムを開発して運用する方式など、より効率的な教育を行えるシステムを各学部・研究科等で検討し、可能な部局から整備する。

平成18年度に自然科学研究科を改組し、理学部・工学部教員と自然科学系教員を統合し、教員組織を大学院へ移行し、旧来の学部・学科組織を超えた教育プログラムの実施を準備する。

人文社会科学系について、大学院は社会文化科学研究科の区分制への移行を含めて統合の検討を開始する。学部については、関連学部との協議を基礎にその在り方をさぐる。

また、大学院への人文社会科学系教員の移行についての検討を開始する。

自然科学研究科において、理学部・工学部教員と自然科学系教員を統合し、教員組織を大学院へ移行し、旧来の学部・学科組織を超えた教育プログラムを策定した。

具体的には、研究科の専攻・講座を理学部・工学部の学科と連動・体系化させて「理学」「物質生命化学」「マテリアル工学」「機械システム工学」「情報電気電子工学」「社会環境工学」「建築学」とするとともに、理学専攻については理学部の教育プログラムに対応したコースも新たに設け、6年一貫教育をより明確にした。

また、両者に跨る異分野融合の学際的な専攻として「複合新領域科学」を新たに設置し、この学際的研究の推進により、科学技術を総合的に進化させるとともに、新たな学術領域を開拓することを目指すこととした。

平成18年度から社会文化科学研究科に修士課程の「教授システム学専攻」を開設することとしたが、引き続き大学院文学研究科・法学研究科・社会文化科学研究科並びに教育学部において、新たな大学院構想を検討する。

4) 総合情報環構想の推進

総合情報環構想における、学習支援、教育研究支援に関する次の計画を推進する。

教育研究、地域連携、大学運営等に関する情報（データ）の統合化・一元化。
教育研究情報データベース（EDB）の全学的対応のための開発を行う。
また、大学運営を推進するためデータ蓄積用データベースの構築を推進する。

教育研究、地域連携、大学運営等に関する情報（データ）の統合化・一元化を目指し、教育研究情報データベース（EDB）の全学的対応のための開発を行い、一部の部局で試行中である。

(1)平成17年1月までに収集した改良点等について、対応可能なものは平成17年11月までに対応した。さらに、個人活動評価項目（平成16年試行段階）及び特定部局の年報入力専用ページを開設し、また、EDBとのEXCELファイル形式での情報交換機能の試作を行った。

(2)大学運営を推進するためデータ蓄積用データベースの構築を推進するため、データ蓄積用データベースの構成について検討し、サーバシステムの導入を行った。

共同利用情報端末室、遠隔授業等に対応した講義室・学習室等の整備。

情報教育用クライアントパソコンにおけるOSのセキュリティ、機能アップデート、アプリケーションソフトウェアのバージョンアップ及び講義に必要なアプリケーションソフトウェアの新規インストールを行う。

共同利用情報端末室、遠隔授業等に対応した講義室・学習室等を整備することを目的として、OSのセキュリティ、機能アップデート、アプリケーションソフトウェアのバージョンアップ及び講義に必要なアプリケーションソフトウェアの更新を行った。

これにより、講義期間中のシステム運用については年間を通じ支障なく運用できるようになった。さらに、関係ソフトウェアの自動更新機能を実現し運用に供した。

5) 図書館機能の充実

図書館機能の電子化を進めるとともに、図書館利用環境の整備を進める。

電子ジャーナルの安定的提供及び利用の促進を図る。

学習環境の向上を図るため、増築を行う。

電子ジャーナルについては、前年度に継続して経費の確保を維持し、昨年並みの4,800タイトルを提供した。また、頻繁なタイトルのリンク先変更に対し、リンク張替えなど、常に図書館ホームページ（Webページ）にある電子ジャーナルページのメンテナンスを行い、安定提供と利便性を維持し利用者ニーズに込えている。

文献データベース（Web of Science）の検索結果から、該当電子ジャーナルへのリンク機能を充実させ利便性を図った。昨年に比して利用増加がみられ電子ジャーナル大手4社のダウンロード件数は、平成16年度24万2千件、本年度26万1千件となり、前年度比7.85%の利用増加となっている。ちなみに平成15年度は19万2千件で35.9%の利用増となる。

図書館ガイダンス（利用案内）をオンラインでも受講できるよう、動画を配したチュートリアルページをホームページ（Webページ）上に作成した。図書館ガイダンスや基礎セミナー（授業）でもその事の周知をしている。

増築は17年7月に工事開始、18年3月に竣工した。地階は書庫として約600㎡、1階は閲覧室として約600㎡の増床を実現した。このことにより、地階は18万冊の資料収容能力を可能とし、閲覧室の増床は、PC利用可能な個席36の設置、今まで分散配架していた新聞やマイクロフィルム資料の集中配架により、閲覧環境の充実を実現した。

貴重書・古文書や文化遺産等の整理と電子的公開を促進する。

学術資料調査研究推進室の活動を促進し、永青文庫・松井文庫の目録整理を進めるとともに、阿蘇家文書の修復を完了させる。

学術資料調査研究推進室は、古文書、ラフカディオ・ハーン、水俣病の3分野における学術資料の収集、整理、保存及び提供（公開）について調査研究を行うこととしている。

- (1)古文書関係は、11月4日～6日に貴重資料展「古今和歌集＝その豊饒の世界」と公開講演会を開催した。
- (2)ハーン関係では、ハーンの命日である9月26日に講演会「八雲の忌」及び鼎談を開催し、併せて展示会も開催した。
- (3)水俣病関係は、18年5月1日が水俣病公式確認50年の節目となることから、整理資料の一部を公開することを目途に、公開対象資料の整備と論文著作者や新聞社など関係方面との公開許諾に対する調整を行うことに努めた。

永青文庫に含まれる「町在」約100冊の要約目録作成計画について、昨年度4割、今年度4割の計8割までを達成した。残りは次年度継続して行う。

松井文庫の史料群のうち、冊子体目録（暫定版：対象約2,400冊）について、現物との照合・修正等を行い、約1,808冊を終了した。残りは次年度継続して行う。

阿蘇家文書の修復事業は18年を費やし、平成17年12月に最終巻（34巻）をもって完了した。

学生のニーズを充足するよう学習教育用基本図書充実させる。

図書館で選書する教養図書も含め学生用図書の充実を図る。

学生のニーズを把握するため学生へのアンケートを実施する。

昨年新設した「教養図書」は研究用図書や学習用図書では選書されにくい図書資料の充実を目的とすることから、さらに「重点図書」と改名し、昨年同様200万円の予算を充てた。今年度は人文・社会科学の中で哲学、文学及び経済学を中心に選書し、

425冊の整備を行った。

学生のニーズを把握するため、利用アンケートを18年1月に実施し、その結果を図書館報（東光原44号）と図書館ホームページ（Webページ）に公表した。次年度はアンケートの分析結果を図書館サービスに反映させることとしている。

6) 教育活動の評価・改善

教育委員会の企画・実施委員会と評価・FD委員会との緊密な連携の下に、各学部等は恒常的に評価結果をカリキュラムや教育方法の改善につなげる。

平成16年度に決定した教育活動の評価・改善サイクルを始動する。

昨年度、継続的に教育改善を行うため、授業評価を中心として授業結果の評価に基づき行う年度ごとの評価・改善サイクルと、教育プログラム自体の検証を行う3年ごとの評価・改善サイクルを策定した。

この方針により本年度は、年度ごとの評価・改善サイクルの一環として、授業改善のための学生アンケートを実施し、その結果を集計し分析して、授業の評価を行った。

授業担当教員は、集計結果に対する自己評価（学生アンケートの結果に対するコメント）、シラバスで設定した授業目標に対する受講学生の達成状況の検証・評価（成績評価結果に対するコメント）、成績評価の妥当性の検討、を行い、その上で、次年度以降における授業改善の方策を示して、以上の点を授業実施報告書にまとめた。

その後、教育単位でFD活動を行い、教育単位内におけるそれぞれの授業の改善をすすめ、教育の質の向上を図った。

大学教育機能開発総合研究センターは、学部と連携して、教育活動評価の方法や評価結果の有効活用等について調査・研究を行い、授業方法等の改善・向上を図る。

大学教育機能開発総合研究センターは、厳格で一貫した成績評価と学生による授業評価を中心として、成績評価の結果に基づいて行う評価・改善の実施状況を分析する。

大学教育機能開発総合研究センターにおいて、厳格で一貫した成績評価の充実改善に係る企画立案、学生による授業改善のためのアンケート調査の企画、立案及び調査結果の分析を行った。

平成16年度後学期及び本年度前学期の学士課程の成績について、教育単位ごとに、評語ごとの分布を分析し、さらに各教育単位に分析を依頼した。

これに基づき、教養教育については、教科集団ごとにFD研修会を行い、同一科目を複数の教員が担当する場合、受講者数にバラツキがあるとき、授業形態や授業内容、学生の能力や意欲など、様々な要素について分析し、成績評価基準の統一をどう図るかなどについて検討した。

これらの分析を踏まえ、全学的に、シラバスに授業目標や到達度、評価基準等の明示の共有化をさらに進めるとともに、従来から行っていた質問・疑問の受付に加え、新たに成績評価結果に対する説明や成績異議申立制度を実施した。

大学評価企画・実施会議は、定期的に学部等の教育評価を行い、必要な勧告を行う。

平成18年度に全学的な教育評価を行うため、平成16年度における検討を踏まえ、体系的なデータ収集を開始する。

平成16年度に学長を議長とする大学評価会議の下、実施に当たる大学評価企画・実

施会議を設置し、さらに3つの専門委員会（教育評価、研究評価、管理運営評価）等
を設置して、全学的評価を行う体制を整備した。

大学評価会議において策定した「大学評価に関する基本方針」では、自己点検・評
価を3年に1度行うこととし、初回を平成18年度に実施することを決定していたが、
これまでの中期目標期間評価への対応に加え、認証評価（平成21年度予定）への対応
にも広げて全学的展開を行うことになったため、当初予定していた平成18年度実施を
1年遅らして、平成19年度実施へ向けて準備を進める予定である。

なお、本年度は、平成16年度に策定した「教育成果の検証システムと関連情報の集
積」により、各学部等が系統的にデータ収集を開始した。

授業改善や授業方法に優れた教員を表彰し、これを個人の教育業績の評価に加味
する。

学生による授業評価や、それらをもとにした授業改善の実施を踏まえて、授業改善
や授業方法に優れた教員の表彰等の制度について検討し、実施の拡大を目指す。

工学部では、学生の投票に基づいて行われる優秀教育者の表彰を本年度も行った。
また、教養教育の基礎セミナー（1年生全員が受講する少人数教育）において、100
名の担当教員による事例報告会を実施して事例報告集を作成し、優秀教員を表彰し教
育奨励金を与える制度を導入する方向で検討を始めた。

（４）学生への支援に関する実施状況

1）学習支援体制の充実

クラス担任、チューター、T Aに加えて、履修指導担当教員の配置、オフィスア
ワー等、各学部・研究科等に応じた学習相談や履修指導を強化する。

平成16年度の検証を踏まえ、少人数を単位とするチューター・インストラクター・
担任教員等の指導体制を、各学部の特性に応じる形で、全学的に整備する。

平成16年度の学生委員会での審議をうけて、各学部の特性に応じた形で、クラス担
任制、チューター制度、インストラクター制度、指導教員、オフィスアワー等、指導
体制を整備した。

クラス担任制は全学部で採用している。さらにチューター制やインストラクター制
も併せて採用するなど、きめ細やかに対応している学部もある。また、オフィスアワ
ーのような面談のほか、電話やEメールによる相談への対応など、多様な方法で学生
の質問や相談に応じている。

学務情報システム（SOSEKI）の機能拡充に努め、自立的学習支援を推進する。

引き続き「特色ある大学教育支援プログラム」の採択内容に沿った形での整備を推
進する。

熊本大学ポータルを整備に向け、SOSEKIとラーニングマネジメントシステム、図
書館情報システム等との統合を推進することにより、キャンパス内外での多様な学習
環境の構築を進める。

高度情報化キャンパス整備計画の一環として、統合認証システムを整備し、一組の
ユーザIDとパスワードで、学務情報システム（SOSEKI）、eラーニングシステムWebCT、

CALLシステムへのアクセスが可能となり、キャンパス内外での多様な学習環境の構築が進展した。

各学部は、総合情報基盤センターとの連携により、教育用パソコン、遠隔学習システム（WebCT、e-learning）全学無線LANシステムを拡充し、遠隔・対面講義や個人学習の環境整備に努める。

「熊本大学オンライン」実現のための、設備面の環境整備を推進し、コンテンツ作成を支援するための基盤的整備を進める。

学内LAN環境整備を進め、キャンパス内での学生個人や対面講義における学習状況でのネットワーク環境の整備を進める。

e-learningの全学的なコンテンツ環境の整備のためインストラクショナル・デザイン分野の充実を図る。

遠隔・対面講義や個人学習の環境整備を推進するため、全学的なコンテンツ環境の整備を目指しインストラクショナル・デザイン分野の充実を図り2名の教員を配置し、教材作成室の人的強化を行い、主として全学情報教育・「教授システム学」専攻関係及び理学部物理のコンテンツ作成の支援を行った。

キャンパス内での学生個人や対面講義における学習状況でのネットワーク環境の整備を進めるため、システムのシングルサインオン（ユーザーが一度認証を受けるだけで、許可されている全ての機能を利用できるようになるシステム）を実現し、各システム利用環境の向上を図った。

また、e-Learning教材構築のための連続セミナーを7回開催した。

空き時間の教室利用を容易にするなどの利便を図り、学生の自学・自習を推進する。

引き続き、教室利用方法の改善を行い、学生の自習スペースを確保する。

学生の自習スペースを確保するために、施設部と連携し、教室利用のデータ等を基に授業時間割の割り振り変更のシミュレーションを行った結果、基礎セミナーのように教室を最大限使用する場合を除き、教室の効率的な運用により、小教室の自習スペースを確保できることが確認できた。

また、パソコンによる予約システムの可能性について、引き続き検討することとした。

2) 学習支援体制の充実

学生相談室を中心に、各種の相談窓口を体系的に整備する。

平成16年度に整備した各種相談体制を引き続き運用するとともに、各種資料の収集と平成16年度相談内容のデータをもとに必要な分析を行い、相談体制の充実を検討する。

また、引き続き相談員の研修を実施する。

学生相談室を中心に、平成16年度に整備した各種相談体制の運用に努め、多様な相談事項について、関係部局とも連絡を図りながら問題解決の実績を重ねた。

相談内容のデータをもとに、学生委員会において現状と課題について検討するとともに、引き続きデータを蓄積し必要な分析を行うこととした。

また、相談員の質を充実させるために、全国学生相談研修会へ相談員を派遣した。

学生委員会において、学生の休・退学、留年、不登校の実態調査をきめ細かく実施し、学生の抱える問題に適切に対処する。

平成16年度に更新した『学生指導と支援の手引き』をもとに、学生の抱える問題に適切に対処する。

相談組織・保健センター・附属病院の連携によって、心のケア体制の充実を図る。

保健センターでは、心のケア体制を充実するため、新入生を対象にメンタルテスト（疲労蓄積度チェック）を行い、学生の心理精神問題を把握し、早期に対応する体制を充実させた。また、メンタル相談の結果によっては、附属病院との連携を図ることとした。

学生相談室では、休・退学防止策の一つとして、1年次を対象に前・後学期各1回教養教育必修科目の出席状況を把握し、連絡・指導を行った。また、不登校・引き籠もり学生の防止策として、連続欠席者に対して、連絡・指導を行うとともに、履修科目未登録者のリストアップを行い、保護者への通知・指導を行った。

セクシュアル・ハラスメント防止対策のため、広報、講演会等をさらに充実させる。

セクシュアル・ハラスメント防止対策に関する広報・講演会等を充実する。

- ・相談員に対する相談対応の留意点などについての研修を実施する。
- ・相談員、防止委員会委員に対して研修会を実施する。
- ・学生、職員を対象に、外部講師、学生、学内教員をパネラーとして、シンポジウムを開催するとともに、啓発用パンフレットを配布する。

セクシュアル・ハラスメント防止対策のため、以下のとおり、広報・講演会等を実施し、充実を図った。

- (1) 昨年に引き続き、9月29日セクシュアル・ハラスメント相談員及び防止委員会委員を対象に弁護士によるセクシュアル・ハラスメントの相談を受ける際の心得について判例等を参考資料として講義形式の研修を実施した。
- (2) 11月、全学を対象に、広島大学の教授による講演会を実施し、引き続き、本学の学生、防止委員会委員及び相談員室室長によるシンポジウムを実施した。
- (3) 12月には教育学部主催、平成18年3月には工学部、理学部、自然科学研究科及び事務局共催により、部局毎の学生及び職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止啓発の研修会を実施した。
- (4) 4月、啓発用パンフレットを全職員及び全学生に配付した。

学生寮、学生食堂、運動施設等の整備を図り、学生生活の質的改善に資する。

平成16年度に外装を中心とする修理を行ったことを受けて、引き続き危険箇所の重点的修理を行うとともに、学生寮の内装をはじめとした各施設の改修を計画する。

本年度は、学生寮の居室の壁及びクロス張り替え、捕食室、洗面室、浴室タイルなど不具合のあった箇所の修理を行った。

また、運動施設等については、ラグビー場の改修整備を行い、学生会館及び旧体育館屋根塗装補修も行った。

なお、今後も年次計画的に危険箇所、不具合箇所の点検・整備を行うとともに、本学のマスタープランに合わせて、施設改善を図ることとしている。

3) 就職支援体制の充実

就職課を設置し、教員と事務職員が一体となった全学的就職支援を行う。

就職課をキャリア支援課に名称変更し、民間等から採用した人材を活用するとともに、進路支援委員会と連携してキャリア教育、インターンシップ、進路相談など多様な機能を担う組織として強化し、就職支援体制を充実させる。

4月1日付でキャリア支援課を発足させるとともに課長職を民間から登用し、進路支援委員会の了承のもと民間的発想の新たな就職支援策が実行された。

(1)平成18年卒向け

未内定者フォローセミナー(3回)、未内定者メーリングサービス(17回配信)

(2)平成19年卒向け

就職講座(13回)、キャリアデザインセミナー(マスコミ報道有り)、ワークデザイン講座(マスコミ報道有り)、大手業界説明会、メーリングサービス(登録約600名)

(3)その他

相談員増員、相談スペース拡充、学生就職アドバイザー導入。

また、キャリア支援課と進路支援委員教員とで連携し、学部就職ガイダンスを実施(文学部、法学部、理学部、工学部)、各委員とメーリングでの情報共有もなされた。

このような一連の多様な情報提供サービスで、本年度学部就職者数は721人(医学部を除く)で前年度比7%アップした。

職業観を育成するため、低学年時より、全学的及び各学部において進路ガイダンス、講習会等を行う。

平成16年度に準備した教養教育におけるキャリア科目を実施するとともに、平成18年度実施に向けて各学部におけるキャリア科目の充実を図る。

また、学生の職業意識を高めるため、進路ガイダンス、講習会等の実施及びキャリア支援に関するホームページの充実を図る。

(1)教養教育において、学際科目として前学期に「将来何をしよう、どんな仕事に就こう」、後学期に「国際化時代における日本社会と職業選択」の2科目をキャリア科目として開講した。

(2)10月から「熊大ビジネス講座」を全5回実施し、計250名の学生が参加した。この講座は、ビジネス界で活躍中の経営者、管理職クラスを講師とした講演会で、学生の就職意識の向上を図ることができた。今後、参加者アンケートなどを分析し平成18年度以降の新たなキャリア科目化を検討していきたい。

(3)全学HP(Webページ)と連動させた専用HP(Webページ)を作成し、キャリア支援課のスタッフ紹介、支援プログラムの紹介、就職状況などを掲載した。平成18年度はOBOG情報などを充実させ、学生への効率的効果的なコミュニケーションツールとして活用していく予定である。

同窓会、OB等との連携により、企業訪問、企業説明会等を実施し、就職活動を支援する。

同窓会の全学組織結成を受けて、個人情報取り扱いを考慮しつつ、OB等との連携を強める。

卒業生アンケートを実施し、協力項目を設定し依頼したところ、180人の同意を得たので、今後専用HP（Webページ）に卒業生仕事情報などとして活用していきたい。

また、キャリアデザインセミナーや学内企業説明会開催時に参加した卒業生との交流を深めたり、県内主要企業在職中の卒業生を招いての熊大ワークデザイン講座などを実施した。この一連の活動で、支援を直接依頼するネットワークを形成することができた。（22社28名）

4) 経済的支援の推進

各種奨学金の応募を積極的に支援するとともに、授業料免除システムの活用により、経済的理由により修学が困難である優秀な学生を支援する。

平成16年度の検討結果に基づき、日本学生支援機構等からの奨学金や、通常の授業料減免制度に係る支援を引き続き実施する。

日本学生支援機構からの奨学金のほか財団、地方公共団体による奨学制度への応募に対する支援、通常の入学料・授業料免除制度に係る支援を行った。

5) 社会的能力の向上

体育会・文化部会及びその下にある各種サークル活動を支援する。

平成16年度に検討した「顧問教員会」（仮称）を設け、情報交換会等を開催し、学生委員会との連携を強める。これらを含めてサークル活動活性化へのニーズを把握し、可能な限り実現する。

顧問教員会を開催し、サークル活動の活性化等について情報交換を行った。

また、学生委員会において顧問教員の位置づけ、役割等について検討するとともに、課外活動に対する支援方策についても併せて検討し、「学生の課外活動における支援策について」を作成し、今後、具体的方策を検討していくこととした。

ボランティア活動をはじめとする学内外における学生の活動を奨励・支援する。

ボランティア活動をはじめとする活動の場を紹介する窓口の整備を行うとともに、引き続き、学生による新たな取り組みの立ち上げを支援する。

ボランティア活動や学生の自主的活動等を積極的に支援するため、学生相談室に、情報の収集・提供の場として、相談窓口を設置した。

また、学生の自主的活動の活性化を促すため、学長との懇談会においても、インセンティブの必要性を含めて、学生等から様々なアイデアを募ることとした。

大学の事業に学生を参加させる方策を検討し、可能な事業から実施する。

全学的な規模での学生の公的組織化を行い、それらの代表者と部局長等との懇談を通じて、学生のニーズ・意見を大学運営に活かす。

就職活動・広報をはじめとする本学の事業に関わる様々な学生を引き続き支援する。

学生の公的組織化について、各学部の特성에応じて自治会、学生会、クラス代表者などを発足させ、学部長あるいは学科長等との懇談会を実施した。これをうけて平成18年3月7日には、学長と学生代表との懇談会を開催し、学生の学習・福利厚生等に関

わる意見を聴取した。

また、本学の事業に学生を参加させるために、就職セミナーを学生の企画で実施し、会場の設定、広報等の支援を行った。

6) 社会人学生、留学生に対する配慮

社会人学生が休日や夜間にも利用できる学習環境の整備に努めるとともに、在宅学習等の遠隔授業実施体制を拡充する。

地域からの在宅学習を想定したネットワーク基盤の整備を行う。

CALLシステムのためのVPN接続サービスを行っており、これを利用することにより、社会人学生は、学外（自宅等）からCALLシステムが利用できる。

また、本年度、沿岸域環境科学教育研究センター合津マリンステーション（天草市松島町）及び地域共同研究センター（上益城郡益城町）とのVPN接続を完了したことで、両施設でも学内LAN同様のサービスを利用できるようになった。

留学生の宿舎確保に努めるとともに、熊本大学外国人留学生後援会による留学生支援の拡充を図る。

民間企業等、地域社会から留学生への宿舎提供件数を増やすための施策を検討するとともに、熊本大学外国人留学生後援会の資金計画を立て、その資金による支援策を整備する。

また、宿舎整備の一環として国際交流会館について、設備備品の補修に関する調査を行う。

国際交流推進会議の留学生支援ワーキンググループにおいて、留学生の宿舎を含む支援体制に関する検討報告書がまとめられた。同報告書は、引き続き平成18年度において、より高次の委員会で検討することとなった。ただし、報告の中で提案された、留学生センター長を保証人とする大学による機関保証制度については、その有益性を考え本年度内に実施を実現した。

熊本留学生交流推進会議において、熊本市内に社員寮を持っている企業等に、留学生への宿舎提供を呼びかけるとともに、全学の留学生を対象に、9月及び2月に、民間アパート等の探し方や入居手続きに関する説明会を開催した。

また、熊本大学外国人留学生後援会が支給する見舞金・貸付金を制度化し、支援要領をまとめた。

国際交流会館の設備備品に関しては、学生からの苦情・要望について調査を行った結果を基に、本年度は、エアコンとベットマットレスについて整備改善を行った。

2. 研究に関する実施状況

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する実施状況

1) 世界水準の研究の推進

独創性の高い先導的研究を、次の2つの方針の下に推進する。

- a. 部局横断的又は特化された研究を「拠点形成研究」と位置付け、大学として重点的に推進する。
- b. 発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センター、衝撃・極限環境研究センター及び沿岸域環境科学教育研究センターにおける研究

を重点的に推進する。

a . 研究戦略会議は、「拠点形成研究」の中間評価を行い、研究の継続若しくは中止又は、支援の拡大若しくは縮小を決定するとともに、新たな「拠点形成研究」を選定する。

また、平成16年度に引き続き、研究推進のフォロー内容の見直しを進める。

a . 外部から高い評価を受けている世界最高水準の研究として「拠点形成研究A」に3課題、世界最高水準を目指しうる研究として「拠点形成研究B」に10課題の計13課題を平成15年度に採択している。書類審査、外部委員も含めたヒアリングに基づく中間評価の結果、「拠点形成研究A」の3課題は、現状維持とした。また、「拠点形成研究B」の10課題は、9課題を継続することとし、そのうち、支援の拡大が2課題、支援の縮小は3課題であり、4課題は、支援は現状維持となった。なお、残りの1課題は、本年度の新規課題として新たに研究テーマを組み替えて引き継ぐことになった。

さらに、本年度の新規課題の公募を行った結果、10課題の申請があり、1課題を「拠点形成研究A」に、4課題を「拠点形成研究B」に各々新たに選定した。

また、中間評価の結果をもとに、次のような研究推進のフォロー内容の見直しを行った。

(1)拠点形成研究Aの2拠点については、研究スペースの集中化・拡大化を図った。

(2)人的支援の充実を図るため、「特定事業研究員」雇用制度の規程を整備した。

b . 研究戦略会議及び研究推進会議において、各センターの研究環境の整備と研究者が研究に専念できる体制の具体策を検討する。

b . 本年度に研究戦略会議及び研究推進会議で具体策の検討結果を各センターに提示し、各センターの意見を踏まえ次のような課題を定義した。

(1)センター系の教育研究施設は、各センターと関連ある部局との連携をさらに深めて協力を得る。

(2)特定の研究に従事する教員に対しては、学内委員会委員の業務を軽減するなどの時間的支援やサバティカル制度の導入等を実施する。

(3)研究者の事務処理等の負担を軽減させるために、事務の支援体制を評価し、研究を支援する事務体制の整備とそれを担う専門性の高い事務職員を計画的に配する。

(4)各センターの研究設備を充実させるために重点配分経費、間接経費等の活用による計画的な整備を図る。

上記に基づき、18年度は具体策を策定する。

教員の自由な発想に基づく基盤的研究を推進するため、各部局等において優秀な人材を確保する。

研究戦略会議及び研究推進会議において、平成16年度に実施した優秀な人材確保のための方策に関する部局からの意見について、検討を行う。

年度計画WGで16年度に実施した調査内容を分析し検討した結果を、年度計画WGの提言としてまとめた。この提言について、研究戦略会議及び研究推進会議で次のような課題として整理した。

(1)採用時についての公募制の維持と推薦制の導入。

- (2) 各部局における教員採用基準の策定。
- (3) 研究者の事務的処理における負担軽減。
- (4) 特定の研究に従事する教員に対するサバティカル制度の導入。

今後、部局等との意見を踏まえながら方策の実現に向けて検討を進める。

新領域開拓に挑戦する萌芽的研究を推進するため、若手研究者を積極的に採用するとともに、学長裁量経費を活用する。

新領域開拓に挑戦する萌芽的研究を推進するため、若手研究者の海外研修の実施を計画するとともに、若手研究者の積極的な採用について、各部長等の意見を基に必要な条件等を洗い出し、採用策を検討する。

若手研究者の海外研修については、「平成17年度熊本大学若手研究者海外派遣制度実施要項」を策定した。これは、37歳以下の熊本大学に常勤する教員を対象に、渡航費、滞在費を支給するもので、本年度は、若手研究者の海外研修として短期研修2名、長期研修1名を派遣した。

また、本年度に研究推進会議及び研究戦略会議で採用策を検討し、各部局の意見を求め、さらに検討を行った。検討の内容は以下のとおりである。

- (1) 外部資金等を十分確保できる部局にあつては、特任教員システム（「熊本大学特任教員等選考規則」、以下「特任教員」という。）を積極的に活用する。
- (2) 将来を嘱望される若手研究者には、研究に専念できる時間とスペースの確保、スタートアップ資金の措置、研究支援者の配置の充実を考慮する。
- (3) 採用時に海外での研究経験等を積極的に評価したり、採用後に国内での人事交流（国内研究員）や海外での研究生活（在外研究員）を促進する人事面での工夫を行う。
- (4) 若手研究者のキャリアパスについては、任期制等の活用及び分野によっては、米国において導入されているテニユア・トラック制の適用を考慮する。

得意分野の技術開発研究を推進するため、生命資源研究・支援センターを活用する。

得意分野の技術開発研究を推進するため、生命資源研究・支援センターの活用策を策定する。

医学薬学研究部、発生医学研究センター、エイズ学研究センターなどにおいて遺伝子組み換え実験、マウスを中心としたモデル動物を用いた実験、アイソトープを用いた実験、大型機器を用いた実験などが行われている実情（件数・内容）を把握し、生命資源研究・支援センターがよりそれらの利用者の要望に沿って支援できる活用策生命資源研究・支援センターの効果的な利用法と、利用することによって具体的に可能となる実験や依頼分析リストを策定した。

さらに、その活用策に対応して、実験の傾向、研究者の要望を反映した機器の導入及び施設設備の整備計画を立案した。

今後、この活用策の推進により、生命資源研究・支援センターを利用した研究がより一層増加すると思われる。

産学連携につながる実用化研究を推進するため、地域共同研究センター、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを活用する。

産学連携につながる実用化研究を推進するため、地域共同研究センター、インキュベーション施設等の活用による実用化研究推進体制が十分機能しているかをチェックし、体制整備に向けての検討を包括連携の相手先等と協働して行う。

地域共同研究センター、インキュベーション施設等においては、共同研究・受託研究等を行うために施設の利用者を学内で公募し、産学連携につながる実用化研究の推進を図った。

また、インキュベーション施設運営委員会利用審査専門委員会において、利用者の研究成果報告書を元に、実用化研究の進捗状況の評価を行った結果、それぞれのプロジェクトは起業化、事業化に向けて計画的に研究が進められていることから、研究推進体制が概ね機能しているとの評価を得た。

また、包括連携の相手先（三洋電機（株））とは、地域共同研究センター、インキュベーション施設において共同研究等の実用化研究を実施しており、新たな包括連携の相手先（富士電機システムズ（株））と寄附講座を設置するなど、実用化研究の推進体制整備の充実が図られた。

今後は産学連携に基づいた研究が推進できるものとする。

研究戦略会議及び研究推進会議において、平成16年度に実施した施策の結果に
世界水準の研究推進のための、競争的外部資金をより多く獲得する。

ついて分析するとともに、世界水準の研究推進のための競争的外部資金をより多く獲得するための方策について、引き続き検討する。

平成16年度の施策の実施によって次のような成果を得た。

- (1) 科学研究費補助金（平成16年度比・採択件数50件増加、採択金額277,770千円増加（間接経費を含む））
- (2) 受託研究及び共同研究（平成16年度比・契約件数40件増加、契約金額296,984千円増加）
- (3) 寄附金（平成16年度比・受入件数104件増加、受入金額44,868千円増加）

これらを分析した結果、本中期目標期間内において、平成15年度比で25%増を目標としており、本年度実績において25%を超える成果となっている。

このことから本年度以降においてもこれまでの施策を踏襲し、より充実を図っていくこととしている。

本年度の取組としては、次のようなことを実施した。

- (1) 科学研究費補助金の更なる獲得増を図るため、「平成18年度科学研究費補助金申請・採択増の方針」を策定し、科学研究費補助金の申請で不採択となった課題のうち、審査の結果、高い評価を得たもの（対象を教員以外の研究者まで拡大）には、年間10～50万円の研究費をインセンティブとして付与する一方、正当な理由なく申請しなかった教員については、研究経費の10%相当額を、所属部局の次年度当初配分から減額調整することにした。
- (2) 寄附金（研究助成金）の獲得の増加を図るため、研究助成金等の募集について、ホームページ（Webページ）による情報提供の充実を行った。
- (3) 受託研究（競争的資金・治験等を除く。）について、契約件数及び契約金額を勘案し、研究奨励費（インセンティブ）を付与した。
- (4) 共同研究について、契約件数及び契約金額等を勘案し、研究奨励費（インセンティブ）を付与した。
- (5) 「研究シーズ集」をCD-ROMに編集すると共に、「産学官連携のしおり」と併せて企業へ送付した。（319件）また、各種イベント（イノベーション・ジャパン2005、九州ブロック産官学連携ビジネスショー等）等で配布した。

2) 知的成果の社会への還元

知的成果を社会へ還元するため、受託研究や共同研究を積極的に行う。

知的財産創生推進本部において、平成16年度に検討した受託研究や共同研究の推進策を具体的に実施する。

平成16年度に策定した推進策（・包括的連携企業等との協働の強化、・本学におけるシーズPRの強化、・公的な各種公募事業の獲得等）について次の事項を実施した。

(1) 包括的連携企業等との協働の強化

包括連携企業である三洋電機株式会社と大学院自然科学研究科で共同研究契約を締結するとともに、新たに富士電機システムズ株式会社と包括連携を締結し共同研究の体制を整備した。また、寄附講座の増設を図り、寄附講座としては、新たに3講座受入れ合計で6講座設置している。

(2) 本学におけるシーズPRの強化

「研究シーズ集(CD-ROM)」及び「産学官連携のしおり」を作成して、イノベーション・ジャパン2005、九州ブロック産官学連携ビジネスショー等に参画して配布するとともに、共同研究及び受託研究の相手企業や地元企業に配布した。(319件)本学ホームページ(Webページ)においても「研究シーズ集」を掲載し、学外へ情報提供を行った。

(3) 公的な各種公募事業の獲得等

熊本県、財団法人くまもとテクノ産業財団等と連携して各省庁等が公募する研究開発事業(競争的研究資金を含む)に応募した結果、「産業技術研究助成事業」「大学発事業創出実用化研究開発事業」「電源地域サービス産業人材育成事業」「JSTシーズ育成試験事業・9件」が採択され、受託研究又は共同研究契約を締結した。

今後この推進策を実施していくことにより、本学の知的成果が社会へ還元されていくと考える。

研究の成果を実用化に結びつけるため、産学マッチングファンド等による産学連携を推進する。

熊本県及びくまもとテクノ財団等との連携を強化し、産学マッチングファンド等の獲得に向けて具体的な施策を実施する。

本学の研究成果の地域社会への還元を考えると、本学と熊本県、くまもとテクノ産業財団等との連携を密接にすることは重要なことであり、様々な取組において強化を図った。具体的には次のようなことがあげられる。

(1) 財団法人くまもとテクノ産業財団を中核機関として、都市エリア事業の発展型研究を開始した。

(2) 知的財産創生推進本部は、熊本県及び財団法人くまもとテクノ産業財団と連携をはかり、各種機関の研究開発事業等の公募情報を入手し、本学のシーズとのマッチングを検討し、地域結集型共同研究事業(文部科学省)、地域新生コンソーシアム研究開発事業(経済産業省)、大学発事業創出実用化研究開発事業(経済産業省)、JSTシーズ育成試験事業(文部科学省・52件申請)の申請を行った。

(3) 財団法人くまもとテクノ産業財団との間で、7件のRSP事業の受託研究契約を締結した。

(4) 「産業技術研究助成事業(若手研究者への助成)を中心とするNEDOテーマ公募型事業について」プログラムオフィサーによる講演会及び個別相談会を開催した。

今後、これらの具体策を実施することにより、本学の知的成果を社会へ還元できるものとする。

積極的に社会との連携を図るため、研究成果の技術移転、人材育成を行う。

知的財産創生推進本部は、熊本TLOと連携して技術移転を推進するため、協議会開催するとともに、技術移転の人材育成セミナー及び研修等を実施し、文部科学省、JST等外部機関が企画開催する人材育成セミナー、研究会に参加する。

本学における研究成果の技術移転及びその人材育成に関しては、知的財産創生推進本部が中心となって次の事項について取組を推進している。

(1)本学における研究成果を産業界で広く活用するため、熊本TLOと毎月1回協議会を開催し連携を深めた。

(2)技術移転に関する人材育成を図るため、「アメリカの特許制度についての講演会」をはじめ、セミナー等を合計5回(参加者延べ332人)開催し、また「弁理士による特許申請に必要な明細書作成の研修会」をはじめ、研修会を合計2回(参加者延べ48人)開催した。

なお、文部科学省から指定を受け大学知的財産戦略研修会(参加者130名)も実施した。

(3)知財本部関係者の能力・知識の向上に努めるため「九州地域産学官連携推進会議」をはじめ、外部機関が企画開催する人材育成セミナーへ合計10回(参加者延べ64人)参加した。

今後、知的財産創生推進本部を中心とした活動を推進していくことにより、本学の知的成果を社会へ還元できるものと考えられる。

地域社会のニーズを的確に捉えつつ地域の課題等に対処するため、研究会等を実施する。

地域社会のニーズに対応した知的財産公開シンポジウム、産学官技術交流会等を計画的に開催する。

地域社会のニーズに対応した、知的財産公開シンポジウムとして「健康と食と薬」(参加者120名)を実施した。

また、産学官技術交流会として「大学発ベンチャー企業創出・発展への取組と課題」をテーマに、基調講演及び大学発ベンチャー企業6社の講演を行い(参加者70名)今後の大学発ベンチャー企業の創出・発展につながる研修会となった。

なお、東京リエゾンオフィスでイブニングセミナーを3回(参加者延べ224名)開催した。

これらの活動を一層推進することにより、本学における知的成果を社会へ還元できるものと考えられる。

3) 研究の水準・成果の公表・検証

個人の研究活動情報を提供するため、研究者総覧などのデータベースを常に更新して公表する。

研究者情報などのデータベースの更新を確実に実施するとともに、新たに企業向けに研究者の研究シーズ集をWeb上で学外に提供する。

研究者情報のデータ更新については、本年度2回(5月、3月)更新を行い、最新データの提供に努めている。なお、シーズ件数は102件増加した。また、研究者の研究シーズ集はWeb上で学外に提供した。

大学全体及び各部局等の活動に関する情報をホームページで公表する。

研究活動の情報発信の一環として、ホームページにおける全学的な研究活動の情報提供を検討する。具体的には、各部局の研究活動情報についてのホームページでのアクセスを一本化する。

本年度は、全学的な研究活動の情報提供を大学のホームページ（Webページ）や知的財産創生推進本部のホームページ（Webページ）のイベント情報欄で行った。なお、大学全体のホームページ（Webページ）のリニューアルが平成18年4月に公開されたため、アクセスの一本化は今後検討することとしている。

大学として又は各部局においてシンポジウムなどを積極的に開催し、参加者からの意見を聴取する。

学内で計画している公開セミナー、公開シンポジウム等の情報を収集し、大学として引き続き支援を行う。

また、本学で主催したセミナー、シンポジウム等の参加者からのアンケートの実施結果について分析する。

本学又は部局等が主催する国際的な学術研究集会及びシンポジウム等においては、経費支援制度を設け支援を図ることを決定し、本年度6件を選定した。

また、本学で開催された各部局等主催のセミナーやシンポジウムにおいても、本学が共催し、学長・副学長が座長や挨拶等を行うとともに情報収集を行った。

なお、教育研究活動や産学連携の新たな取組として海外に目を向け、中国上海において熊本大学上海フォーラム2005（参加者450名）を開催した。

大学主催の知的財産公開シンポジウムなどを定期的に行い、企業ニーズの情報収集を行う。

公開シンポジウム、東京リエゾンオフィスを活用したセミナー等の開催、イノベーション・ジャパン等の展示会や産学官連携関係のフォーラムへの参加を通して、情報収集を行う。

(1) セミナー等の開催

地域社会のニーズに対応した知的財産公開シンポジウム「健康と食と薬」（参加者120名）や、東京リエゾンオフィスを活用したイブニングセミナーを3回（参加者延べ224人）開催するとともに、教育研究活動や産学官連携については海外に目を向けた取組として中国上海において「熊本大学上海フォーラム2005」（参加者450名）を開催し、研究成果や要望等の情報収集を行った。

(2) 展示会やフォーラムへの参加

九州地域産学官連携推進会議をはじめ、合計10回（参加者延べ64人）参加し、本学の知財本部の活動状況やシーズ集の紹介及び他大学の産学連携活動の状況調査、参加企業と直接対応することで企業ニーズ等の情報収集を行った。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

1) 研究推進体制の確立

学長の下に設置する研究戦略会議において、大学として重点的に推進する拠点形

成研究を選定する。

研究戦略会議は、「拠点形成研究」の中間評価を行うとともに、新たな「拠点形成研究」を選定する。

外部から高い評価を受けている世界最高水準の研究として「拠点形成研究A」に3課題、世界最高水準を目指しうる研究として「拠点形成研究B」に10課題の計13課題を平成15年度に採択している。中間評価の結果、「拠点形成研究A」の3課題は、現状維持とした。また、「拠点形成研究B」の10課題は、9課題が研究を継続することとし、そのうち、支援の拡大が2課題、支援の縮小は3課題であり、4課題は、支援は現状維持となった。なお、残りの1課題は、本年度の新規課題として新たに研究テーマを組み替えて引き継ぐことになった。また、本年度の新規課題の公募を行った結果、10課題の申請があり、1課題を「拠点形成研究A」に、4課題を「拠点形成研究B」に各々新たに選定した。このように研究戦略会議において、世界水準の研究を目指した研究の体制がほぼ確立されたものと考えられる。

研究戦略会議において策定された基本方針に基づき、研究推進本部において、拠点形成研究の進捗状況を点検する。

研究推進本部は、研究戦略会議が実施する「拠点形成研究」の中間評価により、「拠点形成研究」の進捗状況を点検する。

研究戦略会議が実施した「拠点形成研究」の中間評価において、報告書等による書面審査及びヒアリング審査によって、「拠点形成研究」の進捗状況を点検した。

点検の結果、「拠点形成研究A」の3課題は、現状維持とした。また、「拠点形成研究B」の10課題は、9課題が研究を継続することとし、そのうち、支援の拡大が2課題、支援の縮小は3課題であり、4課題は、支援は現状維持となった。なお、残りの1課題は、本年度の新規課題として新たに研究テーマを組み替えて引き継ぐことになった。

各大学院における研究教育の活性化及び変革発展を先導するため、「大学院先導機構」を設置した。この「大学院先導機構」に研究戦略会議で選定した拠点形成研究を組み入れ、新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出を推進する。

研究戦略会議は、「大学院先導機構」に組み入れた「拠点形成研究」について、新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出に向けて、現状分析及び課題の検討を行う。

拠点形成研究の中間評価において外部委員も交えた評価委員会から、「拠点」としての組織的な取組みや環境整備に配慮すること、育成された若手研究者の進路・将来について明確にすること及び国際拠点形成の努力をさらに行うこと等の指摘がなされた。研究戦略会議は、これらの指摘事項を新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出に向けての課題として検討を行った。

また、これに関連して2つの拠点形成研究A（21世紀COEプログラム）を融合した新たな研究分野（バイオエレクトロクス分野）として海外の機関と研究協定を締結した。また、拠点形成研究Aの1つである「衝撃エネルギー科学の深化と応用」は、大学院自然科学研究科の「複合新領域科学専攻」において、平成18年度に「衝撃エネルギー科学講座」を開設することとなった。

2) 研究資源配分体制の構築

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究計画の実施に関し、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を計画し、実施する。

研究戦略会議は、「拠点形成研究」の中間評価の結果を踏まえ、より柔軟で効果的な人材配置の実施に向けた方策を策定する。

「拠点形成研究」の中間評価の結果を踏まえ、より柔軟で効果的な人材配置の実施に向けた方策の検討を行った結果、研究戦略会議において、「特定事業教員」及び「特定事業研究員」が雇用できる制度を導入した。この制度は、拠点形成研究を推進するための一環として、学内の研究プロジェクト事業の経費により雇用され、当該事業における研究又は研究支援を行う。このことによって、より柔軟で効果的な人材配置が可能となった。また、「拠点形成研究A」については、21世紀COE特別研究員をすでに活用している。

各部局は、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を実施する。

各部局において、人材の運用及び効果的な人材配置について、引き続き検討を進める。

研究推進会議において、平成16年度に実施した、各部局に対する人材の運用及び配置等に関する調査について内容を検討した。その結果、「それぞれの学問分野の特徴を活かしながら、人材配置をフレキシブル（大講座制などを活かしての定員の傾斜配分）に行う工夫をする」等、新たな取組の可能性を含めて、各部局の検討結果及び具体案の策定状況について、再度調査を行った。各部局はこれらの調査結果を勘案して、人材の運用及び効果的な配置が図れるよう引き続き具体案の作成に向けて検討している。

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究に関し学内研究資金の確保と配分の基本方針を策定し、研究推進本部が具体的に計画し、実施する。

研究推進本部は、配分方針に沿って研究資金の配分先を選定し、確保した間接経費等の一定額を、研究支援経費として配分する。

研究戦略会議において、「全学的研究推進経費の活用方針」に基づき、間接経費等の配分方針を決定し、次のとおり配分した。

配分先	件数	金額（万円）
拠点形成研究	13件	2,780
若手研究者海外派遣経費	3件	553
全学的教育研究支援センター支援経費	2件	3,083
高額設備（共用性）の更新・購入経費	1件	3,000
国際共同研究推進経費	6件	500

上海フォーラム開催支援経費	1件	500
共同研究等受入教員への研究奨励費	9件	750
科学研究費補助金インセンティブ経費	14件	460
熊本大学学術出版助成	5件	490
電子ジャーナル支援経費	1件	2,100
放射線取扱主任者定期講習会経費	5件	15
部局研究環境整備費		12,007
特許出願経費・発明補償金		1,925
管理運営費経費		2,367
平成17年度 間接経費等 合計		30,530

これらの制度が充実していくことにより、本学における研究がより活性化していくものとする。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、適切な研究資金の配分システムを構築する。

各部局において、研究資金の配分システムの構築について、引き続き検討を進める。

研究推進会議において、平成16年度に実施した、各部局に対する研究資金の配分システムの構築に関する調査について、内容を検討した。その結果、「評価などを取り入れた配分システムを構築する」等、新たな取組の可能性を含めて、各部局の検討結果及び具体案の策定状況について、再度調査を行った。各部局はこれらの調査結果を勘案して、研究資金の配分システムの構築が図れるよう引き続き具体案の作成に向けて検討している。

研究戦略会議は、研究設備等の基本方策を示し、研究推進本部において、重点研究のプロジェクト推進を図るための研究設備・研究環境の充実を図る。

研究戦略会議は、実態調査の結果に基づき、研究設備等の基本方策を策定する。

また、研究推進本部においては、重点研究のプロジェクト推進を図るための研究設備・研究環境の充実のための具体案を策定する。

研究戦略会議及び研究推進本部において、以下のとおり「研究設備等の基本方策及び研究設備・研究環境の充実のための具体案」を策定した。

【研究設備等の基本方策】

世界水準の拠点形成研究の推進及び全学的な基盤研究の促進を目的に、これらの研究支援の中核となる施設の研究設備等の充実を重点的に進める。ま

た、若手研究者の育成のために、若手研究者の研究分野の進展に必要な研究環境の充実を優先的に図る。

【研究設備・研究環境の充実のための具体案】

- ・重点研究である拠点形成研究A・Bの推進に必要な研究設備及び研究環境について毎年ヒアリングを研究戦略会議及び研究推進本部で実施して、ニーズの高い研究設備の把握に努める。
- ・学内の共同利用の研究支援センターの研究設備及び共同利用度の高い研究設備並びに若手研究者の育成に必要な研究環境の充実を優先的に配慮する。
- ・「重点配分経費」及び「学長裁量経費（間接経費を含む。）」において、研究戦略会議の「基本方策」に沿って、計画的に研究設備及び研究環境（研究経費、研究補助等の支援）の充足に努める。

具体案の推進により、本学における研究施設・整備等の環境の充実がはかられるものと考えられる。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、共通研究スペースに必要な設備を設置する。

各部局において、共通研究スペースに必要な具体的な設備計画を策定する。

研究推進会議において、平成16年度に実施した、各部局に対する共通研究スペースに必要な具体的な設備計画の策定に関する調査について内容を検討した。その結果、「全学的に共通スペースに対する共通認識を持ち、配分・有効活用法を検討する」等、新たな取り組みの可能性を含めて、各部局の検討結果及び具体案の策定状況について、再度調査を行った。既に一部の部局においては具体案を策定しているが、未策定の部局は、これらの調査結果を勘案して、引き続き共通研究スペースに必要な具体的な設備計画を検討している。

民間等研究員を積極的に受け入れ、民間等とのプロジェクトを実施するため、本学の共用スペースを積極的に活用する。

研究推進本部及び知的財産創生推進本部は、平成16年度に策定した利用計画に基づき、各施設の共用スペースの活用を図る。

地域共同研究センター、インキュベーション施設及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリーにおける共用スペースの利用については、学内公募により利用者を選考し、民間等の共同研究のためのスペースとして積極的に活用している。

また、総合研究棟の共有スペースの活用の認可者を部局長から学長へ変更するため、「国立大学法人熊本大学施設の有効利用に関する要項」の見直しを財務施設専門委員会に附議し承認された。これにより、総合研究棟のスペースの有効活用の利用促進を図ることができることとなった。

各部局レベルで、研究人員に応じたスペースが確保できるよう配分システムを構築する。

各部局において、スペースの有効活用及び配分システムの構築について、引き続き検討を進める。

研究推進会議において、平成16年度に実施した、各部局に対するスペースの有効活用及び配分システムに関する調査について、内容を検討した。その結果、「各部局と

もスペース不足は否めないが、部局を超えてキャンパス単位での共通スペース供出計画をたてる」等、新たな取組の可能性を含めて、各部局の検討結果及び具体案の策定状況について、再度調査を行った。各部局はそれらの調査結果を勘案して、引き続きスペースの有効活用及び配分システムの具体案の作成に向けて検討している。

3) 研究支援センター等の充実

技術支援を推進するため、生命資源研究・支援センター等の設備等の整備を行う。

生命資源研究・支援センター等について、平成16年度に策定した整備計画に沿って可能なものから実施するとともに、平成16年度の利用状況に基づき、機器の導入等環境整備の強化部分を決定する。

平成16年度に策定した整備計画と利用状況に基づき、学長裁量経費、生命資源研究・支援センター運営費によって、動物資源開発研究施設、遺伝子実験施設、機器分析施設に大型機器・共通使用機器の導入及び施設整備を行った。

早急に解決すべき課題としては、災害等における停電発生時の電力確保があげられ、動物施設の空調を維持するため自家発電装置の導入を計画し、概算要求を行った。またあわせて老朽化した動物施設の空調設備の大規模な改修も計画するとともに遺伝子改変マウスのデータベース整備を今後の強化部分として決定した。

情報設備等の充実のため、総合情報基盤センターを核とした情報基盤の整備を行う。

主要機器のギガビットネットワーク接続を更に推進するなど、全学的ネットワークサービスの向上を図る。

また、落雷等によるネットワーク機器の障害・破損への迅速かつ的確な対応体制の構築を推進する。

高度情報化キャンパスの実現のための環境整備を推進するため、基幹ネットワークの補強を行った。

(1)主要機器のネットワーク接続における高速化を図るため、全学向けサーバのギガネットワーク接続対応をサーバ機器の整備と平行して実施し、本年度計画分を完了した。さらに平成17年12月には学術情報ネットワーク(SINET)接続の高速化対応(1 Gbps)を行うことで、WAN接続を従来の約10倍に高速化した。また、無線LANのセキュリティ強化のための対策を推進するため、現状の無線LAN設置状況等調査を行うとともに、併せて現有機器のセキュリティ強化対策について全学に向けた周知を行った。以上により、全学的ネットワークサービスの向上が図れた。

(2)昨年度実施したネットワーク基幹機器に対する落雷対策(サージ対策)の効果で、本年度は対策のほどこされた基幹部に対する直接被害はなかった。これによりサージ対策としての効果が確認されるとともに、瞬時停電等への対応についても、昨年度よりサービス停止時間を短縮することができた。

また、基幹部分以外についても、サージ対策の要否・その費用対効果を踏まえた適切な対応を検討した。

学術情報基盤の活用のため、附属図書館の整備を行う。

学習・研究図書館機能の拡充を進めるとともに、博士論文公開データベースを充実させるなど、電子図書館的機能の整備を図る。

博士論文公開データベースの充実については、電子化の許諾を得られたものから、

順次電子化を行い215件の論文を収録した。

本学の学術論文等の収集・蓄積・発信を目的とした、機関リポジトリシステムを構築し初期データとして紀要論文553件と前述の博士論文215件もここに統合した。また、今年度から導入した熊本日日新聞記事データベースは、地元新聞における掲載記事の検索が可能となり新聞情報収集の利便性が高まった。本年度における月平均は約120件のアクセスがあった。

施設の整備としては、7月から増築工事を開始し、18年3月に竣工した。地階は書庫として約600㎡、1階は閲覧室として約600㎡の増床を実現した。このことにより、地階は18万冊の資料収容能力を可能とし、閲覧室の増床は、PC利用可能な個席36の設置、今まで分散配架していた新聞やマイクロフィルム資料の集中配架により、閲覧環境の充実を実現した。

4) 知的財産の創出取得・管理・活用

知的財産創出のため、次の取組みを行う。

- a. 知的財産マネージャーが研究会に参加し、シーズ探索及び情報提供を行う。
- b. ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（起業化人材育成）、地域共同研究センター（応用的研究等）及びインキュベーション施設（実用化研究）を有機的に連携させ効果的に知的財産を創出する。

a. COE等の「拠点形成研究」や、生命科学系等の研究会に知的財産マネージャー等が参画して、研究成果の技術移転及び応用研究への展開を支援する。

a. 知的財産創生推進本部では、知的財産戦略に関する企画・立案及び創出の支援等のため、専任教員、知的財産マネージャー、産学官連携コーディネーターを配置している。

知的財産マネージャー等は、毎週水曜日に行われる本学のCOE研究会に参画するとともに、熊本大学、理化学研究所及び京都大学によるジョイントフォーラム等に参加し、研究成果の内容等を理解し、研究成果の応用研究への展開を支援することで特許出願や技術移転の拡充に努めた。その結果技術移転が1件成功した。

また、知的財産マネージャー等が知的財産に関する相談、研究者との交流や研究室訪問を行い、具体的研究シーズの把握に努めた。

b. 知的財産創生推進本部において、各センター等の有機的連携及び効果的な知的財産の創出に向けて具体的な方策を策定する。

b. 知的財産創生推進本部において、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、地域共同研究センター、インキュベーション施設を有機的に連携するとともに、効果的な知的財産の創出・活用に向けての方策を策定した。

具体的には、産学官連携促進に資するシーズ創出に関する基礎的研究から共同研究・受託研究や起業化を目指す実用化研究までを連携して行い、戦略的に特定領域又は大型の共同研究・受託研究等の研究展開を図るため、3施設を「産学官連携研究部門」に統合し、一元的に運営することを検討している。

知的財産の取得・管理を機能的に行うため、知的財産創生推進本部が中心となり、発明の届出・審査・出願・管理を行う。

知的財産創生推進本部において、平成16年度の申請状況を分析するとともに、研究

者への知的財産の取得・管理に対する啓発普及方法の改善を行い、特許等の申請の増加を図る。

また、国際特許の申請を積極的に進める。

平成16年度の申請状況について分析した結果、並びに本年度大学知的財産本部整備事業の中間評価でライセンスそのものが少ないことが指摘されたことを受けて、知的財産審査専門委員会は、実用性・市場性を重視した実用化に結びつく可能性のあるものを機関帰属とすることとした（本年度出願件数48件）。研究者へもその旨説明を行った。

また、弁理士による特許申請に必要な明細書作成の研修会や、毎月1回「発明相談会」を実施し知的財産に関する啓蒙を図った。

なお、国際特許申請については、JSTの特許出願支援制度を利用し年間を通し、国際特許の申請を積極的に進めており、本年度は9件申請した。

今後は、実用化を目指した特許等の申請に重点を置いている。

知的財産の活用のため、熊本TLOと連携し効率的に研究成果の技術移転を行うとともに、大学発ベンチャー起業を推進する。

熊本TLOと知的財産創生推進本部との連携を密接にするとともに、ベンチャー起業の推進の方策を策定する。

携

知的財産の活用を推進するため、熊本TLOと月1回協議会等を開催し、密接な連携に努めた。

ベンチャー起業の推進の方策については、知的財産創生推進本部プロジェクト会議において「ベンチャー起業の推進の方策」を策定した。

これは、インキュベーション施設の効率的運営（入居・退去の効率的システムの構築、実用化・起業化進捗状況の的確な把握等）を図るとともに、入居者への支援を専門的支援、日常的支援等に区分し効率的支援を目指したものである。

また、産学官技術交流会として「大学発ベンチャー企業創出・発展への取組と課題」をテーマに、基調講演及び大学発ベンチャー企業6社の講演を行い、大学発ベンチャー企業の創出・発展に向けて、啓蒙を図った。

さらに、平成18年3月に南熊本に開設した、くまもと大学連携インキュベータ事業に参画し、ベンチャー起業推進の活用を図って行く。

今後この方策にもとづき、大学発ベンチャー起業の支援を推進することとしている。

黒髪キャンパス、本荘キャンパス及び東京（港区芝浦）にそれぞれリエゾンオフィスを設置し、知的財産の創出、取得、管理、活用のワンストップサービスを行う。

黒髪・本荘の両リエゾンオフィスを中心に、ワンストップサービスの向上を図るとともに、知的財産の創出、取得を促進する。

また、各リエゾンオフィスを利用して、知的財産の活用を推進する。

を

ワンストップサービスの向上を図るため、黒髪及び本荘リエゾンオフィスの産学官連携コーディネーター及び知的財産マネージャーの研究室の訪問を増やすとともに、知的財産の創出、取得、活用を促進するため熊本TLOと月1回協議会を開催し連携を密にした。

また、各リエゾンオフィスでは、研究室訪問、発明相談会及び交流サロン等を主催し、研究者、企業等の交流の場を提供するとともに、研究シーズと企業ニーズのマッチングを図った結果、共同研究149件、受託研究127件、発明届70件、出願件数国内48

件・外国出願21件、特許等取得件数2件となった。

なお、東京リエゾンオフィスでは、イブニングセミナーを3回開催し延べ参加人数224人。また、訪問者は、延べ401名となっている。

5) 研究活動の評価・質の向上

研究戦略会議・研究推進本部は、「拠点形成研究」を評価し、その後の支援の在り方に反映させる。

研究戦略会議は、「拠点形成研究」の中間評価を行い、研究の継続又は中止若しくは支援の拡大又は縮小を決定する。

外部から高い評価を受けている世界最高水準の研究として「拠点形成研究A」に3課題、世界最高水準を目指しうる研究として「拠点形成研究B」に10課題の計13課題を平成15年度に採択している。中間評価の結果「拠点形成研究A」の3課題は、現状維持とした。また、「拠点形成研究B」の10課題について、2課題は支援の拡大、3課題は支援の縮小、4課題は、支援は現状維持とし各々研究を継続することとした。なお、残りの1課題は、本年度の新規課題として新たに研究テーマを組み替えて研究を引き継ぐことにした。

このように、本学における世界水準を目指した研究は確実に広がりつつあり、研究戦略会議のもとで、研究活動の活性化が図られるものとする。

個人及び組織の研究活動を向上させるため、第三者評価機関の評価結果に基づき、大学評価会議及び大学評価・企画実施会議が、研究活動の活性化のための改善策を提言する。

平成18年度に実施する全学研究評価に向け、評価基準等を策定する。

本学における研究活動の状況について、自己点検・評価を実施するため、前年度に設置した組織評価指針等検討WGにおいて検討を行い、組織評価指針を策定した。なお、この指針の検討過程において、各学部の自己点検・評価が中期目標期間評価や認証評価における基礎資料になることから、18年度に策定する実施要項・実施要領に基づき、資料・データ等の整備を図った上で、19年度から組織評価を実施することとした。

3. その他の実施状況

(1) 社会との連携、国際交流等に関する実施状況

1) 地域社会との連携

地域連携推進本部を中心とした地域社会との連携を推進する体制を整備するとともに、学内に地域連携の窓口を設置し、積極的な情報の収集及び発信を行う。

地域社会との連携を推進する体制整備の一環として、シンクタンク機能を持つ「熊本大学政策創造研究センター」を設置する。

平成17年4月1日付けで、教育研究成果を政策提言という形で地域社会へ還元するとともに、本学と社会とのインターフェイス機能を発揮し、迅速に課題解決に当たることが可能となるよう、シンクタンク機能を有する「熊本大学政策創造研究センター」を設置した。

同センターに専任教員3名（人文社会科学系、自然科学系、生命科学系からそれぞれ

れ1名)及び行政機関や団体等との連携の強化を図るためコーディネーター1名を配置した。

さらに、同センターの事業及び運営に関して助言等を得るため、外部有識者を含めた参与会(学内5名、学外6名)を組織し、本年度の同センター実施事業について助言を得た。

本年度は、地域社会が抱える課題について政策提言等を行うべく、11のプロジェクト研究等をスタートさせるとともに行政機関から3件の受託研究を受けた。

また、本渡市(平成18年3月27日市町村合併により天草市)と包括的連携に関する協定を締結し、環境、教育、医療・保健等の分野において、連携及び協力をスタートさせた。

放送大学熊本学習センターの誘致を目指す。

放送大学熊本学習センターの平成18年度本学での開設に向けて、所要の準備を行う。

放送大学熊本学習センターの開設に向けて、建物も竣工し、準備も整い平成18年4月に開設することとなった。

今後は、同センターと連携して、又は同センター施設を活用して事業を企画・実施するなど、生涯学習の積極的な推進を図る。

「熊本大学LINK構想」(熊本大学と熊本県(県庁、学校、企業等)の情報ネットワークを構築し、熊本大学の資源を地域に活用する構想)を活用して「教育(人材養成)」、「産業振興」、「地域課題解決」及び「環境保全」などの分野について具体的事業をコーディネートし、地方自治体と共同で実施する。

これまでの地域貢献事業の実施状況を踏まえ、「熊本大学LINK構想」に沿って事業を実施する。

この構想に関連して、シンクタンク機能を持つ「熊本大学政策創造研究センター」を設置し、地域課題の解決等に向けて取り組む。

熊本大学LINK構想を活用した地域連携事業を推進するための方策として政策創造研究センターを設置し、地域社会が抱える課題について政策提言を行うべく、本渡市等との行政機関や団体と協議を行うとともに、「山間地の集落機能維持システム構築」など9の共同政策プロジェクト研究等をスタートさせた。また、これに加えて「政令指定都市と道州制」というテーマを扱うプロジェクトやサイエンスショップ型研究として「坪井川と中心市街地活性化」プロジェクトもスタートさせた。

また、平成18年3月25日に研究報告会を実施し、今年度終了時点での政策提言若しくは中間的な成果発表を行った。

その他地域連携推進会議において、国立大学法人熊本大学と熊本県との地域連携推進連絡協議会などの意見を基に、各学部等が実施する18の人材育成等事業を選定し、支援を行った。

これらの事業についても、年度末にそれぞれの事業ごとに実績評価を行い、この評価結果を次年度以降の実施事業に反映することとした。

2) 地域における教育の質の向上

初等・中等教育においてはユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業等を支援する。

ユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業などの支援体制等について、改善を図

りながら整備し、新たな事業も含めて積極的に支援を行う。

地域連携推進本部の下に、ユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業など事業ごとに支援室を設置し、学内外への窓口である地域共生戦略室が連絡・調整を行い、教育委員会、高等学校等との連携の強化を図った。

(1)ユアフレンド事業（不登校児童・生徒の支援事業）

教育学部において、熊本市教育委員会との協定に基づき実施した。参加学生数が増加し（総数165名）、昨年度以上に不登校児童・生徒への対応が可能となった。このこともあり、不登校状態が改善された児童・生徒が複数出てきており、本事業の成果があがっている。さらに、益々本事業への問い合わせや派遣依頼が増えている状況である。また、本学学生を本事業に参加させることにより、より実践的な教育効果が挙げた。

(2)スーパーサイエンス事業

熊本県立第二高等学校が本事業の選定を受けており、同校からの依頼を受け体験学習講座（理学系、工学系、薬学系）への協力を行った。

- ・ 講座数 11講座
- ・ 参加生徒数 184名

参加した生徒のアンケートでは、最先端の技術を勉強できてとてもよかったなどの意見が寄せられ、同事業の趣旨である「将来有為な科学技術系人材の育成」に資することができた。

(3)IT人材育成プロジェクト事業

熊本県立熊本工業高等学校が本事業の選定を受けており、同校と連携を取りながら、運営指導委員会での指導・助言、熊本県高等学校工業部会総会での講演、特別授業「ネットワーク上の情報倫理」、プログラミング実習への支援などを行った。

生涯学習教育研究センターを中心として、公開講座及び社会人への授業開放を拡充する。

平成16年度の現状分析及び受講生のアンケート調査をもとに、公開講座及び授業開放科目の拡充を図る。

特に、専門職業人（現職教員等）のニーズに応じた公開講座を実施する。

多様な性格と目的を帯びた生涯教育サービスのあり方について、今後大学として何を行うかの整理を行った。

従来、教養・文化講座といったものを中心に実施していたが、今後は、これらの他に「職業能力の向上」や「地域課題の解決」などの分野に重点的に取り組むこととした。

受講者アンケートでは、受講目的として「大学で学ぶ魅力」を挙げており、受講結果としては、ほとんどの人が満足している。

以上のことから、従来から実施している公開講座については、さらに内容の充実を図り、この他に現職教員等を対象とした「教員のためのキャリアアップ講座」として本年度次の講座を開設した。

- (1)学校管理職講座
- (2)特別支援教育講座
- (3)教師の指導力向上講座
- (4)カウンセリング講座

実施に当たっては、本学教員が行った「熊本県における小中学校教育研修講座についての調査」結果からニーズの高いものを企画した。

なお、受講後のアンケート結果では、いずれの講座も受講者の満足度は高かった。また、平成18年度の実施へ向けて、熊本県教育委員会の関係者と打合せを行うなど連携強化を図っている。

放送公開講座として、テレビ講座及びラジオ講座を開設し、本学の教育研究成果を一般市民に分かりやすい表現で、「上品で、面白く、ためになる」と感じる情報として提供した。

モニター結果によると、「視聴者にわかりやすく講義内容を説明し、老若男女問わず見てもらえるよう工夫されていた。」「研究成果を広く一般に情報発信しようという理念がうかがえる。」「大学講座として、大変質が高く、短時間であるにもかかわらず内容が多い。」など好評を得た。

授業開放科目については、昨年同様の67科目で実施した。

3) 産学官連携の推進

熊本TLO、JST（科学技術振興機構）及びRSP（地域研究開発拠点支援事業）など学外の諸機関等との連携を図り、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転を拡充する。

知的財産創生推進本部において、平成16年度の実施結果を分析し、学外の諸機関等との連携、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転の拡充の方策を再検討する。

昨年度の実施結果を踏まえ、知的財産創生推進本部において検討を行った結果、学外の諸機関等との連携、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転の拡充、それぞれの取組において次のような方策を検討した。

(1) 学外の諸機関等との連携

熊本TLOと連携を密接にするため、連絡協議会を月1回開催することとした。

また、熊本県、財団法人くまもとテクノ産業財団等との連携を強化し、新規事業として熊本セミコンダクタ・フォレスト構想、熊本バイオフォレスト構想及び熊本ものづくりフォレスト構想等への参画を決定した。

(2) 起業・雇用の創出支援

起業・雇用の創出支援のため、（独）中小企業基盤整備機構によるくまもと大学連携インキュベータ事業に参画することを決定した。これは本学の革新的な技術シーズ、アイデアとインキュベータ施設の活用により大学発ベンチャーの創出の促進を目指すもので、本年度は同機構のインキュベータ施設の入居者のほとんどが本学と本学と関連のある企業となった。

(3) 技術相談、共同研究、技術移転の拡充

技術相談、共同研究、技術移転の拡充については、リエゾンオフィスを中心にそれぞれの取組の強化を図っており、熊本ファミリー銀行と業務協定を締結し、地域社会と本学の間に地方銀行を介在した技術相談体制を構築した。

また、富士電機システムズ株式会社と包括的連携に関する協定書を交わし、共同研究体制の拡充を図った。

さらに、技術移転の促進に向けてJST特許主任調査員による支援制度を活用することとした。

今後、見直しの方策を推進することにより、産学官連携、共同研究を推進できるものとする。

4) 国際交流の推進

国際共同研究プロジェクトを推進し、学術上の国際協力連携と研究者の人的交流に積極的に取り組む。

- ・ 国際共同研究を推進するために、ホームページを通じて本学の研究者等の情報を海外に対して発信する。
- ・ 研究推進会議及び国際交流推進会議で策定した国際共同研究推進に係る具体的施策について、実施する。

英文ホームページ（Webページ）を全面改訂し、本学の研究組織等についてわかりやすく紹介した。今後はさらに、研究者情報についても提供を図ることとしている。

また、国際交流推進会議に係る具体的な施策について「熊本大学における国際間での研究者交流に関する支援体制整備について」をまとめ、研究助成制度や事務支援体制を重点的に整備することとし、以下の取組を開始した。

- (1) 共同研究のため来日した外国人研究者に対し、生活に係るオリエンテーションの資料の作成を行った。
- (2) 国際共同研究を推進するため、本年度に開催する本学又は部局等が主催する国際的な学術研究集会及びシンポジウム等に対し経費支援制度を設け6件選定した。
- (3) 国際間での共同研究推進のために、国際課に国際戦略室を設置し、室長を民間からの公募により採用した。
- (4) 「熊本大学フォーラム」を中国・上海市で開催し、国際間での産学連携について討議するとともに、本学教員の研究実績紹介に努めた。また、中国との国際共同研究等の拠点として、「熊本大学上海オフィス」を開設した。

大学の学術振興支援事業、外部寄附金等の支援を得て、国際会議、国際シンポジウム等を開催する。

平成16年度の検討結果に基づき支援策を策定し、国際会議、国際シンポジウムの成果を広報する制度の充実と、開催責任者の負担を軽減する支援体制の整備に取り組む。

熊本大学主催により、日中の産学関係者450人を集めて「熊本大学上海フォーラム」を開催し、本学の研究活動や産学連携について広報を行うとともに、中国との学術研究協力の可能性を討議した。この成功を受けて、平成18年度には韓国において同様のフォーラムを開催することを決定し、3月に開催予定地を視察し共催機関との協議を行った。

本学又は部局等が主催する国際的な学術研究集会及びシンポジウム等の開催を奨励し支援するために、「国際研究集会・国際シンポジウム公募事業」を実施し、助成金を支給した。

全学の教員に対して行った「国際交流支援体制の現況に関する調査（研究者交流）」の結果を分析し、国際交流推進会議が「熊本大学における国際間での研究者交流支援体制の整備について」とする提言及び実行計画をまとめた。その中で、大学が主催または共催者となり国際シンポジウム等の支援・広報を行う制度を整備することの提言を行った。これを受けて本年度においては、ホームページ（Webページ）で、国際会議・シンポジウムの開催マニュアルを配布するために、必要な様式等の原稿作成を行った。

教職員の海外出張・研修を積極的に実施するとともに、客員研究員の受入れを拡充する。

研究者の派遣・受入れの機会を増やすため、交流協定と海外広報の充実を図る。

また、本学教職員の海外出張・研修の実態を調査分析し、若手研究者の海外派遣支援等の施策を実施するとともに、外国人研究者の受入れについて来日オリエンテーションを充実する。

医学分野で共同研究の実績があるエジプト・スエズ運河大学と、上海フォーラム等を通じて連携を深めた中国・南昌大学との間で、新たに大学間学術交流協定を締結した。また、フランス・ボルドー第三大学と文学部、中国・北京工業大学と工学部・自然科学研究科等、部局間学術交流協定を新規に4件締結した。

「熊本大学上海フォーラム」を開催し、日中の産学関係者450人が出席した。そこで、本学の研究活動や産学連携について広報を行い、中国の大学との協定について個別相談を行った。

英文ホームページ（Webページ）を全面改定し、本学の研究組織等について海外にわかりやすく紹介するとともに、英文による研究者情報の提供に向け、システムの改善に取りかかった。

事務職員の能力向上を目的に、平成15年度及び16年度のカナダ派遣に引き続き、本年度は交流協定校であるニュージーランド・マッセー大学に、事務職員1名を2か月派遣し、先進の国際教育プログラムを学ばせた。また、国際交流に関心を持つ事務職員を対象に、熊本大学独自の「国際交流業務研修」を学内で実施し、英語による交渉や文書作成のスキルを指導するとともに、早稲田大学等から外部講師を招いて経営視野に立った国際プログラムの運営等に関する講演会を開き、職員の資質向上に努めた。

本学の若手研究者を海外に派遣するため、「熊本大学若手研究者海外派遣制度」により、短期2人、長期1人の派遣を決定し、助成金を支給した。

全学の教員に対して行った「国際交流支援体制の現況に関する調査（研究者交流）」の結果を分析して、国際交流推進会議が「熊本大学における国際間での研究者交流支援体制の整備について」とする提言及び実行計画をまとめた。その中で、大学による派遣・受入旅費の助成制度、派遣期間中の教員補填、受入研究者の学内施設利用や学内表示のバイリンガル化等についての提言があった。

来日した外国人研究者に対し、特に生活に関するオリエンテーションを行うために、資料の作成を行った。

短期留学生プログラムの活用等による留学生受入体制の整備を行う。

平成16年度に策定した施策に基づき、短期留学制度のカリキュラム整備を進め、日本語教育の単位化を実現する。

また、生活支援について、まず短期留学生を対象にオリエンテーション・プログラムの充実を図り、その成果を一般の留学生の支援にも応用する。

短期留学制度については、平成16年度に策定した国際交流推進会議の提言に沿って、1) 熊本大学短期留学プログラムコース、2) 熊本大学一般短期留学コース、3) 日本語・日本文化研修留学生コースの3つのコースを定め、日本語教育の単位化を実現し、それぞれのコースの修了要件を定める等のカリキュラム整備を行った。

短期留学生を対象とした渡日前オリエンテーション資料を作成し、交流協定校を通じ熊本大学への留学予定者へ配布した。また、来日直後のオリエンテーション資料についても、従来の配布資料の大幅な改訂を行って内容を改善した。

さらに、これらのオリエンテーション資料を、全面改定した大学の英文ホームページに掲載し、短期留学生だけでなく、海外に住む一般の留学予定学生や、日本に到着直後の学生への情報提供に資することとした。

また、これまで内容が十分でなかった「チューターの手引き」を大幅に改訂し、留

学生を助けるチューターの役割や事務手続きを詳しく説明した。

全学の外国人留学生に対して行った「国際交流支援体制の現況に関する調査（留学生交流）」の結果を分析するため、国際交流推進会議に留学生支援ワーキンググループを置き、2月に「熊本大学の留学生交流に関する支援体制整備について」と題する検討報告書をまとめた。同報告書は、引き続き平成18年度において、より高次の委員会で検討することとなった。

ただし、報告の中で提案された、留学生センター長を保証人とする大学による機関保証制度については、その有益性を考え本年度内に実施を実現した。

海外留学を推進するため、協定校を増加させるとともに、海外留学オリエンテーションを実施する。

平成16年度に策定した施策に基づき、英語圏の協定校の開拓に努めるとともに、海外留学を増やす施策を行う。

また、留学説明会の早期開催や単位互換制度等の充実により、短期留学した学部学生が在学期間を延長せず卒業できるよう支援する。

平成16年度に策定した国際交流推進会議の提言に基づき、本年度は中国・同済大学、英国・リーズ大学、米国・パシフィック大学等との間で、5件の大学間学生交流協定を締結するとともに文学部とフランス・ポルドー第3大学、工学部・自然科学研究科と中国・北京工業大学工学部等、各国の優れた大学との間で、大学院生の短期留学も視野に入れた部局間学生交流協定を5件締結した。

留学説明会の早期開催については、4月に、新入生歓迎行事の一環として留学情報ブースを設け、交換留学制度に関する説明を行い、交換留学制度に関するチラシを配布するとともにTOEFL-ITP受験など、留学準備に早く取りかけられるよう、例年6月中旬に行っていた留学説明会を5月中旬に開催した。10月に、留学した学生による留学成果発表会を実施し、同時に協定校のパネル展示や留学情報の提供を行って、参加した約50人の教員・学生に対し交換留学への関心を促した。

また、学生が帰国後に確実に単位互換できるよう、必要書類や手続きについて、事前のオリエンテーションを充実させるとともに、ホームページ（Webページ）を活用し、交換留学における単位認定制度について学生への情報提供を行った。さらに制度の改善のため、平成15年度に派遣した交換留学生について、短期留学に伴う在学期間の延長年数と留年の理由を調査した。その結果、多くの学生が在学期間を延長している実態や、修学カリキュラム上の問題で期間を延長せざるを得ない状況等が明らかとなり、今後の対応を検討することとなった。

派遣先協定校への関心を高めるため、12月に豪・ニューカッスル大学から講師を招き、「海外協定校による学部体験授業」を実施したところ、約120人の参加があった。3月には、同じくニューカッスル大学に8人の学生を派遣し、サマースクール形式による短期留学セミナー（2週間）を実施した。

大学院生の国際会議等への参加を奨励する。

平成16年度の調査に基づき国際的な学術研究活動への大学院生の参加を増やす施策を行う。

また、国際会議等での研究発表に基づく単位科目及び単位認定基準の在り方について、調査検討する。

全学の教員に対して行った「国際交流支援体制の現況に関する調査」において、大学院生の海外派遣支援として、渡航費の助成を必要とする意見が多かった。これにつ

いては、本年度発足した「熊本大学国際奨学事業」により、助成を行った。

10月に中国で「熊本大学上海フォーラム」を開催し、日中の産学関係者450人が出席した。大学院生も43人参加し、研究の成果を発表するとともに、中国の大学院生との情報交換や交流を行った。

自然科学研究科では、来年度から国際学会及び国際シンポジウム等での発表を行った学生に対しては、「特別プレゼンテーション」という科目を設けて単位認定を行うこととしている。

(2) 附属病院に関する実施状況

1) 医療サービスの向上

患者満足度を高めるため、ISO9001の認証に基づき医療の質的向上を図り、かつ、安全管理体制を点検・改善する。

患者サービスを向上させるため、ISO9001の認証に基づく内部監査の更なる充実を図り、安全管理体制の点検・改善を行う。

平成15年3月に、ISO9001:2000(品質マネジメントシステム)を取得して今年度で3年目を迎え、平成16年度に引き続き、7月及び12月に2回の内部監査を行った。

内部品質監査チェックシートに基づき監査した結果、安全で質の高い医療が継続的に提供されていることが報告され、品質マネジメントシステムが有効に機能していることが確認された。

また、国立大学附属病院長会議が委託実施した患者満足度調査において、調査対象病院の中で特に本院の入院診療におけるサービス(医療スタッフの能力、安全性、アメニティ等)の質は高い評価(31国立大学病院中6位)を受けており、このことから同システム導入の効果が確認されている。

また、今年度は、内部監査の充実を図るため、内部監査員の約3分の1を占める看護師に対して、外部審査及び内部監査前に、ISO事務局と看護管理室が主体となり、各病棟等を対象に予行監査を行い、監査員の監査技術及び受審体制の向上を図った。

特に、12月の内部監査においては、医療安全管理マニュアルにおける医療廃棄物の管理及び処理の状況について、現場でのチェックを行い、重点的に監査し、安全管理体制の点検・改善を行った。

このことにより内部監査の充実並びに安全管理体制の強化につながった。

また、検査部門において、国際的に精度が保障された検査データを提供するため、ISO15189(臨床検査室認定)の平成18年度取得を目指し、2月に認定申請書を提出し、7月に審査を受ける予定である。

医療カウンセリング室(仮称)を設置し、医療行為に関連したメンタルヘルスを積極的に支援する。

院内の協力体制を強化し、医療カウンセリング室(仮称)設置の方向性について検討する。

精神神経領域疾患の診療に関して、「神経精神科」と「こころの診療科」の2つの診療科を有する他大学にはない充実した診療体制を生かすため、こころの診療科に医師を2名増員し、治療や手術への不安など、患者が抱える悩みに対して相談相手となり解決の支援を行い、医療サービスの向上を更に図った。

また、精神神経疾患領域の動向をふまえ、副病院長会議において、対象者を患者や患者家族のみならず学生・教職員も対象にすることを含め、医療カウンセリング室(仮称)の業務内容及びあり方、更には、地域医療機関等と連携し、院外にメンタルヘルスセンター的な施設を設置すること等について検討した。

地域に必要とされる医療については、不採算部門であっても他の医療機関との連携を図り、その部門の運営を支援する。

平成16年度の収支分析を踏まえて、管理会計システム・経営情報分析システムによる収支分析を行い、明確な収支分析基準の構築を行う。

明確な収支分析基準の構築を行うため、平成16年度決算データを活用した、診療科毎の収支分析データ及び分析手法の検討をするとともに、17年5月にリリースされた国立大学病院管理会計システムの第2期システムによる患者別・疾患別の収支分析システム設定に着手した。

また、経営戦略委員会において、「本院のニーズを高め、患者数の増加を図る」ための取り組みを基本戦略とすることを了承し、運営審議会において、熊本県の懸案である周産期医療について、地域に必要とされる医療と位置付け、本院のニーズを高める基本戦略の観点から、診療委員会で対応を検討することを承認した。

その後、周産母子センター内規を制定し、センター運営委員会において詳細な検討を開始した。

更に、全国汎用の国立大学附属病院管理会計システム(HOMAS)の部門別収支分析結果を用いて、病院長が各診療科・部門と個別のヒアリングを行い、各診療科・部門の現状と課題及び収支改善について議論を行うとともに、各診療科・部門ごとに教員のタイムスタディ調査を行った。これらの取り組みの結果、明確な収支分析基準の構築が図られ、18年度の経営戦略に資することとする。

なお、経営戦略委員会で地域医療連携センター長から提案があった本院のニーズを高めるための事業計画案に基づき検討した結果、地域医療機関と各診療科の連携を支援するため、地域医療連携センターにメディカルソーシャルワーカー(MSW)を配置することを了承し、18年4月に配置することとなった。このことにより、今後の患者サービスの向上並びに診療の効率化が期待される。

平成15年度から平成19年度に係る熊本県保健医療計画(第4次)を踏まえ、高度な救急医療を24時間体制で実施するため、「救命救急センター」の設置を目指す。

集中治療部門運営委員会にて、救命救急センターの効率的運用を視野に入れ、経営分析を行う。

救命救急センターの経営分析を行うため、熊本県内で救命救急センターを設置している「熊本赤十字病院」「国立病院機構熊本医療センター」を訪ね、病床数、人員の確保、稼働状況、設備状況等について調査するとともに、国立大学病院で設置されている数大学から資料(病床数、人員・設備に伴う経費等)収集を行い、経営分析を行った結果、本院に導入するには、人材・財政(経営)面で課題も多く、より慎重な対応が必要であるとの認識を得た。

今後、集中治療部門運営委員会において、より詳細な経営上の収支バランスの検証及び地域医療機関との機能連携を審議する必要がある。

附属病院が中心となって、地域医療における診療録の電子化と共有化を推進するドルフィンプロジェクトを積極的に支援する。

個人情報保護法に適合した運用体制の確立を推進する。
地域医療サービスの一環としての診療情報の開示と共有を図る環境を整備する。
また、遠隔画像診断サービスの連携先医療機関の拡大を図る。

本年4月施行の個人情報保護法に対処するため、本学個人情報管理規則に基づき本院保護細則及び管理要項を制定し、本院内に保護管理者、副保護管理者及び保護担当者を配置するなど運用体制を構築した。また、6月には、本院内で使用する「個人情報保護に関するガイドブック」を作成し、院内各部署へ配布して病院構成員に対し、個人情報の適正取扱いの周知を図った。更に、本院主催による研修会を計5回(9コマ)実施した。これらの対策により、各職員の個人情報保護に対する意識は高まり、法規に基づいた患者の要請に対応できる体制と運用を行っている。

また、今後は、研修医、診療参加医学生等に対しても個人情報の適正な取り扱いに関して教育の機会を提供することとしている。

ドルフィンプロジェクトの利便性・有効性についての啓発活動については、7月から参加同意書を入院患者全員に配布しており、その結果、退院患者の「ひごメド」(患者自身が自宅からカルテ閲覧及び他病院から本院のカルテ閲覧を可能とするサービス)への加入率は昨年度より更に増加しており、本システムが将来的に地域医療の中核となるシステムであることが認識されつつある。

地域医療連携として、遠隔画像診断サービス(他の病院で撮影した画像を本院へ転送し、本院の専門医師により画像診断を行って地域医療に貢献するサービス)連携病院の拡張を図り、新たに4月に2病院、8月に1病院と接続通信のテストを行い、現在5病院と鮮明な画像送信等の通信テストを実施した。事業化のため、施設基準を3月に取得し、3病院と契約締結を行い本稼働を開始した。

医療の質の向上を図るため、他大学や他病院との連携を図り、全ての医療従事者について研修を実施する。

a. 目標管理及びクリニカルラダー(臨床実践レベル昇進システム)を実施し、評価する。

a. 看護の質の向上を図るため、平成16年度に試行したクリニカルラダーを4月から本稼働させ、実施スケジュールに沿って実施した。

クリニカルラダーを導入したことにより、看護師個人の目標が明確になり、看護師長から年3回面接を受けることで、目標達成に向けての指導助言が得られやすくなった。

クリニカルラダー認定委員会において、レベル毎の認定や看護師の個人目標の評価を実施した。このことにより、各看護師が、自分のレベルを認識し、レベルアップするために何が必要か具体的な目標を持ち、目標をクリアするために努力することにより、看護能力の向上(スキルアップ)につながった。

なお、本院の同システムをモデルとして、九州地区国立大学病院副看護部長会議で、九州地区国立大学病院クリニカルラダーガイドラインの作成を検討することとなった。今後、看護師の目標管理及び評価が標準化されることで、更に、看護の質の向上が期待される。

また、看護師以外の医療従事者については、同システムを参考にするほか、他大学の情報を収集するなどして、今後具体的な検討を行うこととしている。

b. 看護師の研修を実施し、研修内容や運営方法を評価する。

b. 看護師の実践能力向上のため、クリニカルラダーとリンクした計画的に受講できる院内教育（研修）計画を策定し実施した。

また、本院の認定看護師（がん化学療法、創傷・オストミー・失禁、ホスピスケア）主催の自主研修（3コース）も実施しており、県内看護師を含めて100名程度参加した。

更に、看護師長を中心に、クリニカルラダーと目標管理をリンクさせたキャリア開発支援ワーキンググループを結成し、キャリア開発支援マニュアルを現在作成中であり、来年度の実施を目指している。

なお、研修内容や運営方法について評価し、看護師の実践能力向上を図ることができた。

2) 先端医療の開発・導入、医療人育成

「総合臨床研修センター」がコーディネーターとして、関係学部、院内各診療科（部）、地域の臨床教育研修関連施設等と連携して、次の方策を通して良質な医療人を育成する。

- a. 医療人の教育研修については、これら機関や地域の関連医療機関等と連携して、卒前教育、卒後研修、生涯教育を推進する。
- b. 平成16年度から必修化される医師の卒後臨床研修、平成18年度からの歯科医師の卒後臨床研修の必修化へ対応するため、適切な研修プログラムの管理・運営を行う。
- c. 研修医の研修評価と初期臨床研修修了後のフォロー（専門診療科への移行、大学院への進学等）を適切に行う。

a. (1) 【卒前教育】

チュートリアル教育（個別指導・少人数教育）導入の結果の評価を行う。
結果に基づき、教育内容の改善を検討する。

平成18年度導入のクリニカルクラークシップ（臨床実習方式）第2期の準備と、教科書の改訂を行う。

(2) 【卒後研修】

熊大病院群における、新研修制度導入結果の評価を行う。

シニアレジデント（専門臨床研修医：医師免許取得後3年以上の者）に対する後期臨床研修システムを構築する。

(3) 【生涯教育等】

生涯教育等：基本的臨床研修能力に関するセミナー、ワークショップ、講演会等を開催する。

(4) 【共通】

スキルスラボ（臨床技能学習施設）の効果的な運用を行う。

a. (1) 【卒前教育】

本年11月に医学科4年生を対象とし、チュートリアル教育を正式導入・実施した。

チュートリアル教育の導入に関しては、医学科全体のコンセンサスを得ているところであるが、実施内容等については、導入した結果の評価を踏まえ、今後さらに検討することとした。

具体的には、医学科教務委員会の中にチュートリアル教育の改善等を検討するWGを設置し、導入後表面化した個別的な問題（1. 意欲的な学生とそうではない学生の対処法 2. 教員の負担増への対策 3. チューターの確保

と育成 4 . 評価方法の確立)の改善を検討することとした。

医学生のクリニカルクラークシップにおいて、直接的に患者に接する機会を増やす(第2期)準備と、教員の基本的臨床技能を標準化し、学生への教授に利用する教科書を、前回出版(2002年)以降の新知見(厚生労働省や学会のガイドラインの改訂等)及び2005年度からの共用試験の導入により共用試験実施機構からの学習評価項目の改訂等を取り入れるために、編集会議において教科書改訂の編集作業を行った。

なお、平成18年5月に改訂版出版の予定である。

(2)【卒後研修】

研修医の応募状況、マッチング状況等の結果について、詳細な分析を行った。

また、医学部学生、研修医・指導医及び研修病院長等に対しての新研修制度導入結果を評価するためのアンケートを実施する等、新研修制度導入結果の判断材料となる情報を逐次入手した。

これにより、熊大病院群のプログラムは、総じて評価できるが、熊大病院での研修において複数科での内科研修が受けにくいこと、熊大病院外の病院での研修に研修医の希望が反映されにくいこと、2年間の研修の最後に必修科目があるため、研修が修了する予測が立てにくいことなどが判明した。今後、これらの課題を改善すべく、平成18年度以降のプログラム内容改善の検討を行うこととした。

シニアレジデントに対する研修を18年度に実施するため、後期研修に関する検討会議を立ち上げ、4月から5月にかけて各診療科で後期研修プログラムを作成し、6月にHP(Webページ)上に公開した。

更に、8月には定員に関する事等、後期研修システムの全体像についての検討を行い、地域医療への貢献をプログラムに反映する等の事項を追加するなど、必要な改善を行った後、12月から平成18年度後期研修医師(仮称)の募集を開始した。

(3)【生涯教育等】

臨床研修指導医養成のため、熊大病院群を対象とした熊本大学医学部附属病院群卒後臨床研修指導医研修ワークショップを8月に開催した。

このワークショップは厚生労働省の認可を受けており、修了者は各研修病院でのプログラム策定の中心的な役割を担うとともに、指導責任者として研修医の指導に当たることができる。

更に、総合臨床研修センターが中心となって4月に「医療の質と安全」、「医療訴訟への法的対応と対策」、「個人情報保護」の講演を実施した。

また、6月、10月及び12月に「医療安全管理」、「CPC(臨床病理検討会)」等をテーマに、熊本臨床研修医セミナーを開催した。同セミナーは、熊本県下の研修医を対象としていたが、地域の開業医の参加も多数あった。

これら講演会等は、医師、コメディカルの生涯学習の一環として、その資質向上に大きく貢献している。

(4)【共通】

医療従事者の臨床技能を高めることを目的としたスキルスラボ(臨床技能学習施設)の効果的な運用を行うため、本院の研修医並びに医学生のみの利用だけでなく、地域の医療機関からの備品利用依頼に積極的に対応することとしており、今年度は10施設延べ57回の依頼に応えた。

これにより、地域共通の財産ともいえる本院のスキルスラボの運用をなお一層効果的なものとするできると期待される。

b . 平成16年度の新研修医制度の実施状況の分析を踏まえ、研修プログラムの運営の見直しを行う。

研修医からのプログラムに対する意見調査の結果に基づいた、プログラム内容の改善を行う。

また、歯科医師の卒後臨床研修必修化に対応した具体的な研修プログラムを作成する。

b . 新研修医制度の実施状況の分析のため、研修医から個人面接により意見を聴取し、その結果を踏まえて、7月からプログラムのうち内科プログラムを調整し、複数科の内科研修をできるようにするとともに、意見聴取の結果を反映させ内容改善した平成18年度プログラムを策定し6月に熊大病院群卒後臨床研修管理委員会です承を得た。

また、新研修制度導入結果の評価のため、アンケート及び医学部学生、指導医及び研修協力病院の長からプログラムに対する意見聴取を行い、この結果を反映してプログラム内容の改善に役立てた。

歯科医師の卒後臨床研修必修化に対応するため、総合臨床研修センターと連携の上、歯科口腔外科において歯科医師卒後臨床研修プログラムを作成し、8月に厚生労働省へ研修プログラムの申請を行うとともにHP（Webページ）に公開した。9月に選考試験を実施しマッチングにより12月には採用予定者を決定した。

c . 初期臨床研修修了後のフォローについては、2年次の研修医に対して情報提供を行う。

c . 6月に後期研修プログラムをHP（Webページ）上に公開し、第1回後期研修説明会（大学院への進路説明を含む）を開催した。

7月には九州厚生局主催の「臨床研修修了後研修等に関する病院合同説明会」に参加した。

地域との連携を明確にするような後期研修プログラムに改善し、9月に改めてHP（Webページ）上に公開した。更に、11月には第2回後期研修説明会を実施し、平成18年度の後期研修医師（仮称）の募集を12月から開始した。

なお、初期研修修了後のフォローが効果的にできるよう情報提供の手段として、随時、相互間の連絡の取れる方法としてメールアドレスなどにより行うとした。

また、更に、これら情報の提供は、2年次の研修医を中心に1年次研修医に対しても行っているが、後期研修は初期研修からの継続であるとの認識から、熊大病院群で初期研修を行わなかった本学医学部卒業生に対するフォローの方法としても本年度卒業生から同様の手法を用いた。

薬剤部においては、実習体制の整備を行い、医学部及び薬学部の学生に対して、医薬品適正使用推進のための教育研修を実践するとともに、病院内の医療従事者に対して医薬品の安全管理に関する啓発活動・支援を拡充する。

平成16年度に実施した医学部学生、薬学部学生、研修医及び看護師に対する医薬品適正使用・安全管理に関する啓発教育・実習を継続して実践する。

平成16年度に見直しと改善を図った医学部及び薬学部学生に対する薬剤部実習プログラムを試行的に実施する。

啓発教育の実践として、医学部医学科学生（4及び5年生）に対して、「処方せん

と医薬品の取り扱い」に関する講義、医学教育部医科学修士課程学生を対象として、「薬物相互作用と医薬品の適正使用」の講義、薬学部学生（3年生）に対して、「医薬品情報管理と薬学的患者ケア」や「医薬品適正使用・安全管理」の講義を実施した。

また、看護部オリエンテーション（新人看護師対象）において、「薬剤部の業務」並びに「麻薬の取扱いと医薬品の副作用」に関する講義を実施するとともに、看護部主催の採用1 - 2年目の看護師を対象とした研修で、「がん看護」や「がん性疼痛とその治療」の講義を実施した。

さらに、本院職員（医師、看護師、研修医、薬剤師、医療技術職員等を含む）を対象とし「院内における注射用抗菌薬の使用状況とTDMの有効利用」に関する研修会を11月に実施した。

その結果、医薬品適正使用・安全管理に関する理解が深まり医療実務の向上が図られた。

また、薬剤部が作成し更に見直しと改善を図った実習プログラムに基づき、薬学教育部大学院生を対象とし卒業実務実習を実施した。更に、薬剤師研修生（6ヶ月以内）に対しても試行的に実施したところ、従来のプログラムに比し、効率的かつ円滑に実習を実施することができ、今後も研修及び実習に活用し得ることを確認した。

なお、平成18年2 - 3月に薬学部学生（3年生）を対象とし、卒業前実務実習を試行的に実施した。実務実習後、実習担当の教員や薬剤師による学生の評価を行った結果、基本的な薬剤師業務の理解が進み、実務実習が有効であることが確認された。

感染免疫防御、移植再生医療、腫瘍医学、遺伝子診断・治療等の附属病院の重点研究領域については、本学研究拠点である発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センターなどとの共同研究プロジェクトに対する支援を図り、臨床応用への導入を推進する。

新興及び再興感染症の予防・治療に関するプロジェクト（平成17年度採択の臨床医学疫学研究機関連携事業）に対して、人材支援を行う。

平成17年3月に医学薬学研究部・エイズ学研究センターが中心となり、新興感染症の治療薬開発、再興感染症のワクチンの開発等に関するプロジェクトを立ち上げ、その中に血液内科教授も中心的な存在としてプロジェクトに参画し、血液内科グループが開発したプロテアーゼ阻害剤とCCR5阻害剤を米国などで第三相臨床試験に進め、その臨床・基礎研究を大きく進展させている。

また、同教授は熊本大学の「エイズ等新興再興難治性感染症に対する新たな治療法開発をめざした研究教育拠点形成」のプロジェクトでも拠点リーダーとして参画し、研究教育拠点形成及びエイズ治療薬の研究・開発を推進している。

なお、平成18年2月に年間の業績発表会を行い、その結果、次年度以降も研究を継続することとなった。

今後は、この研究を継続的に実施することにより、新興及び再興感染症の予防・治療開発につながるものと期待できる。

重点研究領域の臨床応用への導入を推進するため、先導的なトランスレーショナルリサーチを行う「先端医療・技術支援センター」（仮称）の設置を目指す。

学内共同利用のセンターとしての方向性を決定する。

本院先端医療審査委員会委員長と研究担当理事及び関係部局等との間において、「先端医療・技術支援センター」（仮称）の設置に係る検討経緯等について報告打合せを行った。

その後、先端医療審査委員会において、新規の基礎・臨床研究プロジェクトの発掘・推進及び技術・市場情報の収集を図るため、センターとしての設置を目指すこと、並びに臨床を専門とし、総合的かつ全人的医療に先見性を有した者であることを条件とし、任期制の助教授・講師各1名を要求すること、及び特許申請・維持管理を行う知的財産創生推進本部と連携を図り、本荘リエゾンオフィスの構成員となることも視野に入れていくことを了承した。

今後、薬学部創薬センターと連携を図りながら大学としてセンター設置の必要性について引き続き検討していくこととした。

3) 経営の効率化

各診療科・各部門間の壁をなくし、臓器別診療体制を確立して、病院長のリーダーシップの下で、病院職員ポストを流動化し、病院経営上、効率的な人員配置、予算配分が可能な体制を構築する。

平成16年度の全体的な人員配置、予算配分の結果を検証し、病院経営のための適正な人員配置・予算配分については、経営戦略委員会において行う。

本部より配分された助手定員3名を、通常配置人員に不足している（通常1診療科4名体制が3名となっている）呼吸器外科、乳腺・内分泌外科及び西病棟開院（平成14年10月）の際、6床から10床へ増床したが、医師の増員が図られなかったため日々の診療ニーズに充分対応できていない状況であった血液浄化療法部に対し、各々に助手1名を増員した結果、病床稼働率が向上した。

各診療科等の現状と課題及び経営改善への取組状況についての病院長ヒアリングを行った結果を踏まえて、経営戦略委員会において、次の事項について予算的措置を講ずることを了承した。

- (1)中央手術部の環境整備（手術支援体制）を行うための看護師増員と手術器具の充実。
- (2)後期研修プログラム（医員）による若手医師の確保。
- (3)地域貢献を伴う周産期医療体制の整備（新生児集中治療室を3床から6床へ増床。
- (4)がん患者の治療環境改善及び安全管理のための外来化学療法センターの設置。

中期目標期間中について、病床稼働率86%以上を維持、クリニカルパスを拡充、平均在院日数を短縮（23日以内）し、経営の効率化を図る。

診療科別クリニカルパスの作成分を検証し、平均在院日数23日以内を目指す。

クリニカルパス研究会を定期的に開催（5回）し、現在作成済みのパスの見直しを行い、精度の向上と共通化を図った。このことにより今年度の平均在院日数が20.8日となり目標の23日以内を達成した。

その結果、1日当たりの入院単価が前年度と比較し1,000円の増額となり病院収入の増収に貢献した。また、入院期間が把握できるため、入院・退院予定日の設定が可能となり、病床稼働率も、前年度と比較し、2%上昇した。

附属病院の収入については、平成16年度収入予算を基礎として、経営改善係数2%を乗じた額の増収を図る。

a.平成17年度経営改善計画に基づき、更なる増収を図る。

b.病院収支を分析し、平成18年度の経営改善計画を策定する。

経営戦略委員会において、今年度の経営改善行動計画を承認後、新たに、「本院のニーズを高め、患者数の増加を図る」ための取り組みを基本戦略とすることを了承し、病院長ヒアリングにより、診療科毎の目標達成状況の確認を行い、達成に向けた取り組みと新たな経営改善への意見聴取を行った。

本年度の経営改善計画のうち主な増収策及び経費節減策は次のとおりである。

[主な増収策]

- (1)MRIの稼働時間の延長（19：00まで）による外来枠の拡充による算定件数の増
- (2)手術件数の増による入院単価のアップ

[主な削減策]

- (1)医薬品及び医療材料の値引率上昇による経費節減
- (2)外注検査から院内検査への変更による経費節減

経営戦略委員会及び運営審議会において、次の事項を承認した。

- ・平成18年度稼働開始を目指し、外来化学療法センターの設置・新生児集中治療管理室（NICU）の増床の準備を進めていく。
- ・経営効率化を図るための医療材料費削減プロジェクト及び大型医療設備マスタープラン検討WGの活動を推進する。

経営戦略委員会で新たな経営改善への取り組みについて検討を行い、平成18年度経営改善行動計画を策定した。

附属病院の機能を強化するため、東病棟の早期新営に向けて再開発計画を積極的に推進する。

平成16年度の東病棟新営計画に基づき、平成18年度概算要求を行う。

再開発計画では、高度先進医療を担う臨床研究医療機関として、包括的、全人的に患者と向かい合える医療人を育成し、安全安心と高信頼性の医療サービスの提供を実行することを目的に、臓器別・系統別の病棟を設置するための病棟新営の検討を行った。

今回の東病棟新営計画は、平成14年に竣工した第 期工事の西病棟（412床）に続き、附属病院再開発計画に基づく整備である。

なお、平成18年度概算要求を行ったが、要求が認められなかったため、19年度も引き続き要求することとした。

附属病院の情報網を整備し、電子カルテ整備、X線画像のフィルムレス化及び情報の共有化を図り、病院業務の効率化を推進する。

クリニカルパス・処置オーダ・診療文書・汎用記載・データウェアハウスシステムの導入と運用を行い、診療行為の標準化を図る。

また、新中央診療棟の情報基盤の整備計画の立案及び部門システム間のシステム連携について、再開発委員会と協調して整備及び連携計画を立てる。

X線画像のフィルムレス化の実施については、情報基盤が整備済みである西病棟の一部診療科において実施計画を立てる。

クリニカルパスは、処置オーダを含めて現在21の診療科でシステム化を進めている。また、診療文書は、現時点で20文書をシステムに登録し電子文書による診療文書の標

準化を進めており、情報の共有化及び各診療科内の診療行為の均一化が図られつつある。クリニカルパス等のシステム化の有効性は、医師、看護師に十分に認知されており、更なる対象範囲拡大と内容の充実を図り診療行為の標準化を推進する。

なお、医療行為毎のオーダデータ・医事会計データが集積できるデータウェアハウスシステムを稼働させ、今後の診療行為に活用させることにしている。

また、新中央診療棟の18年6月の竣工に伴う情報基盤の整備計画等については、当該設備の原案作成及び概算要求を行い、現在導入予定ネットワーク機器の規格選定及び数量・設置時期等の整備計画及び中枢機器と部門システム間の通信連携等の詳細設計等を行い、仕様書策定を行った。

X線画像のフィルムレス化の実施については、西病棟の放射線治療科及び放射線診断科とインフラの整備を含めた実施計画の策定に向けて検討を開始した。

臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士等の診療支援業務の医療技術職員については、業務の効率化を推進するため、人員配置を見直し、集中管理する管理運営体制を構築する。

診療支援部（仮称）を立ち上げ、業務及び運営の効率化を行う。

病院機構改革推進委員会にて検討を行った結果、業務としては検査及び診断の診療的支援のみならず、医療技術者の受託実習と研修及び学生の教育も行うため、名称を「医療技術部」として設置し、医療技術部長の下に副部長を置き、臨床検査技術部門と診療放射線技術部門の2部門を置くこと及び他の中央診療施設部門の追加吸収についても、今後検討していくことを了承し、企画会議で設置を承認した。

なお、平成18年4月から設置・稼働の予定であり業務及び運営の効率化が期待される。

（3）附属学校に関する実施状況

1）実践的教育の推進

学部・大学院と連携し、社会状況に対応した教育方法に改善するとともに、自然体験活動教育、IT教育等を充実する。

学部・大学院との連携により、附属学校園の運営計画を更に見直し、自然体験活動教育、IT教育等をより充実するとともに、以下の教育改善を実施する。

- (1)教育課程と指導方法の改善（附属小学校）
- (2)教育課程の改善（附属中学校）
- (3)教育課程の改善（附属養護学校）
- (4)小学校との交換授業の実施（附属幼稚園）

学部・附属連絡協議会において、16年度運営計画の見直し及び本年度運営計画の検討を行い、学部・大学院との連携協力のもと、以下のような教育の充実の改善案を作成し、実施した。

学部と大学院との連携

学部と大学院との連携により自然体験活動教育、学部及びその周辺の地域環境を活用した単元学習を取り入れて、地域に根ざした学習活動を行なった。

IT教育等

生徒自身が学内パソコンを利用して、研究発表を行ない、また、授業でも積極的に活用できる授業を実践した。その実践結果を5名の教員が、全国教育工学研究会

で報告した。

(1)教育課程と指導方法の改善（附属小学校）

学部・大学院の教員との連携のもと、年17回の授業研究会と19回の理論研究会を実施して、授業改善に努めた。さらに、18分科会からなる学部・大学院との合同研究発表会を開催した。以上のような、ここ4年間の取り組みを図書にして出版した。

(2)教育課程の改善（附属中学校）

生徒各自の選択制であった3年後期選択教科を各クラス単位で履修する形式を採用して、生徒の理解を深め教育課程の改善を行なった。指導方法に関しては、特に国語と英語において、集団準拠による学力検査（NRT）と記述式問題を含む到達度評価による学力検査（CRT）の2種類を採用し、それらの結果を分析し、今後の指導方法の改善のための研究材料とした。

(3)教育課程の改善（附属養護学校）

学部・大学院との連携のもと、児童生徒全員に対して詳細な個別指導計画書を作成し、教育課程及び学習計画を本人・保護者に説明し、了解を得た。そのうえで個別教育支援計画にしたがって、本人・保護者と教員、学部生、大学院生が協働して個別指導計画書の目標達成に取り組んだ。年度末に評価と成果を成長の記録として個人別に作成し、本年度の教育課程の改善につなげた。

さらに、7月下旬に「個別の教育支援計画」を充実するために「支援者ミーティング」を実施し、学部・大学院、保護者、医療・福祉施設関係者などの参加を得、多方面からの意見により総合的視点で検討を行い、教育に関わる部分で大きな成果を上げた。

(4)小学校との交換授業の実施（附属幼稚園）

11月に附属小学校5年生との交流行事である収穫祭を実施し、引率の5年担任教員から収穫祭について話を行い、小学校の授業に触れさせるとともに自然体験活動を実施し、1月には、八代市立小学校教諭（1名）による5歳児保育実践及び協議会を行ない、幼児教育と小学校教育の各々の独自性や共通性について検討を行った。

地域教育のレベルアップを図るため、研究発表会や講師派遣等により、公立学校等に対する先導的教育の情報提供や助言を行う。

附属学校園の運営計画を更に見直し、先導的教育を推進するとともに、研究発表会の開催、講師派遣、学校視察者の受入れ等を行い、地域における公立学校等に対する先導的教育を支援する。

平成16年度の運営計画を見直し、先導的教育・研究の事項に基づき、計画どおり実施した。

例えば、附属中学校では、研究内容をまとめた「研究便り」を年1回発行し、熊本県内全小中学校、熊本市内の高等学校、全国の国立大学附属学校、教育センター、九州管内教育事務所などに配付し情報提供を行っている。附属養護学校では、研究部を中心に、研究テーマ「一人一人の教育的ニーズの実現を目指して」の実践に向けて3つの研究領域に分かれて、大学学部との連携のもと、多くの助言を受けながら研究を推進し、平成18年2月9日に公開研究会を開催した。平成18年度は3年間のまとめの公開研究会を開催予定である。附属幼稚園では、研究主題を「遊びの中の学びを再考する」とし『学びを育む教育課程の見直し』を副主題として、研究成果の公開を目指し研究を進めている。

また、先導的教育機関として、各学校で研究発表会を開催（参加者数：小学校約1、

300名、中学校約400名、幼稚園約170名)するとともに、公立学校等における研修へ講師や助言者としての教員の派遣、学校視察者の受け入れを実施するなど情報提供にも努めた。

多様な児童・生徒を受け入れるため、学力、適性能力等を総合的な視点で選考する方策を検討し、実施する。

学部・附属連絡協議会で、総合的視点から附属学校園の入学者学力検査基本方針を見直すとともに、基本方針に基づく附属学校園毎の入学者学力検査を実施する。

学部・附属連絡協議会で、附属学校園全体の入学者学力検査基本方針を見直し、従来の学力中心主義を改めて、思考力、判断力、表現力、運動能力、コミュニケーション能力、社会性といった総合的視点から考査を実施した。

特に、附属中学校では、受験生の事前自己申告書といった自己アピールによる考査も併せて実施した。さらに附属養護学校では、受験生のさまざまな状況に対応できる入試を導入した。これによって、多様な児童・生徒を総合的な視点で選考を行うことができた。

社会の動向を踏まえ、1学級の児童・生徒定員35人の実現に向けて検討する。

附属小学校で、一部の学年・教科単位において少人数学級の授業を試行し、その効果を検証する。

附属小学校では、9月の一定期間において、1年生を1学級30人の4学級で編成し、算数の指導を実施した。子どもたちは楽しく学習ができ、教師も1学級が40人から30人となり、一人一人に目が行き届き、理解の具合を見ながら指導ができるという面では、効果的であることがわかった。

今後は、対象教科等を変えて授業を試行予定である。

2) 学校運営の充実

学校評議員など学外の意見を活用し、教育体制、支援体制に係る具体的方策を検討し、実施する。

学部・附属連絡協議会で、平成16年度の運営計画の実施状況を検証し、更に学校運営の在り方について見直しを行う。

学部・附属連絡協議会において、各附属学校評議員会と連携を取りながら、平成16年度の運営計画の実施状況(学校行事、授業参観、学校の近況等を報告)を検証するとともに、本年度の学校運営のあり方について見直しを行った。例えば、附属中学校では、学校評議員から参観授業に関する指導法について、個に応じた指導がなされているとの評価を受け、今後さらに教師が指導法の工夫改善に取り組み、生徒一人一人を大切にする授業を目指すために校内研修を充実させ深めていくこととした。養護学校においては、学校評議員からの意見をもとに、特別支援の面で地域の小・中学校のセンター的役割の機能や施設の安全面の見直しを行った。

注) 学部・附属連絡協議会の構成

- ・教育学部(学部長、副学部長、附属教育実践総合センター長、各種委員長、附属学校長経験者)
- ・附属学校(附属学校長、副校長又は教頭)
- ・外部者(各附属学校評議員)

資質の高い教員を確保するため、熊本県と教員の人事交流に関する協定を締結し、交流を促進する。

熊本県及び熊本市とそれぞれ締結した人事交流協定に基づき、人事交流を行う。

教員の資質向上及び教育研究の一層の充実を図ることを目的として、昨年度締結した人事交流協定に基づき、各附属学校において次のとおり熊本県及び熊本市とそれぞれ人事交流を行い、教員の交流が促進された。

本年度の熊本県並びに熊本市との人事交流状況

- ・附属小学校： 転出者 4名、 転入者 4名
- ・附属中学校： 転出者 3名、 転入者 3名
- ・附属養護学校： 転出者 2名、 転入者 4名
- ・附属幼稚園： 転出者 1名、 転入者 1名

熊本県教育委員会と連携し、公立学校の初任者研修、10年経験者研修等を充実する。

熊本県等との連携を更に推進し、公立学校等の研修に関する助言や講師派遣を行い、また、必要に応じて研修場所の提供等を行う。

熊本県教育委員会との教育連携協議会において、研修計画や研修場所の提供等について、積極的に働きかけた。

熊本県教育委員会などと連携し、公立学校等で実施される研修等の助言者や講師として、教職員を派遣（小学校54回、中学校48回、養護学校12回、幼稚園10回）するなど、研修事業の運営に協力した。特に、養護学校においては、熊本県教育委員会と連携し、8月上旬に九州地区特別支援教育研究連盟熊本大会の事務局校及び実行委員長として、また、同月下旬に第24回全国知的障害研究協議会熊本大会のスタッフ校（預かり保育担当）として、担当・支援を行い大きな評価を得た。

また、先導的教育機関として、附属学校園で研究発表会を開催し、学外から多数の参加を得た。

3) 学部等との連携

学部・大学院における教員養成のカリキュラム改善や教育方法の開発を支援する。

学部・大学院における教員養成カリキュラムの改善や教育方法の開発を支援するため、共同研究、情報提供、助言等を行う。

各附属学校教員は、教育学部の実習委員会に所属し、教育方法とカリキュラムの改善に対して情報提供と助言を与えてきた。その成果を平成18年2月に教務委員会・教育実習委員会合同シンポジウムを開催し、『新時代の教員養成カリキュラム実現に向けた共同研究』という報告書において明らかにした。

教育実習、教育現場の研究や観察等を充実させるとともに、学部教員と附属学校園の教員が連携し、学生に対する適切な教育現場を提供する。

学部・附属連携推進委員会及び教育実習委員会で、平成16年度の実施結果をもとに、教育実習や研究等について検討し、検討結果に基づく、実施内容及び教育現場の改善を行う。

学部・附属連携推進委員会及び教育実習委員会での、平成16年度の実施結果の検討をもとに、これまで担当者が行っていた実習計画の素案づくりを、実習委員長、副委員長など複数の教員が加わり、教育現場の実情に即した内容にするなどの改善を行った。

また、附属中学校では実習期間だけではなく、学校行事や研究発表会へも、学部学生を参加させ教育現場の観察や体験の機会を増やした。附属養護学校では、教育実習委員会を設け、校内教育実習部を中心に教育実習生の確認・調整、講話・指導（計画を含む）、評価会等の運営に努めるなど、より極め細かい指導を実施した。

・業務運営の改善及び効率化

1. 運営体制の改善に関する実施状況

1) 運営体制の確立

施策立案、執行、評価を行うシステムを整備するため、役員会を中心とした施策立案機能を構築する。

役員会を中心とした施策の立案、審議、執行及びその評価を行う機能について、検証を行う。

理事、部局長及び評議員に対するアンケート調査を行い、役員会を中心とした施策の立案、審議、執行機能について評価を行った。

アンケート調査は、役員会を中心とした各会議体が目的に沿って十分機能しているかなど、総合的な自由意見も収集した。

その結果、役員会を中心とした施策の立案、審議及び執行に至る機能は果たしているが、施策立案機能の充実を図る必要があるとの評価結果を得た。

これらの評価結果と評価方法等について、政策調整会議において検証を行った。

学長の下に総合企画本部を設置し、教員と事務職員が一体となって企画・立案を行う。

総合企画本部及び学長特別補佐の役割・機能について検証を行うとともに、理事の企画立案機能の体制整備を行う。

理事に対するアンケート調査に基づき、総合企画本部及び学長特別補佐の役割・機能について検証を行った。

アンケート調査は、総合企画本部や学長特別補佐が、その役割を十分果たしているかなどについて行った。

その結果、総合企画本部及び学長特別補佐の役割の明確化が必要であることなどの検証結果を得た。

また、学長及び理事の企画立案機能の体制整備については、協議調整機関としての政策調整会議の機能を充実するとともに、特に国際戦略、広報戦略に関する外部人材を登用するなど、理事の企画立案機能の強化を図った。

円滑な大学運営に資するため、部局長等連絡調整会議を設置し、定期的に全学的な意見の集約及び調整を行う。

部局長等連絡調整会議の役割・機能について、検証を行う。

理事及び部局長に対するアンケート調査に基づき、部局長等連絡調整会議の役割・

機能について検証を行った。

アンケート調査は、部局長等連絡調整会議が、その目的である全学的な意見の集約及び調整する機関として十分機能しているかなどについて行った。

その結果、全学的な意見の集約・調整の機関として機能しているが、審議事項が十分精選されていない等の検証結果を得た。

2) 全学的会議体の整備

全学的会議体を「施策」、「教学」、「管理運営」に関するものに大別し、役割分担を明確にしつつ効果的な体制に再編・整備する。

全学的会議体である「施策」、「教学」、「管理運営」に関する委員会等の役割・機能及びその運営について、検証を行う。

理事、部局長及び評議員に対するアンケート調査に基づき、「施策」、「教学」、「管理運営」に関する全学的委員会の役割・機能及びその運営について検証を行った。

アンケート調査は、各会議体が目的に沿って十分機能しているか、審議内容は十分精選されているか、委員の構成や審議時間は適当かなどの他、総合的な自由意見も収集した。

その結果、同一案件が複数の会議体で審議されており審議案件の範囲を整理すべきこと、委員の数が多すぎる事等の検証結果を得た。

教員の負担軽減を図るため、全学的会議体の委員構成を見直す。

平成16年度の調査・分析に基づき、全学的会議体の委員構成について、教員の負担軽減の観点から検証を行う。

平成16年度に行った教員の全学的会議体への参加状況等の調査・分析に基づき、委員構成等について、教員の負担軽減の観点から検証を行った。

その結果、大学運営に関する負担を、部局長、評議員に集中し、一般の教員の負担軽減を図るという所期の目的は概ね達成されている。今後、さらに会議体の委員構成の見直し等が必要であるとの検証結果を得た。

全学的会議体の構成員は部局の運営組織の責任者とするなど、大学と部局との連携を強化する体制を構築する。

平成16年度の調査・分析に基づき、大学と部局との連携を強化する体制について検証を行う。

平成16年度の調査・分析に基づき、大学と部局との連携を強化する観点から、特に全学的会議体の構成員が部局の運営組織の責任者となっているかについて検証を行った。

その結果、全学的会議体の委員は、部局の関連会議体の委員長又は委員となっており、大学と部局との連携強化は図られているとの検証結果を得た。

教員と事務職員との協力連携による一体的運営を図るため、大学・部局の会議体に関係の事務職員を構成員として加える。

平成16年度の調査・分析及び各会議の主宰者からの会議活動状況報告書に基づき、大学・部局の会議体への事務職員の参画状況について検証を行う。

平成16年度の調査・分析及び会議活動状況報告書に基づき、大学・部局の会議体への事務職員の参画状況について検証を行った。

その結果、全学的会議体において、事務職員が参画すべき施策や管理運営分野を担当する会議体について、その構成員に事務職員を加えており、教員と事務職員との協力連携による一体的運営が図られているとの検証結果を得た。

3) 部局運営体制の整備

部局長を中心とした部局運営体制を強化するため、副部局長を設置し、活用する。

平成16年度の調査・分析に基づき、部局運営体制強化の観点から、副部局長の設置、活用状況などについて検証を行う。

平成16年度の調査・分析に基づき、副部局長の設置・活用状況等について検証を行った。

その結果、「副部局長」を設置している部局や教育・研究・社会貢献・学部運営・評価などそれぞれ担当を定め、部局長を補佐する体制を整備している部局もあり、部局長を中心とした部局運営体制は整備されてきているとの検証結果を得た。

効率的な部局運営を行うため、教授会の審議事項を精選するとともに、代議員会を活用する。

平成16年度の調査・分析に基づき、効率的な部局運営が行われているかの観点から、教授会及び代議員会の運営状況について検証を行う。

平成16年度の調査・分析に基づき、教授会及び代議員会の運営状況について検証を行った。

調査・分析は、各部局の教授会及び代議員会の開催回数、審議事項、審議時間等の数等について行った。その結果、教授会の審議事項の数や審議時間が長い部局が見受けられることから、今後は審議事項を精選するとともに、必要に応じ、代議員会を活用し、審議の効率化を図る必要があるとの検証結果を得た。

効果的な部局運営を行うため、全学的会議体の整備を考慮しつつ部局会議体を再編する。

平成16年度の調査・分析に基づき、全学的会議体の整備を考慮しつつ、部局会議体について改善策を検討する。

平成16年度の調査・分析に基づき、部局会議体の整備状況について検証を行った。その結果、全学的会議体の整備に伴って、各部局において全学的会議体に対応する各種会議体を整備した。

4) 学内資源の配分

学長の下に設置する企画会議、研究戦略会議を活用し、全学的な視点から重点的に資源配分を行う。

a. 平成16年度決算及び平成17年度予算配分方針の分析とデータの集積を行い、平成18年度以降の予算配分のあり方について検討する。

a. 平成16年度決算の分析を行うとともに、全大学のデータ収集を行った。そのう

ち、旧国立医科大学（旧6）及び九州地区の大学との各種財務比率の比較を行い、本学の位置づけを確認した。

また、平成16年度決算結果を踏まえ、本年度予算配分方針の検証を行った。その際、細分化された予算科目の撤廃等、法人化のメリットの活用を促進すべく、他大学の配分方針等も参考に、部局長（予算責任者）の裁量により、配分総額の範囲内での効率的・効果的な執行を強調するとともに、新たに事務局内に副予算責任者を置き各部毎に責任を明確化するなど、「平成18年度熊本大学予算編成の基本方針」を改訂し、平成18年度予算を編成した。

さらに、従来、当初予算の配分後に部局照会を行い、その後、集計及び学長決定を経て配分していた「学長裁量経費」並びに「重点配分経費」について、平成18年度からは各部局が年度当初から年度計画を実施できるよう、当初配分と合わせ配分することとした。

これらにより、予算の早期執行のみならず、各部局長のリーダーシップの発揮が促進されるなど、限られた財源の有効かつ効果的な活用が図られることとなった。

b.平成17年度全学留保定員の配置計画について評価を行い、平成18年度全学留保定員の配置計画を作成する。

b.本年度においては、学長の強力なリーダーシップのもと、有効な配置計画を実行することができた。例えば、政策創造研究センターにおいては、11のプロジェクト研究等をスタートさせるなど順調に活動を開始している。平成18年度においても引き続き、創薬研究センターなど特色あるプロジェクトを強力に実行していくための配置計画（平成18年度配置定数15）を作成した。

c.施設の利活用状況と維持保全状況の把握を行い、施設の有効活用を図るため改修計画を策定し、これに沿って改修整備を行う。

c.施設マネジメント推進検討部会を中心に、主要団地の利活用状況や維持保全状況の調査を実施し、その結果を基に中期目標期間中の改修計画を策定した。本年度は、施設の有効活用を図るため、改修計画による整備及び計画以外の改修整備等を実施した。（主な整備内容については下表のとおり）

整備内容	面積(m ²)	効果
保健学科改修	460	学年進行に伴う整備
創薬研究センター整備 (計画外改修)	150	新組織に対応した整備
沿岸域研究センター改修	30	宿泊研究棟の機能改善
五高記念館事務室整備	30	五高記念館利活用の 推進拠点整備
旧図書館工学部分室外壁補修 (計画外改修)	一式	安全確保

合宿研修棟、器具庫外外壁補修 (計画外改修)	一式	安全確保
福利施設・体育館・食堂屋根改修	一式	老朽化解消整備

5) 学外者の任用

法人運営上、専門知識・経験を要する職務等への学外の有識者・専門家の任用を進める。

平成16年度の調査等に基づき、専門性の高い職について、学外の有識者、専門家の任用に努める。

平成16年度の調査に基づき、学生の就職支援や大学の広報戦略等の強化を図るため、学長の命により、専門知識・経験を有する者を次のとおり採用した。

- (1) キャリア支援課長として、公募により、民間経験者を平成17年4月1日付けで採用した。
- (2) 医療事務担当の専門職として、公募により、民間経験者を平成17年5月1日付けで採用した。
- (3) 国際戦略室長として、公募により、民間経験者を平成17年12月1日付けで採用した。
- (4) 広報戦略担当の専門職として、公募により、民間経験者を平成18年1月1日付けで採用した。

6) 内部監査機能の充実

内部監査機能の充実を図るため、監査に関する研修を実施するとともに、監事及び会計監査人の指導の下、監査基準等の見直し・整備を行う。

会計監査については、監事との連携を深め、さらなる充実を図るとともに、会計基準等の研修の充実を図る。

また、業務監査基準の策定に向けて、検討を行う。

会計監査については、監査マニュアルに新たに補助金関係の取扱いを追加するなどの見直しを行い、本年度の内部監査はこれに基づいて実施した。

また、新たに会計事務に係る執務参考書を作成するとともに、会計職員が常時参照できるように電子掲示板に掲載(H17.7)した。

会計基準等の学内研修を次のとおり実施した。

- ・「新採用教職員研修 - 熊本大学の財務・施設の現状と諸課題」 (25名受講)
- ・「財務諸表の見方及び分析」 (54名受講)
- ・「消費税実務研修」 (106名受講)
- ・「新採用職員研修 - 熊本大学の財務・施設の現状と諸課題」 (15名受講)
- ・メディア教育開発センターのSCS配信の活用
「大学職員のための財務マネジメントセミナー」 (28名受講)
- ・「固定資産に関する実務研修」 (92名受講)
- ・「管理会計に関する研修会」 (21名受講)
- ・「会計基準改訂等説明会」 (86名受講)

その他の研修においては、会計検査院主催の「各政府関係機関等内部監査業務講習会」に職員を参加させたことをはじめ、各種研修に参加し、当該研修内容は学内研修会等の開催により、学内へフィードバックした。

これらにより、職員の会計基準等への理解が深まり、会計処理の正確性が向上し、内部監査機能の充実につながると考えられる。

業務監査については、内部監査体制ワーキンググループにおいて具体的な監査項目について検討を進めるとともに、18年度の業務監査試行に向けて準備を行った。

2. 教育研究組織の見直しに関する実施状況

学長の下に設置する企画会議を中心に教育研究組織の見直しを行い、必要に応じ学部・研究科・学科・専攻等の再編を行う。

a. 平成16年度に構築した「教育研究組織の目的・目標に沿った教育研究が行われているかを検証するシステム」を実行する。

a. 平成19年度に教育研究組織の設置・改組を計画している部局に対し、学長ヒアリング（理事同席）を実施した。

平成18年度の教育研究組織の設置計画については、企画会議を中心に全学的観点から内容の審査を行った。

平成16年度改組した理学部については、履行状況を報告させた。

b. 薬学部の教育組織の再編計画に基づき、平成18年度設置に向けて準備を進める。

b. 薬学部の再編については、平成18年度から薬学科（6年制）と創薬・生命薬科学科（4年制）の2学科を設置することとした。

なお、工学部においても、平成18年度から5学科を7学科に再編することとした。

c. eラーニングのためのインストラクショナル・デザイナー等を養成する研究科の設置の可能性について検討する。

c. 研究科の設置については、平成18年度から社会文化科学研究科に、eラーニングのためのインストラクショナル・デザイナー等を養成する「教授システム学専攻（修士課程）」を設置することとした。

大学院を、生命科学系大学院、自然科学系大学院、人文社会科学系大学院に整備する。

a. 自然科学系大学院の改組計画に基づき、平成18年度部局化に向けて準備を進める。

a. 平成18年度から自然科学研究科については、学部（理学部、工学部）の全教員を同研究科に移行した。また、新たに、博士前期課程から博士後期課程までつながるユニークな研究者育成プログラムを提供する複合新領域科学専攻を設置した。

b. 人文社会科学系大学院の再編・整備について、検討を開始する。

- b . 人文社会科学系大学院については、文学研究科、教育学研究科及び法学研究科の再編・整備について検討を行った。今後は、当該部局間の調整を含め、全学的観点から、再編の検討を進める。全学的観点から、新たに教育研究組織再編担当の副学長を置き、再編の検討を進める。

研究組織（研究部）と教育組織（教育部）の分離による柔軟な教育研究体制の導入を図る。

- a . 自然科学系大学院の改組計画に基づき、平成18年度部局化に向けて準備を進める。

- a . 平成18年度から自然科学研究科については、学部（理学部、工学部）の全教員を同研究科に移行し、学部における柔軟な教育課程の編成が可能となった。今後、さらに研究組織と教育組織の分離について検討を進める。

- b . 人文社会科学系大学院の再編・整備について、検討を開始する。

- b . 人文社会科学系大学院については、文学研究科、教育学研究科及び法学研究科の再編に併せて研究組織と教育組織の分離についても検討を行う。

医学教育部保健学専攻の設置を検討し、整備する。

医学教育部保健学専攻の設置計画について、検討を行う。

平成20年度設置に向け、保健学専攻の組織やカリキュラム等について検討を行い、設置計画の概要を取りまとめた。

今後、入学定員、授業科目、履修方法、教員組織などについてさらに詳細に検討を進め、設置計画案を策定することとしている。

教員養成機能の充実を図るため、隣接県の教員養成系学部との再編・統合を視野に入れつつ教育研究組織の見直しを行う。

平成16年度の教育学部における専門職大学院を含む教員養成課程・研究科の検討結果を踏まえて、全学的に検討し、改編計画案を策定する。

平成16年度の教育学部における検討結果について全学的に検討し、教育学部の概要の見直しを求め、見直し結果についてヒアリングを実施した。

今後は、人文社会科学系大学院の再編・整備も考慮し、さらに検討を進めていく。

主として研究を目的とする学内共同教育研究施設については時限的な組織とし、研究の動向等を踏まえつつ必要な見直しを行う。

- a . 平成16年度の評価に基づき、各施設のあり方を検討する。

a . 企画会議において、現在の11の学内共同教育研究施設と4つの学内共同利用施設の機能を拡充するとともに、新たな教育研究施設として展開を図るため、学内共同教育研究施設等の再編計画（素案）を取りまとめた。

今後、詳細については、個々のセンターや関連部局とも協議しながら企画会議において検討を進めていく。

- b . 衝撃・極限環境研究センターについては、全国共同利用施設化について、さら

なる検討を行う。

b. 学内共同教育研究施設等の再編計画の中で、さらに検討することとした。

発生医学研究センター等、COE性の高い学内共同教育研究施設については、附置研究所への転換を図る。

発生医学研究センターについては、附置研究所への転換に向けて、引き続き要求を行う。

21世紀COE及び人材育成の成果に基づき、附置研究所への転換に向けて、引き続き要求を行うこととした。

医学部附属病院の位置付けの見直しを行う。

大学における附属病院の位置付けについて、さらなる検討を行う。

附属病院運営委員会において、人事における医学部との関係や他大学の現状及び方針等の調査に基づき検討を行った。

3. 人事の適正化に関する実施状況

1) 適切な人員管理

新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。

平成16年度に策定した人事方針を踏まえて、平成17年度実施計画に基づく配置を行うとともに、平成18年度以降の実施計画について、検討する。

本年度実施計画に基づき、新規に設置した政策創造研究センターなどに8名を配置した。平成18年度の実施計画については、部局長等連絡調整会議の学内合意も得て、全学留保定員を確保するとともに、学長の命により平成18年度の配置計画を作成した。

教育、研究、社会貢献について戦略的な人事を行うため、教員定員の一定数を全学的に確保・運用する。

平成17年度実施計画に基づく、配置を行うとともに、平成18年度における全学留保定員の配置計画を作成する。

本年度実施計画に基づき、教育、研究、社会貢献について戦略的な人事を行うため、附属病院などに6名を配置した。また、学長の命により、部局長等連絡調整会議の合意も得て、全学留保定員を確保するとともに、重点推進事項として大学院の充実などに対して平成18年度の配置計画を作成した。

2) 多様な人事制度の構築

外部の専門家の採用及び外部機関との円滑な人的交流を推進するため、年俸制などの多様な雇用が可能となる人事制度を整備し、導入する。

平成16年度の調査に基づき、専門性の高いポストについて、多様な雇用形態が可能となるよう検討する。

専門性の高いポストについて雇用形態を検討し、地域の新聞社と出向契約を締結するという新しい雇用形態を導入した。これにより新聞記者1名を生涯学習教育研究センター助教授として採用し、住民・行政・産業界・大学などとのネットワークの強化を図った。

また、総合情報基盤センターにおけるインストラクショナル・デザイン分野や政策創造研究センターにおいては、専門性の高い新規組織ということから、任期制を導入した。

産学官連携推進等の社会のニーズに対応するため、責務相反の観点を踏まえ、兼職・兼業のルールを策定する。

平成16年度に調査した現行制度に対する各部局等の意見の分析結果に基づき、現行規則等の見直しを開始する。

平成17年2月に部局長等に対して現行の兼業制度についての意見の聴取を行い、人事課において精査及び分析を行い、現行規則を見直し、部局長等の兼業の緩和等について検討を行っている。

3) 人事評価システムの整備

教職員の人事評価の基準を確立し、サバティカル制度等のインセンティブを付与するシステムを構築する。

a. 平成16年度に試行した結果を踏まえた教員の個人活動評価の本格実施に向けた検討と連携し、教員の人事評価制度について検討する。

a. 教員個人活動評価（試行）の結果を検証し、評価システムの見直しを行う中で学長から示された「評価結果を給与（昇給、賞与等）に反映させる」という考え方などを踏まえて、評価システムの根幹である個人活動評価の指針の改定を行った。

今後、この指針に基づき平成18年度に本格実施される個人活動評価の具体的展開をにらみながら、人事評価制度における教員個人活動評価の位置付け、個人活動評価の結果を人事評価に反映させる方法、人事評価の結果を給与等に反映させる方法について結論を出す予定である。

b. 事務系職員及びその他の職員の現行の勤務評価を見直し、引き続き、人事評価基準等について検討する。

b. 昨年の評価で指摘された事務系職員の新しい人事評価制度については、大学評価企画・実施会議事務体制評価ワーキンググループ及び事務協議会事務評価検討ワーキンググループの合同ワーキンググループにおいて検討し、本年度は、「事務系職員の人事評価に関する基本的な考え方」及び「新しい人事評価の模擬試行について」により、一部の課等において模擬試行を行った。模擬試行の結果、評価者間の評価基準の統一、評価者と被評価者とのコミュニケーションギャップ等の課題が挙げられた。

この課題を踏まえ、見直しを行い平成18年度には、本格実施に向けて事務系全体における試行を実施予定である。

4) 任期制・公募制の推進と外国人・女性等の採用

各教育研究組織において任期制を検討し、教育研究にとって任期制が有効なものについては導入する。

既に任期制を導入している組織について任期制の効果を検証し、新たな組織への任期制の導入を検討する。

大学における、教育研究組織の活性化を図るうえで、優秀な教育研究者を確保することは最重要課題である。本学では、エイズ学研究センター、発生医学研究センター及び政策創造研究センターにおいて任期制を導入しているが、その効果を検証し、他の組織にも拡大することが求められている。

本年度は、企画会議において任期制を導入した組織の状況を調査し、検証した結果、研究の推進においては当該組織の目的あるいは目標意識が高まるなどその効果が認められた。そのことから、新たに設置するセンター等の組織については、基本的に任期制を導入することとした。

企画委員会において教員の選考方法を全学的に調整し、公募による選考割合を増加させる。

平成16年度の教員選考方法の評価を踏まえ、教員選考の評価基準の策定について検討するとともに、公募制の拡大に向けた方策を検討する。

公募制の拡大に向けて、企画委員会教員人事専門委員会において全学的見地から、教育職員の選考基準評価方針を策定し、教員選考基準の評価を実施するとともに、同委員会において公募制が原則であることを各部局に対して指導している。

本年度の公募による選考割合は、76.74%であった。

平成15年9月現在、外国人教員の割合は0.7%であるが、募集手段・媒体を工夫するなどの措置をとり、有能な外国人の採用に努める。

引き続き、有能な外国人の教員の採用に努める。

教員公募を行うに当たっては、全世界からの応募が可能となるように、本学のホームページ(Webページ)(英文)に掲載するだけでなく、JREC-IN(研究者人材データベース:ジェイレックイン)に掲載している。また、外国人教員の在職状況について部局長等連絡調整会議において、報告し啓発している。

なお、本年度の外国人教員の割合は、平成15年度と比較して0.9ポイント上昇し、1.6%である。

平成15年9月現在、女性教員の割合は11%であり国立大学の全国平均より高いが、今後とも能力・業績・適性に基づく採用を進める。

引き続き、公募制を推進し、男女の区別なく公正な人事を行う。

教員採用を行うに当たっては、能力・業績・適正に基づく審査を行うため、各部局において複数の教員による教員選考委員会を設置し、公正な人事を行っている。また、公募を原則とし、公募要領についての評価を実施しているところから、男女の区別なく優秀な人材を広く求めていくことを推進している。なお、女性教員の在職状況について部局長等連絡調整会議において、報告し啓発している。

なお、女性教員の割合は、12.04%であり、国立大学の全国平均11.12%を上回っている。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流

優秀な人材確保の観点から、専門性が求められる業務については、選考採用を可能とする制度を導入する。

平成16年度の調査結果に基づき、専門性の高いポストについて、選考採用を可能とするために採用基準等を策定する。

平成16年度の調査に基づき、専門知識・経験を有する者が参画するのに有効な組織・職について、一般事務系職員の選考採用基準を作成した。この基準に基づき、選考採用を可能とする制度を導入した。

事務職員等の質の向上及び組織の活性化の観点から、文部科学省での勤務や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を行う。

文部科学省での勤務や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を計画的に行う。

九州地区における人事交流は、職員の資質・能力の向上を図り、もって組織の活性化に資することを目的として、他大学法人等と人事交流を行っている。

人事交流機関名:九州大学、佐賀大学、宮崎大学、鹿屋体育大学、有明工業高等専門学校、熊本電波工業高等専門学校、八代工業高等専門学校、阿蘇青年の家、諫早少年自然の家

平成17年4月1日 転出者16名 転入者18名

文部科学省での実務経験を行うことにより、職員の人材育成を目的として行政実務研修制度が設けられているが、本年度は、該当がなかった。

職員の質の向上を図るため、研修制度を充実する。

民間企業での研修や私立大学等への研修制度及び大学院への修学制度について検討し、可能なものから実施する。

また、放送大学を利用した研修をさらに充実する。

今年度はまず、窓口業務職員に対し、実地に顧客に接することで接遇の心得を習得させることを目的に民間企業（地元百貨店）での研修を実施し、3名を10日間派遣した。更に、国際交流業務研修を6月から2月まで毎月1回計9回、外部講師による講義2回を実施し、18名が受講した。

私立大学等への研修制度及び大学院への修学制度については、派遣先大学、履修させる科目などについて検討していくこととしている。

また、放送大学を利用した研修も継続し、職員の自己啓発促進の観点から、受講科目を推薦科目以外も認めることとした。

民間企業派遣研修では、地元百貨店での研修の結果、接遇の心得を学ぶことができたほか、経営の一端に触れるなど成果があった。

その他、本年度は、次の研修を実施した
新採用職員研修（2回開催、受講者：26人）
新採用職員実務体験研修（受講者：9人）
管理職員（課長級）研修（受講者：22人）
パソコン研修（6回開催、受講者：99人）
英語会話研修（受講者：11人）

放送大学受講者数
第1学期 24人
第2学期 30人

4. 事務等の効率化・合理化に関する実施状況

事務協議会等を活用して各種事務の見直しを推進し、次の措置を講じる。

各種事務の合理化を行うため、業務内容を分析し、可能なものからアウトソーシングを進める。

各種事務の業務分析を行い、旅費計算業務などのアウトソーシングを推進する。

各種システムデータ入力業務、消費税申告業務などについては、アウトソーシングを実施した。旅費業務のアウトソーシングについては、平成18年9月から実施予定である。

各種事務の電子化を進める。

各種事務の業務分析を行い、可能なものから電子化を図り、電子事務局構想を推進する。

事務協議会の基に設置された事務改善等専門委員会において、業務の見直しを行い、その結果を踏まえ情報化・電子化を推進し事務の効率化・合理化を行い、もって、利用者へのサービスの向上を図ることを目的とした電子事務局構想の実現へ向けて実施施策の立案を行った。

・本年度に実施したもの

(1) 電子事務局構想37施策の立案

(2) サーバのセキュリティ対策整備

セキュリティ強化のため、プロキシ（代理）サーバを導入した。

(3) 統合文書管理システムの導入

文書の收受・発送の管理、文書番号管理、文書起案、電子決裁、接受文書の添付（接受した紙文書もスキャナーで取り込み）登録が可能、ペーパーレスになるとともに文書保管スペースの減少にもつながる。また、法人文書公開システムにも連携している。

(4) 事務共有ファイルサーバの導入

各人が保有する電子データを共有することにより、事務処理の効率化及び電子データの拡散防止につながる。

(5) 事務用パソコン資産管理システムの導入

事務系のパソコンの資産やソフトウェアの管理を行うことで、本学情報セキュリティポリシーに基づいた資産の管理が容易に行えることになる。

(6) ポータル化に向けた既存システムのカスタマイズ

ポータルサイト構築に伴い、CAS認証のカスタマイズを行った。平成18年4月からポータルサイトの導入により、各システムの利用が簡便になりやすくなると考えられる。

企画、執行・管理、サービスのそれぞれの機能に対応した事務組織を編成する。

各種事務の業務分析を行うとともに、事務組織の再編成のため事務協議会で検討を

行い、平成18年度の事務組織（案）を作成する。

各種業務の見直しを行い、ワークシェアリングの推進など、業務の効率化・合理化を図った。また、企画、執行・管理、サービスのそれぞれの機能への対応並びに戦略的施策への対応及び安全管理等の業務の充実を図るため、平成18年7月再編に向けて事務組織（案）を作成した。

また、定型的・季節的業務を集中的に処理するため、非常勤職員で構成する事務支援センターの設置の検討を開始した。

・財務内容の改善

1．外部研究資金その他の自己収入の増加に関する実施状況

科学研究費補助金、受託研究、共同研究、寄附金など外部資金を、中期目標期間中に、平成15年度比で25%増加させる。

計画の実行状況を整理するとともに、平成17年度科学研究費補助金申請で不採択となった課題のうち、審査評点がA（A・B・Cの3段階評価で、Aは採択課題に準ずる程度とされている）の評価を受けた者の平成18年度の申請において、採択に向けて重点的に支援する。

また、平成16年度に作成した「産学官連携のしおり」を企業等に配布して、受託研究、共同研究、寄附金の増加を図るなど、アクション・プログラムの改善を図る。

本年度採択分科学研究費補助金申請で不採択となった課題のうち、若手教員で審査評点がAに該当する者8人に50万円を、若手教員以外の教員で審査評点がA又はBに該当する者6人に10万円を研究費として支援すると共に、平成18年度採択分科学研究費補助金申請に際して、採択に向けて熟練教員による支援を行った。

また、教員以外の研究者に対し、科学研究費補助金の申請を積極的に奨励するため、平成18年度採択分で不採択となった課題のうち、審査評点がAに該当する者5人にも研究費を付与することにした。

本学教員の研究シーズのCD-ROM及び「産学官連携のしおり」を作成し、イノベーション・ジャパン2005、九州ブロック産学官連携ビジネスショー等で配布する（約400部）とともに、企業へ配付した（319社）。

なお、外部資金の増加については、平成16年度は、平成15年度比で12.9%増加し、本年度は25%以上増加した。

研究成果や研究活動の実績を積極的に公開し、大学のシーズと産業界のニーズの結びつけに努め、受託研究及び共同研究を増加させる。

計画の実行状況を整理し、平成16年度に作成したWeb上の研究シーズをCD-ROMで企業等に配布するとともに、パテントマップ（特許情報を目的に応じ、視覚的に理解できるように図表化したもの）による企業の研究シーズを把握し、マッチング（需要と供給を合わせることを）を図って共同研究を推進するなど、アクション・プログラムの改善を図る。

受託研究及び共同研究契約の件数が前年対比で微増だったこと等を勘案し、リエゾンオフィス等の活用を推進すること及び研究成果や研究活動の実績を積極的に公開するため、シーズ集の登録件数を増加させることとし、以下の取組を行った。

- (1) 学内シーズの開拓を目指して、リエゾンオフィス（黒髪、本荘）を中心に、産学官連携コーディネーター、知的財産マネージャーを活用し、本学教員の研究室訪問等を行った。
- (2) 産業界のニーズ情報を幅広く入手するため、企業の技術相談等を実施するなど、リエゾンオフィス（黒髪、本荘、東京）を活用した。
- (3) 研究シーズ集をWeb上で学外へ提供するとともに、CD-ROMを作成し、各種イベントや企業等へ配布する(319件)とともに提供するシーズ件数は102件増加した。
- (4) 製造技術分野、材料分野及び社会基盤分野等へのマーケティングや、本学で開催するセミナーの案内等にパテントマップを作成し、活用した。

遺伝子改変マウスの供給等について、国内外からの委託件数を増加させる。

外国からの委託に対する事務手続き等、制度面での更なる整備を行い、委託から供給までの時間短縮を図る。

外国からのマウス委託・供給に関しては、そのシステムに関する英語版のポスター及び供給に関する案内や申込書などの関係書類を作成し、Web上で公開するとともに、世界の各関係大学、研究施設に配布することで、生命資源研究・支援センター動物資源開発研究部門（CARD）への問合せを最小限とし、供給までの時間の短縮を図った。

2. 経費の抑制に関する実施状況

一般管理費について平成17年度から毎年度1%程度削減する。

平成16年度に作成した「経費の抑制、節減方策に関するアクションプログラム」に基づき、平成17年度節減予定額の実現に努めるとともに、平成18年度における節減項目及び節減予定額を設定する。

一般管理費について本年度から毎年1%削減を目標とする「経費の抑制・節減方策に関するアクション・プログラム」に基づき各種経費抑制・削減策を実施し、特にエネルギー・契約関連では、本年度から電力契約及び複写機保守契約で一般競争を実施し安価な料金で契約し、ガスについても全学で安価な契約形態への見直しを行った。また、クールビズの実施や建物毎に一定時間冷房を停止する等の意識改革にも取り組んだ。

これらの経費抑制・節減策の実施により、本年度節減目標額1,400万円を上回る6,702万円の経費抑制・節減を達成した。

なお、平成18年度における節減項目については、項目毎の年度間比較の点からも同じ項目とした。

本年度経費抑制・節減額

(単位：円)

経費項目	本年度実績額	前年比節減額
電気料	98,333,482	9,772,082
上下水道料	19,377,041	3,378,053
ガス料	5,991,388	1,309,411
機械設備管理業務等	138,245,100	17,060,279

追録費	7,608,982	6,477,746
雑誌・刊行物費	11,632,879	737,317
コピー用紙	2,603,454	2,056,256
複写機保守料	23,462,769	862,001
タクシー雇上料	5,456,470	283,040
樹木剪定・除草費	8,791,965	6,955,436
印刷費	30,560,253	17,027,532
電話料	11,897,905	1,337,221
後納郵便料	11,050,497	234,897
計	375,012,185	67,021,477

中期目標期間内の各年度毎の経費抑制節減目標額、実績額及び前年比節減額は次のとおりで、すでに目標額を大幅に上回って達成している。(単位：円)

年度	目標額	実績額	前年比節減額
16		442,033,662	185,712,510
17	14,000,000	375,012,185	67,021,477
18	14,000,000		
19	14,000,000		
20	14,000,000		
21	14,000,000		
計	70,000,000		252,733,987

3. 資産の運用管理の改善に関する実施状況

マスタープランを踏まえ、施設マネジメントの一環として、次のとおり土地・建物等の資産の効率的な運用を行う。

利用状況を定期的に点検し、企画会議において資産の有効活用のための諸施策を策定する。

平成16年度に実施した全学の講義室利用状況調査に基づき、稼働率の向上に向けた検討を行う。

また、黒髪北キャンパスについて、室（研究室、実験室など）利用状況調査を実施し、データ整理を行う

講義室利用状況調査に基づき、大学教育センターの講義室について稼働率向上に向けたケーススタディを行った結果、講義室を集約化することにより、平均稼働率が9ポイント上昇する計画案を作成した。

また、講義室以外においても有効活用を図るため、黒髪北キャンパスについて、室（研究室、実験室等）利用状況調査を実施しデータ整理を行った。

加えて京町地区（附属小、中学校）についても、室利用状況調査に係る現地調査を実施し、改修プランを策定した。

法人所有の特許権などの知的財産権の増大に努め、民間企業等と共同研究を行い、その実用化を推進する。

平成16年度に作成した「外部資金を増加させるためのアクションプログラム」に基づき、計画の実行状況を整理し、より効率的な方策を検討、実施していく。

また、特許の実用化に向けた共同研究等の増加を図るために、知的財産マネージャー等による学内研究情報の収集をより充実させ、熊本TLOの技術移転活動に、一層密接に協力、連携して活動を行う。

知的財産管理システムを導入し、知的財産の管理効率化、事務の省力化を図る。

実施状況を整理しより効率的な方策を検討した結果、企業に本学のシーズ集を配付するだけでなく、企業のニーズを調査し、そのニーズにあった本学シーズを提供することとした。

また、共同研究を推進するため、産学官連携コーディネーター、知的財産マネージャーが頻繁に研究室訪問等を行い、研究シーズ情報を発掘し、プロジェクト構築等（産業技術研究助成事業等）の活用を図った。知的財産の創出、取得、活用を促進するため、熊本TLOと月1回協議会を開催し連携を密にするとともに知的財産の活用については、開発型の企業を選定して、地元のみならず関東地域等への企業訪問を行った。

以上により、本年度は、16年度比で約5億2272万円の増に貢献した。

なお、知的財産管理システムを導入した結果、審査請求や優先権主張出願等の各種時期が任意に抽出でき、また、年度別統計や発明者分析等のデータ解析が容易に行うことが可能となり、知的財産管理の効率化、知的財産管理事務の省力化が図られた。

教育研究拠点形成を目指し、共用スペースの確保と支援を行う。

黒髪北キャンパスについて、平成17年度に実施する室利用状況調査の結果を踏まえながら、共用スペースの確保に向けた検討を行う。

講義室利用状況調査に基づき、大学教育センターの講義室について稼働率向上に向けたケーススタディを行った。

その結果、92室の講義室を73室に集約化する計画案を作成した。

また、この室利用状況調査を基に130㎡の共用スペースを確保し、平成18年4月設置の社会文化科学研究科教授システム学専攻（eラーニング専門家養成大学院）の教員研究室・実習室（3室）として有効利用を図った。

土地・建物等の資産の貸付料の改定を行う。

毎年の消費者物価指数等を踏まえながら、不動産貸付料算定基準のもと改定を行う。

土地・建物の年間貸付の不動産貸付料については、4月1日に改定を行った。

また、講義室及び体育館の不動産一時貸付料については8月12日に改定を行った。これらの改定を行うことにより、近隣施設の貸付料水準が維持できる。

・自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する実施状況

1. 評価の充実に関する実施状況

全学的に教育研究等の活動評価及び教員の個人活動評価を3年に1回実施し、フィードバックすることによって改善を行う。

平成16年度に実施した教員個人活動評価（試行）の結果に基づき、評価基準等の見直しを行う。

また、平成18年度に実施する教育・研究等の組織活動評価に向け、評価基準等を策定する。

教員個人活動評価WGにおいて、前年度実施した教員個人活動評価（試行）報告書を作成するとともに、試行の結果及び試行に対するアンケート結果を踏まえ、教員個人活動評価指針の見直しを行った。この見直しにおいて、学長から、評価結果を給与等に反映させることが示され、全学の教員の理解を得ながら、組織の目標に沿った教員の活動を積極的に評価する方向で全面的に修正を図った。今後は、実施要項・実施要領等の改正を行い、平成18年度から本格実施することとしている。

また、本学における教育・研究等の活動状況を明らかにするため、自己点検・評価として組織活動評価を実施することにしており、前年度に設置した組織評価指針等検討WGにおいて組織評価指針を策定した。なお、この指針の検討過程において、各学部の自己点検・評価が中期目標期間評価や認証評価における基礎資料になることから、18年度に策定する実施要項・実施要領に基づき、資料・データ等の整備を図った上で、19年度から組織評価を実施することとしている。

組織や教員個人の活動の活性化を促すため、評価結果に基づくインセンティブの導入を推進する。

平成16年度における教員個人活動評価の試行を踏まえ、インセンティブの付与方法等について検討する。

教員個人活動評価（試行）の結果を検証し、評価システムの見直しを行う中で学長から示された「評価結果を給与（昇給、賞与等）に反映させる」という考え方などを踏まえて、評価システムの根幹である個人活動評価の指針の改定を行った。

今後、この指針に基づき平成18年度に本格実施される個人活動評価の具体的展開をにらみながら、人事評価制度における教員個人活動評価の位置付け、個人活動評価の結果を人事評価に反映させる方法、人事評価の結果を給与等に反映させる方法について結論を出す予定である。

教育研究活動のデータを収集・分析するシステムを整備・充実する。

a．教育研究情報データベース（EDB）の全学的対応のための開発を行う。

また、大学運営等に関する情報（データベース）との連携について検討を進める。

a．教育研究、地域連携、大学運営等に関する情報（データ）の統合化・一元化を目指し、教育研究情報データベース（EDB）の全学的対応のための開発を行い、一部の部局で試行中である。

(1)平成17年1月までに収集した改良点等について、対応可能なものは平成17年11月までに対応した。さらに、個人活動評価項目（平成16年試行段階）及び特定部局の年表入力専用ページを開設し、また、EDBとのEXCELファイル形式での情報交換機能の試作を行った。

(2)大学運営を推進するためデータ蓄積用データベースの構築を推進するため、データ蓄積用データベースの構成について検討し、サーバシステムの導入を行った。

b．評価のための組織データの収集システム構築の検討を進める。

b. 組織データの収集システムについては、大学評価・学位授与機構が構築予定の大学情報データベースを踏まえて検討を進めてきた。現時点で、未だ同機構の収集項目が確定してはいないが、今後実施される中期目標期間評価及び認証評価に対応するために、現在稼働中の学務情報システム（SOSEKI）や教育研究データベース（EDB）等も活用しながら、今後必要となるデータを蓄積するシステムとして、新たなデータベースの構築を決定し、ハードの整備を図った。次年度から、データ蓄積に向けて、システムソフトの導入を図るとともに、各データベース間の互換性確保とデータ入力における啓発を進めることとしている。

2. 情報公開等の推進に関する実施状況

社会貢献・広報・情報戦略会議において大学情報を分類し、社会のニーズに対応した広報手段を定める。

大学情報を分類し、効果的な広報手段を検討する。

また、持続的な広報の効果を高めるため、本学のアイデンティティを明確にし、ブランド化を進める。

ホームページ（Webページ）、広報誌、記者発表など効果的な広報手段を検討し、実施した。

(1)入試広報については、今年度初めて大学案内（DVD）を作成し、高校生へ本学をPRした結果、本学への理解度が深まったものと期待できる。

(2)ホームページ（Webページ）については、今年度全面改修した結果、利便性やセキュリティ強化が図れた。

(3)定例記者懇談会では、学長自ら本学の教育研究活動（採択プログラム、センター設置等）を定期的に発信した。さらに、放送公開講座の中で本学のイベントを紹介するなどメディアを活用した広報を行った。このように報道機関との連携強化により広報・PR効果が上がった。

また、民間企業から広報専門職を採用し、大学のブランド化活動を開始した。今年度は新たにコミュニケーションマークを制定し、持続的な広報の効果を高める基礎づくりができた。さらに制作過程においては、教職員、学生、卒業生などからアンケート調査を行い、本学のアイデンティティが伝統と先進性であることが明確になった。

ホームページ、広報誌の充実を行う。

ホームページの改修に着手するとともに、全学広報誌の見直しを開始する。

広報戦略WGを中心としてホームページ（Webページ）の改修に着手し、今年度完成した。これによりアクセスの利便性やスピードの改善及びセキュリティの強化を図った。

また、全学広報誌は167誌にのぼっており、目的・配布先・部数等の調査を終え、大学全体として広報誌のあり方の検討を開始した。

学外に情報プラザ等を開設する。

情報発信を目指した学外コーナーを実現するための方策を検討する。

昨年度からの東京リエゾンオフィスでの広報誌、パンフレット等の配布活動に加え、本年度から、市の中心部に開設した、地域と一緒にまちづくりの技術や計画を学習し、教育研究活動を紹介する拠点「まちなか工房」を活用した情報発信を開始した。

また、今年度開設した中国での活動拠点「上海オフィス」を利用した情報発信を始めた。

積極的に記者発表を行う。

定例記者懇談会を継続的に実施し、報道内容等を検証した上で、活用を図る。

また、報道機関へのリリースを積極的に行う。

大学の方針、教育内容や方法、研究活動などについて、学長自ら報道機関に発表し、新聞、テレビ等を通じ広く一般に周知するため、今年度は隔月ごとに計6回の定例記者懇談会を実施したほか、臨時記者発表を5回実施した。

また、報道機関へのリリースを積極的に行い、リリースは67回と昨年度から倍増し、報道機関からの取材依頼も57件にのぼった。

さらに、広報担当職員を民間のPR・広報講座に派遣し、効果的なリリース方法に反映させた。

・その他の業務運営に関する実施状況

1. 施設設備の整備・活用等に関する実施状況

1) 施設設備の整備

施設整備の長期構想（マスタープラン）を策定し、計画的な整備を行う。

平成16年度に策定した年次計画に基づき、黒髪キャンパスマスタープランを策定する。

また、情報ネットワーク館（図書館の増築）の整備を行う。

昨年の評価で指摘されたキャンパスマスタープランの策定については、「国立大学法人熊本大学におけるキャンパスマスタープランの基本方針」（平成16年7月27日企画会議承認）を基に、本年度は黒髪キャンパスについてより分かりやすく、ビジュアルなキャンパスマスタープランを策定した。また、本マスタープランは文部科学省、同窓会等へ配布した。

今後は、このマスタープランを基に、地元の自治体や企業等各方面に対し周辺環境の整備や財政的支援を働きかけると共に計画的な整備を推進する。

情報ネットワーク館（図書館の増築）は、平成18年3月に整備が完了し、閲覧室や書庫の狭隘化を解消すると共に学生サービスの向上を図った。

さらに、放送大学熊本学習センターと合築整備を行ったことにより、相互利用が可能となり教育の質の充実・向上及び地域社会への貢献が図られている。

ユニバーサルデザインや環境保全等の社会的要請に配慮した施設整備を行う。

中央診療棟、情報ネットワーク館（図書館の増築）の建設において、ユニバーサルデザインや環境保全等を配慮した整備を行う。

中央診療棟、情報ネットワーク館の整備において、ユニバーサルデザインや地球環

境に配慮した整備を行った。具体的には、ユニバーサルデザインでは段差のない玄関アプローチ、点字、誘導ブロックの敷設、誘導サイン、ピクトサイン、多目的トイレ等の整備を行い、また、地球環境への配慮では屋上緑化の整備、再生材料、エコケーブル、インバータエアコン等を使用した。

さらに、営繕工事において段差解消、スロープや自動ドア等の設置を行い、ユニバーサルデザインに配慮した整備を実施し、安全性や利便性の向上を図った。

また、今後も継続して社会的要請に配慮した施設整備を推進するため、本年度策定した「黒髪キャンパスマスタープラン」の基本コンセプトに“地球環境への配慮”、“快適で豊かなキャンパス”を掲げている。

P F I方式や寄附金等の民間資金導入による施設整備を推進する。

P F I方式や寄附金等の民間資金導入による施設整備を図るため、学内や学外から広く情報及び資料の収集を行う。

P F I方式による施設整備においては、「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」及び「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」の2件を実施しているが、今後の施設整備を実施していくうえでの参考とするため、「国立大学附属病院等におけるP F I推進のための調査の有識者会議」の傍聴や、他国立大学法人で実施しているP F I方式による施設整備の情報及び資料の収集を行った。

寄附金等の民間資金導入による施設整備においては、卒業生の寄附金により「熊本大学医学部弓道場」（金額4,500千円）の整備を行った。また、今後の施設整備の参考とするため、附属病院立体駐車場計画等の情報及び資料の収集を行った。

競争的資金等においては、文部科学省の特別教育研究費の採択を受けて「ものづくり創造融合工学教育事業」の出張研究室として「まちなか工房」を学外の民間スペースに開設した。同工房には研究スペースや展示・ゼミスペース（約120㎡）があり、地域との共同事業の企画や公開セミナーの開催等、積極的な活動により地域との連携が活性化されている。

新たな整備手法のひとつとして、不足している連携研究スペースを確保するため、（独）中小企業基盤整備機構による「くまもと大学連携インキュベータ」事業に参画し、学外の民間スペース（56㎡）を確保した。今後、本学の革新的な技術シーズ、アイデアを活用した大学発ベンチャーの創出活動の促進を図ることとしている。

このように、P F I方式や寄附金等の民間資金導入による施設整備を図るため、情報及び資料の収集を行いつつ、寄附金や競争的資金等による新たな整備手法を取り入れた施設整備を積極的に実施している。

P F I方式による事業契約を行った「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」を確実に推進する。

「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」は事業計画に基づく施設の整備を完了し、その目的に沿った運用を行う。

「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」については建設工事が完成し、平成17年8月に建物の引渡を受け、運用を開始した。今後、維持管理期間中（平成30年3月まで）は適切な維持管理業務とそのモニタリングを実施する。

「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」をP F I事業として確実に推進する。

「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」は事業計画に沿って整備を

行う。

「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備等事業」は、事業計画に沿って平成17年4月に基本契約を締結、6月から第1期改修工事に着手し、平成18年2月末に工事を完了した。

また、工事が完了した部分から維持管理業務とそのモニタリングを実施している。

このことにより、本工事を終えた工学部2号館において学生支援室や学生相談室、リフレッシュスペースを設ける等教育研究環境の改善を図った。

引き続き、第2期改修工事に着手している。

2) 施設設備の有効活用・維持保全

施設マネジメントを行うための組織とシステムを構築し、施設設備の維持保全と利用に関する点検・評価を行う。

建物維持保全のための調査（保全に関する点検・調査シートにより）を実施し、今後の改修計画の立案に活用する。

また、施設マネジメントを効率的に進めるための支援ソフトの導入を図る。

施設マネジメント推進検討部会を中心に、主要団地の利活用状況や維持保全状況の調査を実施し、その結果を基に中期計画期間中の改修計画を策定した。本年度は、施設の有効活用を図るため、改修計画による整備及び計画以外の改修整備等を実施した。

（主な整備内容については下表のとおり）

整備内容	面積(m ²)	効果
保健学科改修	460	学年進行に伴う整備
創薬研究センター整備 (計画外改修)	150	新組織に対応した整備
沿岸域研究センター改修	30	宿泊研究棟の機能改善
五高記念館事務室整備	30	五高記念館利活用の 推進拠点整備
旧図書館工学部分室外壁補修 (計画外改修)	一式	安全確保
合宿研修棟、器具庫外外壁補修 (計画外改修)	一式	安全確保
福利施設・体育館・食堂屋根改修	一式	老朽化解消整備

室調査・保全調査・建物基本情報・設備機器台帳等のデータを活用し、施設マネジメントを効率的に進めるため、施設管理システムを導入した。

調査の過程で、GHP（ガス焚き空調機）を使用している建物とその他建物において、

異なるガス供給契約がなされていることが判明した。本学とガス会社双方による確認作業の結果、GHPを使用する建物を包含する黒髪団地を一体とした割引契約ができることが確認できたため7月より契約変更を行った。これによりガス使用量料金が平成16年度に比べて約330万円の節減（8月以降の実績）となった。

また、エレベーターの保守契約についても検討を行った。現在、製造所毎に単年度契約としているが、複数年契約とすることで年間約450万円（11%）の経費節減が見込まれるため、18年度より複数年契約（3年）を実施することとした。

さらに、支援ソフトの導入に際して、本学の研究室（工学部）と連携して、要望調査システム（大学の施設環境に対する要望や提案をアップロードするシステム）の構築を行った。今後は本システムを稼働させ学生、教職員の意見をより早く、より多く収集し、施設整備の充実に向けて活用する。

点検・評価に基づき、施設設備を計画的・効率的に維持保全するとともに、スペースを有効に活用する。

黒髪北キャンパスについて、室利用調査を実施し利用実態の把握を行い、その結果を踏まえながら室の効率的な運用を進める。

また、平成16年度に引き続き、全学の講義室利用状況調査を実施し、稼働率の向上に向けた必要な改善を図る。

室利用状況調査及び講義室利用状況調査を基に、利用状況や稼働率等の点検・評価を行った。その結果、大学教育機能開発総合研究センターの講義室を平成18年4月設置の社会文化科学研究科教授システム学専攻（eラーニング専門家養成大学院）の教員研究室や実習室（3室、130㎡）として有効利用を図った。

講義室利用状況調査に基づき、大学教育機能開発総合研究センターの講義室について稼働率向上に向けたケーススタディを行った。その結果、92室の講義室を73室に集約化し、稼働率を9ポイント上昇させると共に、共用スペースを設ける計画案を作成し、講義室の稼働率を向上させるため関係部局と協議を行った。

室の効率的な運用を進めるため、電子事務局構想の一環として講義室を含めた共通施設の施設予約システムの構築を進めており、18年10月から運用開始予定である。このシステムの導入により全学的に業務の効率化・合理化を行い、利用者へのサービスの向上と共に更なるスペースの有効活用を図ることとした。

講義室利用状況調査に基づき、工学部講義室の稼働率向上に向けた計画を策定し、「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備等事業」において整備した。

その結果、大講義室を学生支援室や学生相談室、リフレッシュスペースに転用する等、学生アメニティーが向上し、有効活用が図られた。

既存の全学共用スペースを部局横断的かつ流動的に活用するため、「国立大学法人熊本大学施設の有効利用に関する要項」の見直しを行い全学的に周知を図った。

点検・評価の結果は、マスタープランに反映させる。

平成16年度に策定したキャンパスマスタープラン（暫定版）の見直しを行い、黒髪地区のキャンパスマスタープランを策定する。

「国立大学法人熊本大学におけるキャンパスマスタープランの基本方針」（平成16年7月27日 企画会議承認）を基に、広く施設整備について理解を得るため、今年度は黒髪キャンパスについてより分かりやすく、ビジュアルなキャンパスマスタープランを策定した。また、本マスタープランは文部科学省、同窓会等へ配布した。

今後は、このマスタープランを基に、地域の自治体や企業等各方面に対し周辺環境

の整備や財政的支援を働きかけると共に計画的な整備を推進する。

長期間にわたって施設設備を良好で安全な状態に保ち活用するために、教職員、学生の意識の向上を図る。

学生、教職員の意識改革を高めるため、ホームページを利用して、施設の利用状況や施設を有効に活用する情報を発信する。

安全・安心で快適な施設・設備を維持するために“熊本大学 建物保全マニュアル”を作成し、ホームページ（Webページ）で公表した。この保全マニュアルにより学生、教職員に日頃から施設・設備の点検ポイントを認識してもらえよう意識改革の向上に努めた。

また、国（文部科学省）の施策（知の拠点、省エネ対策、バリアフリー対策、施設マネジメント関連等）をホームページ（Webページ）で積極的に発信し、学生、教職員の意識の向上に努めた。

省エネ対策の一つとして、待機電力削減のための実態調査を実施した。その結果、夜間における待機電力を約16%削減することができたため、ホームページ（Webページ）でこの情報を発信し、教職員、学生に省エネに対する啓発を促した。

伝統的施設の保存と有効活用を推進する具体的な計画を策定し、順次実施する。

a．平成17年度以降保存する伝統的施設を選定し、保存方法の検討、運用、保存のための計画を立て、施設の保存と有効活用に努める。

a．本年度策定した黒髪キャンパスマスタープランにおいて、今後保存する伝統的施設（五高記念館、化学実験場、工学部研究資料館等）を選定した。この伝統的建造物周辺を歴史ゾーンと位置づけ、地域住民にも開放している。

五高記念館の保存と利活用を推進するためプロジェクトチームを発足させ、「地域資源としての五高記念館の活用整備研究」を課題とし、「熊本大学ユニバーシティ・ミュージアム構想 第1次五か年計画（案）」を策定した。今年度は、その計画に基づき館内の一部を事務室に改修しプロジェクトの拠点を設けた。

また、特に痛みの激しい外部木製建具と樋の改修を実施し伝統的施設の保存に努めた。

b．中央診療棟整備に伴い、非常勤講師宿泊施設（本荘地区：登録有形文化財）の曳き家を実施し保存建物として有効活用を図る。

b．本荘北キャンパスの非常勤講師宿泊施設（山崎記念館）は、登録有形文化財の指定を受けており、中央診療棟の整備に伴い曳き家を実施すると共に、有効活用のための改修計画を策定した。

また、登録有形文化財の曳き家ということで、国立大学の施設関係部署に見学会の照会を行い、文化財の整備に関する知識の向上を図った。

2．安全衛生管理に関する実施状況

1) 教職員の安全確保等

中央安全衛生委員会、事業場毎の安全衛生委員会、安全管理室等を設置し、労働安全衛生法を踏まえた安全な職場環境を確保する。

平成16年度の各種測定・検査結果を分析・検討し、安全な職場環境の維持・改善に努める。

平成16年度の各種測定・検査結果を分析・検討し、本年度の産業医及び衛生管理者の巡視並びに作業環境測定に活用し、薬品の管理及び使用状況の不備、ガスボンベの使用状況の不備、法令等に基づく実験室や廊下等の通路幅の確保、倒れやすいロッカー・キャビネット等の転倒防止等、安全衛生上問題があると思われるものについて改善計画等を部局等に求め、安全な職場環境の維持・改善に努めている。

R I 及び有害物質等のデータベースシステムを構築し、管理を充実させる。

有害物質等の管理を充実する方策の一環として、化学薬品の管理システムの構築に関し、本学に適したシステムの構築のための具体的な検討を行う。

また、平成16年度に構築した放射線作業従事者に係る個人管理（健康診断・被曝測定・教育訓練）に関するデータベースの運用・管理について検討を行う。

有害物質等の管理を充実する方策の一環として化学薬品の管理システムの構築に関し、薬品管理システム構築専門委員会において、導入済みの他大学の調査及び既存システムのデモンストレーション等を実施するなどして、本学に適した薬品管理システムについての検討を行った結果、システムの仕様を平成18年3月に確定した。

また、平成18年度は、システムを導入し、運用を開始する予定である。

放射線障害防止専門委員会にWGを設置して、運用・管理上の問題点の洗い出しを行った。

その結果、データ更新時等の各部局との連絡体制に問題があることが判明したため、今後各部局でのデータ入力を各キャンパスのR I 施設で一元的に行い、データ更新の都度、関係部署へ通知するように運用方法の変更について検討した。

教職員等に対して安全衛生管理に関する教育及び研修を実施する。

採用者等に対する安全衛生教育を実施するほか、それ以外の職員についても安全衛生に関する教育及び研修を計画的に実施する。

4月及び10月に新規採用職員を対象に安全衛生教育を実施したほか、以下の安全衛生に関する講演会等を実施した。

（延べ開催数：15回、延べ参加数：870名）

- ・大学における一般的な安全管理に関する講演会
- ・受動喫煙に関する講演会
- ・メンタルヘルスに関する講演会

2) 学生等の安全確保等

施設の定期点検を実施し、必要に応じ改修等を行う。

引き続き、キャンパス及び施設を点検し、計画的に整備と対策を実施する。

また、構内の防犯体制の充実を図るために、門扉の閉門と夜間の巡視員の増員を図るなどの措置を実施する。

学生寮の居室の壁及びクロス張り替え、補食室、洗面室、浴室タイルなど不具合のあった箇所の修理を行った。運動施設等については、ラグビー場の改修整備を行い、学生会館及び旧体育館屋根塗装補修も行った。

学生の福利厚生施設(食堂)の環境整備の一環として、外壁等の改修工事を行った。
なお、今後も年次計画的に危険箇所、不具合箇所の点検・整備を行うとともに、本学のキャンパスマスタープランに併せて施設改善を図ることとしている。

また、学生委員会の発案でキャンパスにおける安全管理対策の一環として、平成17年4月から、学生の退庁時間を原則23時(部局によっては23時以前)とし、一部の門を除き23時から翌朝7時まで閉門することとした。また、常駐の警備員を配置し、2名体制による巡回を行っている。

学生等に対して、実験・実習等における危険物取扱い・放射線安全管理・バイオハザード対策等についての安全衛生教育を徹底する。

引き続き、実験・実習等における安全教育、衛生教育を実施する。

安全衛生教育の充実を図る目的で、中央安全委員会で作成した「2005健康・安全の手引き」により学生に安全衛生に対する周知を行った。

また、部局等においては、実験・実習を行う前に独自に作成した手引きや口頭注意等により、安全衛生教育の徹底を行った。

今後、口頭注意等を文章化して手引書とするなどの方策を図る。

附属学校園の幼児・児童・生徒に対する安全を確保するため、施設の点検・整備、避難訓練、安全管理マニュアルの見直し・改善を行う。

安全に関する社会の状況や学校の現状を踏まえ、幼児・児童・生徒への適切な安全教育及び安全管理を行う。

平成16年度の訓練結果等を考慮し、不審者侵入や災害等を想定した新たな訓練方法を検討して、実施する。

平成16年度の実施状況を参考に、安全管理マニュアルの見直しを行う。

平成16年度の実施状況を分析し、定期的に安全点検を実施するとともに、不備な箇所の整備を行う。

- a. 各附属学校園ごとに、全校集会、ホームルーム等で交通安全、不審者対応及び火災対応などの安全教育を行った。なお、幼稚園においては、保護者も参加し、同様の安全教育を行った。

各学校においては、附属小学校で教頭が、独立行政法人教員研修センターが主催する学校安全管理研修会に参加し、その内容を復講して職員の意識を高めるとともに児童への指導を行った。附属中学校では、PTAによる通学路点検、職員、PTAによる登下校指導(定期)を行った。附属養護学校では、夏季・冬季などの長期休業あけに安全な登下校指導(校門前・公園入口)及び日常の登校指導(校門前)を実施した。附属幼稚園では、近くの交番と連携を密にし、侵入者等があった場合には、即座に対応できるようになっており、また、宿泊保育の場合などには、夜間の特別パトロールの実施などの協力体制をとり、それぞれ安全確保に努めている。

- b. 平成16年度の訓練結果を踏まえ、不審者への対処方法(附属小学校にさすまた10本の配置増、附属幼稚園に催涙スプレーの配置増など)の改善を図り、不審者侵入や災害を想定した避難訓練を実施し、防災についての意識の向上を図った。

- c. 平成16年度の実施状況を参考に、安全管理マニュアルの見直しを行った。例えば、附属幼稚園では、幼児がケガをした場合の病院での処置後の様子について、担任教員だけでなく、管理職員も直接確認することとし、今後の事故時の対応に活かすこととした。

d. 平成16年度の点検状況を分析し、窓ガラスの破損の補修、施錠不備の整備、整理整頓の徹底などを行うとともに、毎月1回定期的に職員による安全点検を実施し、安全の確保に努めた。

また、附属養護学校では、臨時の職員作業日を設定して校内の整備を行ない、安全な環境づくりに努めた。

・ 予算（人件費見積含む。） 収支計画及び資金計画

1. 予算

（単位：百万円）

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算 - 予算)
収入			
運営費交付金	16,723	16,723	0
施設整備費補助金	1,051	1,083	32
施設整備資金貸付金償還時補助金	1,034	3,103	2,069
補助金等収入	0	169	169
国立大学財務・経営センター施設費交付金	58	58	0
自己収入	20,760	21,758	998
授業料及び入学金及び検定料収入	6,164	6,342	178
附属病院収入	14,493	15,189	696
雑収入	103	227	124
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,128	2,442	314
長期借入金収入	5,675	5,615	60
目的積立金取崩	0	245	245
計	47,429	51,196	3,767
支出			
業務費	28,198	30,008	1,810
教育研究経費	15,390	14,968	422
診療経費	12,808	15,040	2,232
一般管理費	7,204	5,180	2,024
施設整備費	6,784	6,756	28
補助金等	0	163	163
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,128	2,286	158
長期借入金償還金	3,115	5,145	2,030
計	47,429	49,538	2,109

2. 人件費

（単位：百万円）

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算 - 予算)
人件費（退職手当は除く）	20,051	19,967	84

3. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算 - 予算)
費用の部	39,333	40,254	921
經常費用	39,333	40,209	876
業務費	32,617	35,287	2,670
教育研究経費	2,550	4,001	1,451
診療経費	6,389	8,191	1,802
受託研究経費等	1,284	1,160	124
役員人件費	287	179	108
教員人件費	12,997	12,350	647
職員人件費	9,110	9,406	296
一般管理費	2,636	956	1,680
財務費用	598	613	15
雑損	0	1	1
減価償却費	3,482	3,352	130
臨時損失	0	45	45
収益の部	39,476	40,796	1,320
經常収益	39,476	40,791	1,315
運営費交付金収益	15,051	15,312	261
授業料収益	4,693	5,159	466
入学金収益	774	781	7
検定料収益	175	158	17
附属病院収益	14,493	15,419	926
補助金等収益	0	96	96
受託研究等収益	1,284	1,338	54
寄附金収益	760	845	85
財務収益	1	5	4
雑益	102	406	304
資産見返運営費交付金等戻入	861	169	692
資産見返補助金等戻入	0	3	3
資産見返寄附金戻入	33	132	99
資産見返物品受贈額戻入	1,249	968	281
臨時利益	0	5	5
純利益	143	542	399
目的積立金取崩益	0	233	233
総利益	143	775	632

4. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算 - 予算)
資金支出	50,156	54,273	4,117
業務活動による支出	35,252	33,790	1,462
投資活動による支出	9,062	6,664	2,398
財務活動による支出	3,115	2,862	253
翌年度への繰越金	2,727	10,957	8,230
資金収入	50,193	54,273	4,080
業務活動による収入	39,611	40,740	1,129
運営費交付金による収入	16,723	16,723	0
授業料入学金及び検定料による収入	6,164	5,986	178
附属病院収入	14,493	15,191	698
受託研究等収入	1,284	1,393	109
補助金等収入	0	163	163
寄附金収入	844	1,062	218
その他の収入	103	222	119
投資活動による収入	2,143	1,146	997
施設費による収入	2,143	1,141	1,002
その他の収入	0	5	5
財務活動による収入	5,675	5,615	60
前年度よりの繰越金	2,764	6,772	4,008

. 短期借入金の限度額

限度額：41億円 借入実績該当無し

. 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中央診療棟建設、基幹・整備及び病院特別医療機械設備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地について、担保に供した。

. 剰余金の使途

使途：教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。
本年度取崩額：245百万円 教育、研究の環境改善を図った。

・その他

1. 施設・設備に関する状況

(単位：百万円)

施設・設備の内容	決定額	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・(医病)中央診療棟 ・(医病)基幹・環境設備 ・(黒髪)情報ネットワーク館 ・(本荘)発生医学研究センター施設整備事業 ・(黒髪)工学部他校舎改修施設整備等事業 ・アスベスト対策事業 ・小規模改修 ・病院特別医療機械 (再開発設備) 	<p>総額 6,756</p>	<p>施設整備費補助金(1,083) 船舶建造費補助金(0) 長期借入金(5,615) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (58)</p>

2. 人事に関する状況

1) 適切な人員管理

新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。

平成16年度に策定した人事方針を踏まえて、平成17年度実施計画に基づく配置を行うとともに、平成18年度以降の実施計画について、検討する。

本年度実施計画に基づき、新規に設置した政策創造研究センターなどに8名を配置した。平成18年度の実施計画については、部局長等連絡調整会議の学内合意も得て、全学留保定員を確保するとともに、学長の命により平成18年度の配置計画を作成した。

教育、研究、社会貢献について戦略的な人事を行うため、教員定員の一定数を全学的に確保・運用する。

平成17年度実施計画に基づく、配置を行うとともに、平成18年度における全学留保定員の配置計画を作成する。

本年度実施計画に基づき、教育、研究、社会貢献について戦略的な人事を行うため、附属病院などに6名を配置した。また、学長の命により、部局長等連絡調整会議の合意も得て、全学留保定員を確保するとともに、重点推進事項として大学院の充実などに対して平成18年度の配置計画を作成した。

2) 多様な人事制度の構築

外部の専門家の採用及び外部機関との円滑な人的交流を推進するため、年俸制などの多様な雇用が可能となる人事制度を整備し、導入する。

平成16年度の調査に基づき、専門性の高いポストについて、多様な雇用形態が可能となるよう検討する。

専門性の高いポストについて雇用形態を検討し、地域の新聞社と出向契約を締結するという新しい雇用形態を導入した。これにより新聞記者1名を生涯学習教育研究センター助教授として採用し、住民・行政・産業界・大学などとのネットワークの強化を図った。

また、総合情報基盤センターにおけるインストラクショナル・デザイン分野や政策創造研究センターにおいては、専門性の高い新規組織ということから、任期制を導入した。

産学官連携推進等の社会のニーズに対応するため、責務相反の観点を踏まえ、兼職・兼業のルールを策定する。

平成16年度に調査した現行制度に対する各部局等の意見の分析結果に基づき、現行規則等の見直しを開始する。

平成17年2月に部局長等に対して現行の兼業制度についての意見の聴取を行い、人事課において精査及び分析を行い、現行規則を見直し、部局長等の兼業の緩和等について検討を行っている。

3) 人事評価システムの整備

教職員の人事評価の基準を確立し、サバティカル制度等のインセンティブを付与するシステムを構築する。

a. 平成16年度に試行した結果を踏まえた教員の個人活動評価の本格実施に向けた検討と連携し、教員の人事評価制度について検討する。

a. 教員個人活動評価（試行）の結果を検証し、評価システムの見直しを行う中で学長から示された「評価結果を給与（昇給、賞与等）に反映させる」という考え方などを踏まえて、評価システムの根幹である個人活動評価の指針の改定を行った。

今後、この指針に基づき平成18年度に本格実施される個人活動評価の具体的展開をにらみながら、人事評価制度における教員個人活動評価の位置付け、個人活動評価の結果を人事評価に反映させる方法、人事評価の結果を給与等に反映させる方法について結論を出す予定である。

b. 事務系職員及びその他の職員の現行の勤務評価を見直し、引き続き、人事評価基準等について検討する。

b. 昨年の評価で指摘された事務系職員の新しい人事評価制度については、大学評価企画・実施会議事務体制評価ワーキンググループ及び事務協議会事務評価検討ワーキンググループの合同ワーキンググループにおいて検討し、本年度は、「事務系職員の人事評価に関する基本的な考え方」及び「新しい人事評価の模擬試行について」により、一部の課等において模擬試行を行った。模擬試行の結果、評

働者間の評価基準の統一、評価者と被評価者とのコミュニケーションギャップ等の課題が挙げられた。

この課題を踏まえ、見直しを行い平成18年度には、本格実施に向けて事務系全体における試行を実施予定である。

4) 任期制・公募制の推進と外国人・女性等の採用

各教育研究組織において任期制を検討し、教育研究にとって任期制が有効なものについては導入する。

既に任期制を導入している組織について任期制の効果を検証し、新たな組織への任期制の導入を検討する。

大学における、教育研究組織の活性化を図るうえで、優秀な教育研究者を確保することは最重要課題である。本学では、エイズ学研究センター、発生医学研究センター及び政策創造研究センターにおいて任期制を導入しているが、その効果を検証し、他の組織にも拡大することが求められている。

本年度は、企画会議において任期制を導入した組織の状況を調査し、検証した結果、研究の推進においては当該組織の目的あるいは目標意識が高まるなどその効果が認められた。そのことから、新たに設置するセンター等の組織については、基本的に任期制を導入することとした。

企画委員会において教員の選考方法を全学的に調整し、公募による選考割合を増加させる。

平成16年度の教員選考方法の評価を踏まえ、教員選考の評価基準の策定について検討するとともに、公募制の拡大に向けた方策を検討する。

公募制の拡大に向けて、企画委員会教員人事専門委員会において全学的見地から、教育職員の選考基準評価方針を策定し、教員選考基準の評価を実施するとともに、同委員会において公募制が原則であることを各部局に対して指導している。

本年度の公募による選考割合は、76.74%であった。

平成15年9月現在、外国人教員の割合は0.7%であるが、募集手段・媒体を工夫するなどの措置をとり、有能な外国人の採用に努める。

引き続き、有能な外国人の教員の採用に努める。

教員公募を行うに当たっては、全世界からの応募が可能となるように、本学のホームページ(Webページ)(英文)に掲載するだけでなく、JREC-IN(研究者人材データベース:ジェイレックイン)に掲載している。また、外国人教員の在職状況について部局長等連絡調整会議において、報告し啓発している。

なお、本年度の外国人教員の割合は、平成15年度と比較して0.9ポイント上昇し、1.6%である。

平成15年9月現在、女性教員の割合は11%であり国立大学の全国平均より高いが、今後とも能力・業績・適性に基づく採用を進める。

引き続き、公募制を推進し、男女の区別なく公正な人事を行う。

教員採用を行うに当たっては、能力・業績・適正に基づく審査を行うため、各部局

において複数の教員による教員選考委員会を設置し、公正な人事を行っている。また、公募を原則とし、公募要領についての評価を実施しているところから、男女の区別なく優秀な人材を広く求めていくことを推進している。なお、女性教員の在職状況について部局長等連絡調整会議において、報告し啓発している。

なお、女性教員の割合は、12.04%であり、国立大学の全国平均11.12%を上回っている。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流

優秀な人材確保の観点から、専門性が求められる業務については、選考採用を可能とする制度を導入する。

平成16年度の調査結果に基づき、専門性の高いポストについて、選考採用を可能とするために採用基準等を策定する。

平成16年度の調査に基づき、専門知識・経験を有する者が参画するのに有効な組織・職について、一般事務系職員の選考採用基準を作成した。この基準に基づき、選考採用を可能とする制度を導入した。

事務職員等の質の向上及び組織の活性化の観点から、文部科学省での勤務や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を行う。

文部科学省での勤務や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を計画的に行う。

九州地区における人事交流は、職員の資質・能力の向上を図り、もって組織の活性化に資することを目的として、他大学法人等と人事交流を行っている。

人事交流機関名：九州大学、佐賀大学、宮崎大学、鹿屋体育大学、有明工業高等専門学校、熊本電波工業高等専門学校、八代工業高等専門学校、阿蘇青年の家、諫早少年自然の家

平成17年4月1日 転出者16名 転入者18名

文部科学省での実務経験を行うことにより、職員の人材育成を目的として行政実務研修制度が設けられているが、本年度は、該当がなかった。

職員の質の向上を図るため、研修制度を充実する。

民間企業での研修や私立大学等への研修制度及び大学院への修学制度について検討し、可能なものから実施する。

また、放送大学を利用した研修をさらに充実する。

今年度はまず、窓口業務職員に対し、実地に顧客に接することで接遇の心得を習得させることを目的に民間企業（地元百貨店）での研修を実施し、3名を10日間派遣した。更に、国際交流業務研修を6月から2月まで毎月1回計9回、外部講師による講義2回を実施し、18名が受講した。

私立大学等への研修制度及び大学院への修学制度については、派遣先大学、履修させる科目などについて検討していくこととしている。

また、放送大学を利用した研修も継続し、職員の自己啓発促進の観点から、受講科目を推薦科目以外も認めることとした。

民間企業派遣研修では、地元百貨店での研修の結果、接遇の心得を学ぶことができたほか、経営の一端に触れるなど成果があった。

その他、本年度は、次の研修を実施した
 新採用職員研修（2回開催、受講者：26人）
 新採用職員実務体験研修（受講者：9人）
 管理職員（課長級）研修（受講者：22人）
 パソコン研修（6回開催、受講者：99人）
 英語会話研修（受講者：11人）

放送大学受講者数

第1学期 24人

第2学期 30人

2. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

(単位：百万円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付金	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返 運営費交付金	資本 剰余金	小計	
平成16年度	639						639
平成17年度		16,722	15,312	1,005	0	16,317	405

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細
平成17年度交付分

(単位：百万円)

区 分	金 額	内 訳
成果進行基準による振替額	289	<p>成果進行基準を採用した事業等： <教育改革事業> ・ものづくり創造融合工学教育事業 ・熊本大学LINK構想を活用した地域再生推進事業 <研究推進事業> ・臨床医学疫学研究機関関連事業、 ・ナノスペース電気化学研究創出事業 ・消化器癌の腹膜播種阻止に向けた新しい予防的治療戦略の開発 ・国費留学生支援事業 ・卒後臨床研修必修化に伴う研修経費 当該業務に関する損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額：289 (備品費：3、消耗品費：116、その他の経費：170) イ)自己収入に係る収益計上額：0 ウ)固定資産の取得額：教育研究機器 98、差入保証金 5 運営費交付金収益化額の積算根拠 教育改革事業及び研究推進事業については、計画に対して十分な成果を上げたと認められることから、資産見返運営費交付金を除いた運営費交付金債務を全額収益化。 国費留学生支援事業については、予定した在籍者数を満たしていたため、運営費交付金債務を全額収益化。 卒後臨床研修必修化に伴う研修経費については、医員・研修医の延月人数が予定人数を満たしていないため、運営費交付金債務89百万円を収益化。</p>
運営費交付金収益	103	
資産見返運営費交付金	0	
資本剰余金	392	
計		
期間進行基準による振替額	12,938	<p>期間進行基準を採用した事業等：成果進行基準及び費用進行基準を採用した業務以外の全ての業務 当該業務に関する損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額：12,938 (人件費：11,904、その他の経費：28) イ)自己収入に係る収益計上額：0 ウ)固定資産の取得額：建物 32、教育研究機器等 175 運営費交付金の振替額の積算根拠 学生収容定員が一定数(85%)を満たしていたため、期間進行業務に係る運営費交付金債務を全額収益化。</p>
運営費交付金収益	207	
資産見返運営費交付金	0	
資本剰余金	13,145	
計		
費用進行基準による振替額	2,085	<p>費用進行基準を採用した事業等：退職手当、障害学生特別支援事業、その他 当該業務に係る損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額：2,085 (人件費：1,973、その他の経費：112) イ)自己収入に係る収益計上額：0 ウ)固定資産の取得額：研究機器 1、医療用機器 694 運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務2,086百万円を収益化。</p>
運営費交付金収益	695	
資産見返運営費交付金	0	
資本剰余金	2,780	
計		
国立大学法人会計基準第77第3項による振替額	0	該当なし
合計	16,317	

(3) 運営費交付金債務残高の明細

(単位 : 百万円)

交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発生理由及び収益化等の計画
16年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	0 該当なし
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0 該当なし
	費用進行基準を採用した業務に係る分	639 退職手当 ・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。 在外研究員等旅費 ・在外研究員等旅費の執行残であり、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了時に国庫返納する予定である。
	計	639
17年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	30 卒後臨床研修必修化に伴う研修経費 ・卒後臨床研修必修化に伴う研修経費について、医員・研修医の延月人数が予定人数を満たしていないため、その残額を債務として翌事業年度に繰越したもの。 ・当該債務は、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了時に国庫返納する予定である。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0 該当なし
	費用進行基準を採用した業務に係る分	375 退職手当 ・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。 P F I 施設維持管理経費 ・ P F I 施設維持管理経費の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。 一般施設借料 ・一般施設借料の執行残であり、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了時に国庫返納する予定である。
	計	405

・ 関連会社及び関連公益法人等

1 . 特定関連会社

特定関連会社名	代表者名
該当なし	

2 . 関連会社

特定関連会社名	代表者名
該当なし	

3 . 関連公益法人等

関連公益法人名	代表者名
該当なし	